

令和2年定例会
産業生活常任委員会
年間白書

令和3年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2～ P 21
3. 委員長報告等	P 22～ P 93
4. 所管事務調査報告書	P 94～ P 193
5. 議会報告会の概要	P 194～ P 197
6. 高校生議会意見書	P 198～ P 209

1. 委員会の構成

委員長 三木 隆

副委員長 笹井 絹 予

委員 太田 紀 子

小川 政 人

中川 雅 晶

日置 記 平

樋口 龍 馬

諸岡 覚

2. 委員会開催状況

予算常任委員会産業生活分科会 審査順序

令和2年5月18日（月）

○商工農水部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費

…補正予算書 P20～〕

<会議用システム内のフォルダ>

01_5月開会議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会 事項書

令和2年5月19日(火)

第3委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. その他

予算常任委員会産業生活分科会
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会
審査順序

令和2年6月22日（月）10：00～

○**市民文化部**

≪**予算常任委員会産業生活分科会**≫

1. 議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
〔第17目 コミュニティ活動費 …補正予算書 P14～〕

2. 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
〔第19目 文化振興費 …補正予算書(2) P14～〕

≪**産業生活常任委員会**≫

3. 議案第12号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について …議案書 P97～

4. 地域活動費（館長権限予算）事業について（報告）

≪**産業生活常任委員会協議会**≫

5. 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について

6. 男女共同参画プラン2021～2025（骨子案）について

7. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について

≪**産業生活常任委員会所管事務調査**≫

8. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

○**商工農水部**

《予算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費

…補正予算書(2) P16～〕

第2項 畜産業費

〔第2目 畜産振興費

…補正予算書(2) P16～〕

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費

…補正予算書(2) P16～〕

《産業生活常任委員会所管事務調査》

10. 新型コロナウイルス感染症対応事業の現状について

○**市立四日市病院**

《産業生活常任委員会協議会》

11. 市立四日市病院における新型コロナウイルス感染症対応について

○**その他**

《産業生活常任委員会所管事務調査》

12. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

《産業生活常任委員会》

13. 休会中の所管事務調査について

日程案：7月28日（火）午後1時30分～

14. 8月定例会議会の議会報告会について

日程案：令和2年10月12日（月）

会場案：保々地区市民センター2階大会議室

＜会議用システム内のフォルダ＞

03_6月定例会議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和2年7月28日（火）13：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 産業の創出・活性化について

（その他）

2. 行政視察について

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料等

04_休会中(7～8月)－06_産業生活常任委員会

決算・予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和2年8月31日（月）13：00～

○商工農水部

【商工課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

…決算書 P206～、主要施策実績報告書 P145～

第7款 商工費

第1項 商工費（関係部分）

…決算書 P216～、主要施策実績報告書 P154～

《産業生活常任委員会協議会》

2. 三重北勢地域地場産業振興センター（じばさん三重）の方向性の検討について

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

…決算書 P206～、主要施策実績報告書 P146～

第2項 畜産業費

…決算書 P210～、主要施策実績報告書 P150～

第3項 農地費（関係部分）

…決算書 P212～、主要施策実績報告書 P151～

第4項 水産業費

…決算書 P214～、主要施策実績報告書 P152～

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

…決算書 P260～、主要施策実績報告書 P233～

○食肉センター食肉市場特別会計

…決算書 P307～、主要施策実績報告書 P258～

《予算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第4項 水産業費

…補正予算書(2) P26～

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○競輪事業特別会計

…決算書 P263～、主要施策実績報告書 P235～

《産業生活常任委員会協議会》

6. 四日市競輪場の入場料の無料化、競輪場バンク内のテニスコート及びグラウンドゴルフ場の廃止について

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 23 号 令和元年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1～

○市民文化部

【市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 1 目 一般管理費 (関係部分)	…決算書 P144～、主要施策実績報告書 P43～
第 4 目 文書広報費 (関係部分)	…決算書 P148～、主要施策実績報告書 P48～
第 10 目 地区市民センター費	…決算書 P152～、主要施策実績報告書 P56～
第 11 目 国際化推進費 (関係部分)	…決算書 P154～、主要施策実績報告書 P57～
第 13 目 計量消費経済費	…決算書 P156～、主要施策実績報告書 P60～
第 17 目 コミュニティ活動費	…決算書 P160～、主要施策実績報告書 P65～
第 18 目 市民活動費	…決算書 P160～、主要施策実績報告書 P66～
第 19 目 文化振興費	…決算書 P162～、主要施策実績報告書 P68～
第 20 目 生涯学習振興費	…決算書 P162～、主要施策実績報告書 P71～
第 23 目 諸費 (関係部分)	…決算書 P164～、主要施策実績報告書 P77～

第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費

[第 3 目 公民館費 (関係部分) …決算書 P256～、主要施策実績報告書 P224～]

《予算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第 25 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

[第 19 目 文化振興費 …補正予算書(2)P22～]

《産業生活常任委員会協議会》

10. 多文化共生にかかる市民意識調査について

11. 「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」の一部改正に対するパブリックコメントの結果について

《産業生活常任委員会》

12. 第 2 次四日市市市民協働促進計画の策定について (報告)

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

13. 議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 12 目 あさけプラザ費

…決算書 P154～、主要施策実績報告書 P59～

第 16 目 男女共同参画費

…決算書 P158～、主要施策実績報告書 P64～

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…決算書 P168～、主要施策実績報告書 P81～

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第 25 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…補正予算書(2)P22～

《産業生活常任委員会》

15. 議案第 33 号 工事請負契約の締結について

…議案書 P25～

《産業生活常任委員会協議会》

16. 男女共同参画プランよっかいち 2021～2025（素案）について

○その他

17. 8 月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

18. 休会中の所管事務調査について

日程案：10 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8 月定例月議会－06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和2年10月26日（月）13：30～
第3委員会室

（産業生活常任委員会）

1. 四日市商工会議所との意見交換

- ①新型コロナウイルス感染症が企業に与えている影響について
（主に中小企業等からの相談内容）
- ②コロナ禍における商工会議所の支援について
- ③商工会議所の今後の取り組みについて

2. その他

※配付資料・・・事項書
<会議用システム内のフォルダ>
○事項書、所管事務調査資料
06_休会中(10～11月)－06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和2年12月10日（木）

第3委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

2. 行政視察について

候補日：令和3年1月14日（木）午前9時～午後5時30分

視察先：御浜町

（道の駅パーク七里御浜、フェアフィールド・バイ・マリオット・三重御浜）

予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会 審査順序

令和2年12月15日（火）10：00～

○商工農水部

《産業生活常任委員会》

1. 請願第5号 北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについて

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第55号 令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
…補正予算書P113～

《産業生活常任委員会協議会》

3. 第四次市立四日市病院中期経営計画（案）について

《産業生活常任委員会所管事務調査》

4. 市立四日市病院 次期中期経営計画について

○市民文化部

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

…補正予算書P26～

第12目 あさけプラザ費

…補正予算書P28～

第19目 文化振興費

…補正予算書P28～

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書P10～, P64～

《産業生活常任委員会》

6. 議案第57号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について …議案書P5～

7. 議案第66号 四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定について …議案書P31～

《産業生活常任委員会所管事務調査》

8. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

9. 市民協働促進計画の策定について

10. 「男女共同参画プラン2021～2025（素案）」について

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

11. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費

…補正予算書P42～〕

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書P11, P65

12. 議案第52号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

…補正予算書P75～

《産業生活常任委員会》

13. 議案第58号 四日市市自転車競技条例の一部改正について

…議案書P7～

14. 議案第59号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について

…議案書P9～

《産業生活常任委員会協議会》

15. 四日市競輪場における包括外部委託について

《産業生活常任委員会》

16. あがた栄工業団地の事業用借地における地中埋設物の処分について（報告）

○その他

17. 12月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

18. 休会中の所管事務調査について

日程案：令和3年1月25日（月）午後1時30分～

19. 10月休会中所管事務調査報告書案について

20. 12月定例月議会 議会報告会について

開催方法：YouTubeでの動画配信

配信日：令和3年1月6日（水）

21. 2月定例月議会 議会報告会について

日程案：令和3年3月29日（月）午後6時30分～午後8時

会場案：保々地区市民センター

22. その他

＜会議用システム内のフォルダ＞

07_12月定例月議会－06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和3年1月25日（月）13：30～

○市立四日市病院

（産業生活常任委員会）

1. 示談事案における賠償金の支出について（報告）

○市民文化部

（産業生活常任委員会所管事務調査）

2. 客引き行為等の防止について

○その他

3. 所管事務調査報告書案について

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料等

08_休会中(12～2月)－06_産業生活常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会 審査順序

令和3年2月12日（金）

○商工農水部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第122号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費

…補正予算書 P16～〕

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書 P8

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会-06_産業生活常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和3年2月25日（木）

第3委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和3年3月3日（水）10:00～

○市民文化部

≪産業生活常任委員会≫

1. 請願第7号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める
四日市市議会から政府・国会への意見書の提出について

○市立四日市病院

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

2. 議案第80号 令和3年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P41～

○商工農水部

【商工課所管部分】

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

3. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

…一般会計予算書 P172～

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第1目 商工総務費

…一般会計予算書 P186～

第2目 商工業振興費

…一般会計予算書 P186～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P16

4. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費

…補正予算書(2) P56～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2) P11

5. 議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費

…補正予算書(3) P18～

≪産業生活常任委員会≫

6. 議案第111号 土地の処分について …議案書 P261～

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 6 款 農林水産業費

- 第 1 項 農業費 …一般会計予算書 P174～
- 第 2 項 畜産業費 …一般会計予算書 P182～
- 第 3 項 農地費（関係部分） …一般会計予算書 P182～
- 第 4 項 水産業費 …一般会計予算書 P186～

第 2 条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P15

8. 議案第 73 号 令和 3 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

…特別会計予算書 P69～

9. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

- 〔第 2 目 農業総務費 …補正予算書(2) P54～
- 〔第 3 目 農地振興費 …補正予算書(2) P54～

第 2 項 畜産業費

- 〔第 2 目 畜産振興費 …補正予算書(2) P54～
- 〔第 3 目 食肉センター食肉市場費 …補正予算書(2) P54～

第 3 項 農地費

- 〔第 2 目 土地改良費 …補正予算書(2) P56～

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2) P11

10. 議案第 125 号 令和 2 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算（第 2 号）

…補正予算書(2) P99～

11. 議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 3 項 農地費

- 〔第 2 目 土地改良費 …補正予算書(3) P18～

《産業生活常任委員会》

12. 議案第 101 号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正について…議案書 P171～

《予算常任委員会産業生活分科会》

13. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第 71 号 令和 3 年度四日市市競輪事業特別会計予算 …特別会計予算書 P5～

○市民文化部

【市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

15. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…一般会計予算書 P86～
第4目 文書広報費（関係部分）	…一般会計予算書 P90～
第10目 地区市民センター費	…一般会計予算書 P98～
第11目 国際化推進費（関係部分）	…一般会計予算書 P100～
第13目 計量消費経済費	…一般会計予算書 P102～
第17目 コミュニティ活動費	…一般会計予算書 P108～
第18目 市民活動費	…一般会計予算書 P108～
第19目 文化振興費	…一般会計予算書 P110～
第20目 生涯学習振興費	…一般会計予算書 P110～
第23目 諸費（関係部分）	…一般会計予算書 P114～

第10款 教育費

第5項 社会教育費

〔第3目 公民館費（関係部分） …一般会計予算書 P244～〕

16. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 地区市民センター費	…補正予算書(2) P36～
第11目 国際化推進費（関係部分）	…補正予算書(2) P36～
第17目 コミュニティ活動費	…補正予算書(2) P38～
第18目 市民活動費	…補正予算書(2) P38～

第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2) P15

《予算常任委員会産業生活分科会》

17. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況

《産業生活常任委員会協議会》

18. 第2次四日市市市民協働促進計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

19. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

〔第 12 目 あさけプラザ費

…一般会計予算書 P100～

第 16 目 男女共同参画費

…一般会計予算書 P106～

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…一般会計予算書 P120～

20. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

〔第 12 目 あさけプラザ費

…補正予算書(2) P38～

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…補正予算書(2) P42～

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2) P11

21. 議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

…補正予算書(3) P16～

《産業生活常任委員会協議会》

22. 男女共同参画プランよっかいち 2021～2025（案）について

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

23. 令和 2 年度人権施策推進懇話会及び令和 2 年度同和行政推進審議会について

24. 2 月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

25. 高校生議員から提出された意見書について

26. 所管事務調査報告書案について

27. 2 月定例月議会 議会報告会の収録について

日程：令和 3 年 3 月 29 日（月）午後 3 時 30 分～4 時 30 分

28. 休会中の所管事務調査について

29. 令和 2 年度産業生活常任委員会年間白書について

30. 4 常任委員会報告会について

日程：令和 3 年 4 月 30 日（金）午後 1 時

<会議用システム内のフォルダ>

09_2 月定例月議会-06_産業生活常任委員会

3. 委員長報告等

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年5月開会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正.

≪歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費≫

テナント賃料減免等支援補助金について

Q. 5月分の賃料を既に支払った場合もオーナーが減免に協力すれば対象になるのか。

A. その通りである。

Q. なぜ4月分の賃料は対象でないのか。

A. 4月20日から5月6日までの緊急事態措置期間を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金と重複する部分があり、また、事業の持続化的なものとしたという政策誘導的な考えもあったことから、5月から7月の3カ月分とした。

Q. 多くの店は緊急事態措置期間よりも早くに自主休業しており、それだけ損害を被っている。他の給付金等では支給対象が重複しているため、当該補助金と協力金が重複することは何ら理由にならないのではないか。

A. 当該補助金は、テナントを持続化させるために、オーナーに賃料の減免を促すという政策誘導的な目的がある。

[意見] 4月分の賃料を対象としても政策誘導の障害にはならず、対象とすることで持続化できる事業者もあると考えるため、4月分の賃料を対象にすべきと考える。

Q. 施策策定時は現時点よりも切迫しており、今後の先行きが不透明な中、まちなか議連からの要請を受けたこともあって、このような内容になったと理解している。多くのオーナーの協力を促す体制にする必要があるが、どのように告知していくのか。

A. ホームページで告知するとともに、不動産関係団体等に働きかけを行うことで、多方面から周知を図っていきたい。

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金負担金について

Q. 負担は県との折半であり、国による臨時交付金を財源としているが、県から事前に説明を受け、しっかりとスキームを理解した上で政策決定したのかを確認したい。

A. 県の雇用経済部から説明を受け、市としてもスキームを十分理解する中で政策決定している。協力金の受付窓口は県だが、市も一体となって相談を受け付けている。

四日市市プレミアム付食事券事業費補助金について

Q. 大変好評を博している状況だが、もし予算が足りなくなった場合は改めて補正予算を上程する予定なのか。

A. その通りである。

補正予算全般について

Q. 4月1日に開始している事業があるが、予算議決後でなければ開始できないのではないか。

A. 既決予算を用いて対応している。

[意見] 既決予算の用途は決まっており、自由に利用できるものではない。通年議会であり、議会を開くことができたにも関わらず、議決なしに事業を開始したことは議会軽視であり、到底看過できない。今回の状況は災害によるやむを得ない事態とは違い、絶対的に緊急を要する予算ではなかったと考える。

[意見] 今回の予算上程の在り方が慣例になることは本意ではないが、緊急事態的な措置であったことは否めないと考える。

(討論) 予算上程の在り方に問題があると考えするため、当補正予算に反対する。

(討論) 予算上程の在り方と予算審査は切り分けたいと考えるため、当補正予算に賛成する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費について、賛成多数により可決すべきものと決した次第であります。

なお、議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費について、他の分科会においても議決前に執行された事業は存在すると考えるため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会へは送らないことと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和2年6月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第12号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正につきましては、委員から、通知カード制度廃止の内容についての質疑があり、理事者からは、今後は通知カードに代わって個人番号通知書が交付されることと、既に交付されている通知カードを紛失された際のマイナンバーを証明するための書類としては、マイナンバーカードの新規取得やマイナンバーが記載された住民票の写しを取得する方法があることの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてではありますが、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況及び、新型コロナウイルス感染症対応事業の現状について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年6月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【市民文化部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費≫

コミュニティ助成事業費補助金

Q. 数多くの自治会がある中で、申請数が少ないことの理由の分析はしているのか。

A. 本制度自体は助成制度のしおりへの記載や、自治会長会議での説明等による周知によって申請数は年々増えているが、一方で、申請件数が令和2年度で14件に留まっているのは、補助対象経費が100万円以上という制限があるためだと考えている。

Q. 議案に対する意見募集では、自治会としてはありがたい制度だと思うが、選定の背景がわかりにくいという意見があった。本制度は宝くじの社会貢献広報事業であり、利用方法も限定的であるため、市民にどこまで周知すべきか難しいが、どのように考えているのか。

A. 選定の背景がわかりにくいという意見を受け、今後は、地区市民センターを通じて、応募内容や選定の結果などを各自治会へフィードバックを行う予定としている。また、一般市民向けに、助成を受けた事業や団体について、広報やホームページ等を通じて具体的に周知していきたい。

[意見]助成制度は本制度以外にも存在するため、それらのさらなる周知をお願いしたい。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

【市民文化部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費≫

文化会館等施設整備事業費

Q. 検温装置によって、来場者の発熱を検知した場合に、強制的に帰宅させることはできるのか。

A. 来場者の発熱を検知した場合には、現場の係員が別室に誘導することとしているが、体温計による検温によって37度5分以上の発熱が確認できた場合でも、強制的に帰宅させることは難しい。本人の自主的な行動を促すため、帰宅を要請したいと考えている。

Q. 本人が要請を無視した場合に入場を防ぐことはできないのか。また、帰宅の要請に基づいて有料チケットの返金等の対応を行うのか。

A. 有料チケットの取り扱いは大変難しく、どのような方針とするかは検討しているところである。

Q. 当然に自己負担になると考えているが、返金対応も検討しているのか。

A. どのような対応が最も適切なのかについては、他の施設の状況を調査しつつ、検討していきたいと考えている。

[意見]検温装置の導入を上手く利用して、発熱者が自主的な判断で入場を控えるように周知徹底を図ってほしい。

Q. 貸館で利用する主催者とは現場対応について協議を行っているのか。

A. 主催者から国、県、市の対応方針についての理解を十分に得た上で、貸館利用を契約しているため、今後も対応方針に沿った利用がなされるよう要請していきたい。

Q. 実際の現場対応が、統一的に行われるかは疑問に感じる。対応方針を検討していくとのことだが、より具体的なガイドラインを策定する必要があるのではないか。

A. 別室で対応する中で、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は帰国者・接触者相談センターに判断を仰ぐことも必要になると考える。それらの対応を含めて、早急に取りまとめを行いたい。

[意見]現場が混乱しないようなガイドラインを作って欲しい。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

地産地消ふるさとの食推進事業費

Q. 新茶の時期となり、値崩れが深刻化していると聞いているが、あまりにも事業規模が小さいのではないか。

A. 産地では多くの在庫が残り、需要が喚起できない状態にあるため、緊急対応として事業化した。今後の対策については、生産者や茶農協と方向性を検討していきたい。

[意見]第一弾としては理解する。先行きが見えない状況によって、事業撤退が相次ぎ、お茶産業が荒廃してしまうことを非常に危惧している。そうならないような施策展開が必要と考えるため、第二弾、第三弾に期待したい。

Q. 提供するお茶パックの仕入れ方法について確認したい。

A. お茶パックは茶農協から一括で仕入れ、配布用の包装を障害者就労施設等に委託する予定としている。

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第2目畜産振興費》

肉用牛農家経営安定支援事業費補助金

Q. 中小企業等持続化給付金は売上高が20%以上減少した月が存在しないと対象にならないのに、なぜ本事業は基準額が平均取引金額を下回ったら対象となるのか。差を設けることの根拠を確認したい。

A. 畜産農家の経営は、慢性的に厳しい状況にあるため、持続的な肉用牛の生産を支援

- する制度設計としている。また、本事業は基準額と平均取引額との差額の4分の1を補助する点で一定の基準は設けていると考える。
- Q. 肉用牛以外の農産物も一部で需要が冷え込んでいるが、例えば他の農家に支援を行う考えはないのか。
- A. 本事業の背景には昨年度から赤字経営となった四日市市畜産公社の活性化を図る目的がある。生産者への支援によって取り扱い頭数を増やすとともに、買受人への支援によって多くの牛が高値で取引されれば、手数料を多く得ることができるようになり、四日市市畜産公社の活性化につながれるという発想で事業化に至った。そのため、他の農家への支援とは若干違う視点で捉えてほしい。
- Q. 四日市市畜産公社の活性化と畜産農家への支援は別問題と捉えている。買受人は肉用牛が安く買える状態であるにも関わらず、買受人に支援を行う必要性を確認したい。
- A. 多くの買受人がせりに参加することを促すために定額の奨励金を支払う制度設計であり、それによって高値で取引されれば、畜産農家への支援となるし、市場としても手数料を多く得ることができる。
- Q. 畜産農家への支援は理解できるが、一般消費者にとっては恩恵を受けられない施策であると考えがどうか。
- A. 小売価格における差額補助も検討したが、四日市市畜産公社を通じて取引されないと、市民に安全安心の食肉を提供する本市の使命が達成できないと考え、このような制度設計とした。
- Q. 買受人に奨励金を支払ったとしても、それだけ高値で取引される保証はない。生産者の支援をまず考えるのであれば、生産者への直接補助に集中させるべきと考えるがどうか。
- A. 岐阜市では買受人への支援によって、市場価格が戻った事例があり、本市としても、一刻も早く市場価格を取り戻すべく導入することとした。
- [意見]岐阜市と四日市市では市場の状況が異なるため、吟味しないと四日市市に適應するのはわからない。
- Q. 市民への食の安定供給という基本理念に基づいて価格調整を行う意図もあるのか。
- A. 食の安定供給を主たる目的として制度設計している。副次的な目的として、生産者への支援や四日市市畜産公社の活性化などを含んでいる。
- [意見]小麦等の輸入穀物も国の価格調整によって価格が安定している側面があるため、本事業も価格調整を目的とするものだと理解する。
- Q. 補助額や奨励金の金額はどのように決められたのか。
- A. 生産者直接支援事業については、持続的な肉用牛の生産を想定して差額の4分の1の補助額とした。買受人等総合支援事業については、高く競り落とさせることで、生産者への支援にもつながることから、差額の3分の1の奨励金(定額9万円)とした。
- Q. 他都市では、買受人への奨励金によって取引価格が上昇しているようだが、本市でも同様の効果が見込めるのか確認したい。
- A. 岐阜市では期間限定で1頭当たり10万円を交付しており、それによって取引価格が上昇したとの結果が出ている。本市においても、買受人への奨励金によって、生産者

振興や市場取引の活性化が見込めると考えている。

Q. 岐阜市では取引価格の上昇がどれだけあったのか。

A. 実施期間中は約 20 万円の上昇がみられ、実施終了直後でも約 10 万円の上昇がみられたようである。また、実施期間中は買受人の数も増えたようである。

[意見]取引価格によって増減する買受人に奨励金を支払うよりも、生産者への直接支援に集中させた方が事業効果は高いと考える。奨励金によって取引価格が上昇すると、小売価格は安くならず、消費者の利益にはならない。生産者への支援に集中させた方が、取引価格が低いまま推移するため、小売価格に反映される可能性が高く、買受人も増えていくと考える。

[討論]買受人に奨励金を支払う買受人等総合支援事業を実施せず、生産者に直接支援する生産者直接支援事業に集中させた方がより効果的であると考えため、肉用牛農家経営安定支援事業費補助金に反対する。

[討論]買受人に奨励金を支払う買受人等総合支援事業は、他都市で取引価格の安定に寄与した実績があり、本市においても一定の効果が見込めると考えるため、肉用牛農家経営安定支援事業費補助金に賛成する。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

中小企業IoT等活用促進事業費

Q. 新型コロナウイルス感染症によって非対面型のビジネスモデルがより求められることは理解するが、資料では必要性が見えにくいため、その詳細を確認したい。

A. 昨年度に中小企業を訪問する中で、まだIT導入していない企業が非常に多いことを把握しており、市内企業に対するアンケート調査ではITを導入している企業が1割前後の中、一方で、今後IT導入に関心のある企業は50%以上という結果が出ていた。そのような中で、新型コロナウイルス感染症の影響から、IT導入を加速させていく必要があるとして事業化に至った。市と国の事業の違いとしては、市はどちらかと言うと、ゼロからイチに向けてIT導入を支援するための制度であり、国はさらに専門的に取り組んでいくための制度である

Q. 企業が導入するものの妥当性はどのようなプロセスで判断するのか。

A. 申請時に内容を確認した上で、補助を決定する予定としており、導入後のヒアリングや現場確認も考えているところである。

Q. 補助には速度が必要となると、導入前の精査は難しく、いざ導入してみると使いものにならないことも想定される。空振りを含めて、今後の施策につなげる検証ができる体制をしっかりと整えることを強く要望するがどうか。

A. 市内事業者の活性化を図る施策を展開することが必要であるため、企業OB人材センターのアドバイザーとも連携しながら、対象事業者を含む中小企業のIT導入を支援していきたい。

Q. なぜ1年以上の事業実施を条件にしているのか。

A. 一定の実績があり、継続性が担保できるという点でこのような基準とした。

Q. 対象とならない事業者に向けた支援はないのか。

A. 国の持続化給付金も昨年の事業実施を条件としているが、今後、条件を緩和していく予定と聞いており、その対象となる可能性はある。

給付金事業と上乗せ補助について

Q. 国の給付金事業との兼ね合いについて確認したい。

A. 市の給付金事業は、減収があったところの損失補填として、国の給付金事業を補完していくべきとの考え方であり、前向きな取り組みについては、補助金を上乗せすることで、加速化させていきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第 19 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正のうち、歳出第 6 款農業費、第 2 項畜産業費、第 2 目畜産振興費中、肉用牛農家経営安定支援事業費補助金については賛成少数により、修正すべきものとして全体会審査に送ることとし、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和2年8月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第33号 工事請負契約の締結につきましては、あさけプラザホール等吊天井崩落対策ほか工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、あさけプラザ以外に吊天井が残っている市民文化部の所管施設はあるのかとの質疑があり、理事者からは、ないと認識しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、必要な工事であるが、多額の投資を行う以上、今後の有効活用に向けた戦略や提案を研究し、発信してほしいがどうかとの質疑があり、理事者からは、工事により安全性を担保するなど施設がリニューアルされることを踏まえながら、貸館のあり方について、研究を進めていきたいとの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年8月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

【市民文化部・経過】

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

業務委託について

Q. 業務委託先は、専門知識を持つことを条件としているのか、もしくは、人員の確保のみに留まるのか。

A. マイナンバーカードや住民票等について一定の専門知識を持つ者への委託を考えている。

Q. 現在のマイナンバーカード交付業務の担当者は専門知識を持つ者なのか。

A. 正規職員や会計年度任用職員で担当しており、経験のばらつきはあるものの、一定の専門知識を持つ者が対応している。

(意見) 現在の対応には、あまり十分でないと感じる部分があるため、さらに研修を図ってほしい。

【商工農水部・経過】

《歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年8月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第21号

令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【市民文化部・経過】

≪歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費≫

情報提供について

- Q. 市が地域で事業を実施する場合、地区市民センターが周知を担うのか。
- A. 事業を実施する担当課が、地域に向けて周知すべきものと理解している。
- Q. 住民への影響が大きい場合は、計画初期から周知に努める必要があり、担当課の責任とするだけでは住民に寄り添った行政にならないと考えるがどうか。
- A. 計画初期の情報の取り扱いは非常に難しく、誤解を生む原因にもなるため、情報提供のあり方や方法について研究していきたい。
- Q. 地元への説明が遅くなることで、住民と行政のすれ違いは生まれると考える。現在進行中の計画もあるため、早期に研究して組み立ててほしいがどうか。
- A. 地域に関連する委員会等の開催案内を行うことで、傍聴やインターネットを通じて住民自身に確認してもらう形であれば早期に実現できると考える。

地域マネージャーについて

- Q. 令和2年度からの任用制度の変更による影響は生じていないのか。
- A. 時間外対応や館長指揮下での地域との関わりを課題と捉えていたが、コロナ禍によって、地域活動が縮小傾向にあることから、まだ見えていない。
- Q. これまでは、地域マネージャー自身の裁量権が大きく、地域ごとに業務内容は大きく異なっていたと考える。任用制度の変更によって平準化が進められる中、地域の実情に応じられる柔軟性はあるのか。
- A. 地域から一定時間をかけて平準化するようにとの要望があったことから、現在も一部の業務内容の差を容認している。ただし、補助金申請など、本来は地域がすべきものへの関わりについては軌道修正を図るよう館長に指示をしている。
- Q. 将来的には、平準化を徹底させていくのか。
- A. 地域マネージャーの本来の職務は地域社会づくりの推進、地域の公共的団体との連絡調整及び指導助言、地域の人材活用、地域防災、その他市長が必要と認めたものであり、各地区で取り組みの重点は異なることから、職務自体の平準化は難しいと考える。補助金申請の代行などについては職務範囲外と捉えているため、それらへの対応を平準化させていきたい。
- (意見) 本来の職務に立ち返っていくということで理解する。各地区で取り組みの重点

は異なるため、地域とのずれが生じないようにしてほしい。

地区市民センター整備事業費について

別紙論点整理シートに記載。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

コロナ禍への対応について

Q. コロナ禍を受けて、どのような取り組みを行っていくのか。

A. まずは感染症対策を徹底させていく。利用者も考えながら利用されている状況であり、施設としても、今後のあり方を検討していきたい。

Q. トイレの蛇口は非接触型なのか。

A. 手でひねるタイプのままである。

(意見) あさけプラザのような不特定多数が利用する施設は非接触型の蛇口に換えた方がよい。

Q. 通常イベントの開催はしばらく難しいと考えられるため、オンラインイベントやリモート会議室など、現在のニーズに応じた使い方を積極的に提案してはどうか。

A. 情報を集めながら今後研究を進めていきたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

新型コロナウイルス感染症に関する相談について

Q. 新型コロナウイルス感染症に関する相談があれば確認したい。

A. マスク、トイレットペーパー不足や旅行のキャンセルについての相談があった。

Q. 相談件数に増加傾向はあるのか。

A. 特に増加傾向があるわけではない。

消費生活相談について

Q. 消費生活相談で把握した事案は市民に周知しているのか。

A. 消費者庁から提供があったものについては、ホームページや広報よっかいち等で広報啓発活動を行っている。

Q. リアルタイムでの情報発信は行われているのか。

A. 警察との連携が必要な詐欺事案については、市民協働安全課で警察からの情報と市で把握した情報を合わせて安全安心防災メールで配信している。また、市民・消費生活相談室では地域に出向いての出前講座を実施している。引き続き、世の中の動きにアンテナを立てながら、必要な情報発信をしていきたい。

(意見) 特に重要な情報について、リアルタイムで情報発信する方法を検討してほしい。厳しい経済状況に応じて詐欺事案等は増加するため、十分に配慮してほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

市役所における女性職員登用について

Q. 市役所における男女の定義は何か。

A. 基本的には戸籍上の性別に基づくが、女性相談については自認する性が女性であれば相談を受けている。

Q. 女性管理職の人数は、自認する性が女性の方が管理職となった場合にカウントするのか。

A. 戸籍上の性別でカウントするが、自己申告していれば意思を尊重するような対応を人事課と協議していきたい。

Q. 自己申告だけで認めていくものなのか。

A. 管理職の男女比率について、目標値を設定する必要があるのかという一方で、男女共同参画を推進する上での必要性も感じている。

(意見) 管理職登用にあたっては、純粋に適正を求めればよく、性別を考慮する必要はないと考える。このような取り組みを突き詰めていくと、女性の社会参画に遅れが生じるパラドックスも発生すると考える。世の中での風潮に流されることなく、自然体でいてほしい。

Q. LGBTやダイバーシティの概念との整理が難しい側面はあるが、ジェンダーフリーの観点から、男女共同参画としてやるべきことはたくさんあると考える。課長級の女性比率が目標値に届く水準にある一方で、部長級、次長級の女性の比率についてはこれから向上させていく必要があるが、どのように考えているのか。

A. 現在の係長級における男女比はほぼ同等であるため、年数経過に従って、管理職の女性比率は向上していくと考える。

(意見) 法改正によって女性活躍推進法に基づく行動計画を策定すべき対象事業者が拡大されたため、その点も含めて引き続き推進を図ってほしい。

女性相談等事業について

Q. 相談件数が増えており、すぐに面接してもらえない場合もあるようだが、どのような体制なのか。

A. 現在は3名の相談員で相談業務に対応しており、電話相談とその後の必要に応じた面接相談を実施している。緊急性が認められる場合には、速やかな面接実施や警察等との連携を行うが、そうでない場合には、面接実施を後日でお願いすることはある。

Q. 相談員の対応人数は現状のままなのか。

A. 相談員の定数は4名であるため、今後、もう1名は採用したいと考えている。

(意見) 相談員を増員することで、早期に相談を受けられる体制としてほしい。また、男性電話相談があることを知らない人も多いため、周知に努めてほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

四日市音楽コンクール開催事業費について

Q. 応募者はどのような媒体でコンクールを知ったのか。

- A. 申し込み用紙のアンケート欄によれば、ポスターを見て知った方が最も多い。
- Q. 応募総数は年々減少傾向にあるが、原因分析は行っているのか。
- A. 県内市外からの応募が減少していることが原因と考えており、訪問による積極的なPRを行っているところである。
- Q. 新規の応募者はどの程度か。
- A. 第9回は応募総数31件の内、21件が初の応募、10件が2回目の応募であった。
- Q. 他のコンクールと比較して応募は多い方なのか、少ない方なのか。
- A. 地区大会から行われるものなど様々なコンクールがあるが、家族を対象とするものは例がなく、比べるのが難しいが、家族で参加するものとして注目を集めていると捉えている。
- Q. 身近な音楽の接点になると考えるため、継続して取り組んでほしい。全国的に活躍している本市出身者を紹介し、場合によっては実演なども行ってもらおう場とすることで、シビックプライドの醸成が図れると考えるがどうか。
- A. 昨年はピアニストとして活躍する本市出身者に特別演奏してもらっており、今後も各分野で活躍する本市出身者を紹介できる場を工夫しながら作っていきたい。

芸術・文化活動について

- Q. コロナ禍を受けての貸館業務の停止や利用制限によって市民の芸術・文化活動が停滞した部分は間違いなくあると考えるが、「芸術・文化活動の場を提供する」ことによる市民文化の醸成への影響について認識があるか。
- A. 認識はある。文化の担い手は年配の方も多く、特に伝統的な文化活動はその傾向が強い。一度活動を休止してしまうと再開が難しくなる可能性もあり、今後継続していきけるのか心配している。
- Q. 現在も利用人数や定期的な換気といった制限が設けられる中で、新たな手法によって文化活動を振興させていくべきと考えるがどうか。
- A. 他の自治体では、大きな部屋に変更する際の差額を免除する制度や、活動支援のための補助金制度を設けている例がある。本市として、予算措置を伴う支援を行うかどうかは別として、活動継続のためのアイデアは絞る必要があると認識している。
(意見) 芸術・文化活動自体がやりづらくなっている時代だが、新しい手を打たなければ、活動は減退していつてしまうため、引き続き取り組みをお願いしたい。

文化財関連事業について

※令和元年度8月定例月議会における政策提言
経過観察を行うこととした。

指定管理者の選定について

- Q. 今後、指定管理者を選定するにあたっては、公共を担うにふさわしい平等の精神や中立性を有しているのかについて確認することを強く要望するがどうか。
- A. 選定委員会の主体となる財政経営部に意見を伝えた上で、ともに考えていきたい。

【商工農水部・経過】

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費》

優良農地保全事業について

- Q. 荒廃農地の復元を支援する一方で、荒廃農地になる手前の農地が放置されている状況には疑問を感じる。保全活動について詳細を確認したい。
- A. 農業委員による荒廃農地調査の中で、保全回復可能な農地、荒れ地などを分類している。調査で状況把握したうえで、どんな対策を講じていくかが保全活動だと認識している。
- Q. どれくらいの頻度で巡回できているのか。
- A. 毎年全てを確認しているわけではないが、地域の方が見るため、変化には気づける。調査はある程度終わっていても、その後の対応が十分でないために、荒れ地が目立つところはあると考える。
- Q. 市有地の土地から周囲の畑に竹が伸びてくる事案があった。保全活動の見回りと連携させることはできないのか。
- A. 実際に類似する相談を受けることがあり、管轄部署に相談しに行くこともあるので、そのような案件があれば対応する。

四日市市農業再生戦略会議について

- Q. どのような位置付けの会議なのか。
- A. 農業施策の重点項目について学識経験者や担い手農家から意見を聞く会議であり、これまで、6次産業化の支援、GAP等認証取得推進事業、農業センター再整備や総合計画についての意見をもらってきた。今年度は、新たに取り組んでいる先進技術の導入支援などについて、意見をもらいながら検証していく場所として活用したい。
- Q. その都度意見を受ける有識者検討会議のようであるが、永続的にこの会議で結論付けていくのはいかがなものかと考えるがどうか。
- A. 現在、メンバーの見直しを含め会議のあり方を検討しており、企画、立案、検証の役割が果たせるような位置づけにしたいと考えている。

かぶせ茶PR推進事業について

- Q. コロナ禍によって、お茶業界も厳しい状況となる中で、事業として継続できるような発信をしていく必要があるが、現在の取り組みでは、十分な効果が期待できないと考える。今後の戦略について真剣に考える時期にきていると考えるがどうか。
- A. お茶については多くの在庫を抱えて厳しい状況と聞いている。我々も関係者と意見交換する中で、産地としてはかぶせ茶を前面に出してPRすることで一致している。販売戦略等は整理しきれていない状況であり、意見集約しているところである。もともとお茶消費が伸びない中で戦略を立てる必要があるが、課題としては認識している。(意見)新しい生活様式の中で、お茶を淹れて飲む機会は減少傾向にあるが、ぜひ発想を転換させて、マーケティングに取り組んでほしい

GAP等認証取得推進事業について

- Q. 農家全体の何%がGAP認証を受けているのか。また、達成目標は定めているのか。
- A. GAP認証の割合を確認できるデータはない。達成目標は特に定めていないが、取得によって、農家自身が経営管理できるようになるため奨励している。
- Q. GAPによって売上が伸びた実績はあったのか。
- A. 売上が伸びた実績は把握していないが、取引の条件として求められることが増えている。
- (意見) 行政が推進する必要はないと考える。もし推進するならば、売り上げが伸びた実績を確認した上で、農家にアピールすべきである。

鳥獣被害防止対策事業について

- Q. ヌートリアなど、その他の獣の被害はあるのか。
- A. 特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアについては環境保全課が担当しており、昨年度の捕獲実績はアライグマ110頭、ヌートリア15頭だった。

《歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費》

豊かな海づくり推進事業について

- Q. 種苗放流しているガザミは多く獲れているため、他の魚種についてもメリハリをつけながら放流を検討してはどうか。
- A. 種苗を生産している三重県の機関や漁協と相談したうえで検討したい。

磯津漁港海岸及び楠漁港海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託

※令和元年度8月定例月議会における政策提言
経過観察を行うこととした。

《歳出 第5款労働費 第1項労働諸費》

若年者就労支援事業費補助金について

- Q. 北勢地域若者サポートステーションのみが本事業を担うことによる課題はないのか。
- A. 本事業は、厚生労働省委託事業である北勢地域若者サポートステーションが行うカウンセリング等の支援を行うものである。その他、市は三重労働局と協定を結び、様々な就労支援を行うとともに、健康福祉部とも連携して就労支援に取り組んでいる。
- Q. コロナ禍や支援対象年齢の拡大に対応するためには、事業をバージョンアップさせていく必要があると考えるがどうか。
- A. コロナ禍を受けて就労環境が厳しくなっている現状や、就職氷河期世代への支援の重要性は認識しており、三重労働局とも、支援強化について意見交換を行っているところである。
- Q. 北勢地域若者サポートステーション以外とタッグを組んでいく方向性はないのか。
- A. 健康福祉部では、就労準備支援として、ひきこもりの方を対象として、喫茶店での職場体験を通して就労の機運を醸成し、北勢地域若者サポートステーションや商工課

の就労コーディネーターの就労支援につなげる取り組みを行っている。若年者への就労支援については、国の委託事業である北勢地域若者サポートステーションが中心となるところもあるが、多様な就職先で働いてもらえる人材育成などは非常に重要であると認識しており、今後対応していきたい。

(意見) 就労支援については、様々な就労形態を継続的に支援していく重層的な取り組みが必要であると考え。健康福祉部や北勢地域若者サポートステーションと連携して、どのような予算や人的支援が必要なのかを精査し、コロナ禍の影響を受ける中でも、発展していくための工夫をお願いしたい。

Q. 連携が図りにくい部分であり、個人情報を取り扱う難しさもあるが、理想には程遠い状況であると考え。できる範囲を探りながら、連絡調整の機会を作っていくべきと考えるがどうか。

A. 各支援機関は懸命に取り組んでいると認識しているが、担当の入れ替わりによって連携が薄くなることはあるため、そのようなことがないように取り組んでいきたい。

Q. 本事業の中で、生活保護受給者はどの程度いるのか。

A. 把握していない。

(意見) 生活保護受給者に積極的な自立支援を行うことで、自立を促せた場合には、行政の将来負担は減ると考える。自立すべき世代の生活保護受給によっておこる損失は非常に大きいと考えるため、改めて調べた上で事業にあたってもらいたい。

Q. 相談において本人希望と家族希望はどのような割合か。

A. 割合は把握していないが、両方あると認識している。

(意見) 本人の意思とは関係なく、家族が強制的に連れてくるようなことも想定される。本人が明確に支援を拒否している場合には、人権問題に発展しうるため、慎重に対応すべきである。

就労コーディネーターについて

(意見) 就労コーディネーターは企業訪問等を実施しているが、時代に適合させていくためには、就労コーディネーターの知見を市の施策に引き上げる必要があると考え。ため、若者就労支援事業とともに就労コーディネーターについて見直しすることをお願いする。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費》

近鉄四日市駅西開発整備事業について

Q. 以前にララスクエアの正面入口の大型モニターの空き時間に行政情報を放映できないかという提案を行ったが、その後の進捗を確認したい。

A. 当該モニターは広告代理店が管理していると聞いており、市の情報についても放映してもらっている。

Q. 改めて確認するが、この事業費は妥当で、効果のあるものだったのか。

A. 現在も様々な地域貢献をしてもらっており、効果があったと考えている。

Q. 今後も価値がある事業だと示すことは可能か。

A. 事業者とさらなる連携を議論しているところなので、より効果的な取り組みとなるようにしていきたい。

四日市市コンビナート先進化推進事業について

Q. どのような取り組みを行っているのか。

A. 本市が事務局である四日市コンビナート先進化検討会において、コンビナート企業の新技術の導入等の積極的な取り組みを支援する役割を担っている。

(意見) 本市の施策に反映させていく視点も持ちながら、一層の支援に取り組んでほしい。

商店街共同施設安全対策事業について

Q. 商店街振興組合は新規加入がない上に、コロナ禍によって多額の支出を行ったことから、アーケードを維持し続けることが大変厳しい状況となっている。市としてアーケードが必要ならば、支援が足りないと考えるがどうか。

A. 市としてアーケードが必要かについては結論づけていない。商店街振興組合の理事長からは、来年度まで本事業を延長してほしいとの要望を承っているところである。また、総合計画でも示したように、関係者とあり方を含め議論していきたい。

(意見) アーケードを存続させるかどうかの決断を下すべき時期に来ていると考えるため、市としての立場をもっと煮詰めてもらいたい。

中小企業人材確保事業について

Q. コロナ禍において、就職フェアにおける出店ブースへの補助は難しく、オンラインでの面接や企業説明会に向けての環境整備の補助に作り変えることも一つの選択肢と考えるがどうか。

A. コロナ禍の影響から、就職活動は大きく様変わりしていると聞いている。就職フェア等については、オンラインで実施するところもあるため、そちらにも柔軟に対応できるような支援策にしていきたい。

Q. 就職フェア等をオンライン上で実施する方向もあるのか。

A. フェア主催者からそのようなことを実施していく話を聞いている。

(意見) 学生側のニーズが、必要な費用や時間を節約しながら、企業とのマッチングを目指す方向に移行している中において、中小企業人材確保支援事業も、手法を見直していくことを検討してほしい。

中小企業人材スキルアップ講座について

Q. コロナ禍によってデジタル化がより求められるため、ICT関係の資格を対象にしてはどうか。

A. 業務上の必須資格であることを前提としているため、ICT関係の資格で同様のものがあれば導入を検討したい。

障害者雇用の促進について

別紙論点整理シートに記載。

プレミアム付商品券事業の効果等について

- Q. 周知する主な発信元が広報よっかいちで十分だったのかなどの検証は行ったのか。
- A. 広報よっかいちを主な発信元としており、きめ細かな対応ができなかったことは反省点だと考える。
- Q. 結果的に不十分であったと考えるが、国の事業であったために配慮すべき点多かったと考える。国に制度的な問題点を申し入れたのか。
- A. 今後、国からアンケート調査が来る予定になっている。膨大な事務量の割に政策的効果は薄かったと捉えており、現金の持ち合わせが多くない非課税世帯が購入しなければならぬ制度であったことなどを国のアンケートで答えていく予定である。
- Q. 国が総括した内容を議会に共有することは可能か。
- A. 対応する。

競輪事業特別会計

競輪事業における新たな取り組みについて

- Q. 無観客開催を経験し、売り上げが厳しくなる中で、新しいファンサービスの形も考えていくべきだが、市としての考え方を確認したい。
- A. 来場者数は減少傾向であるものの、新たな顧客層としてネット購入者が増えてきているため、昨年度からVチューバーというコンテンツを使い始めた。これを活用してネットユーザーにアピールするような展開やイベントを考えていきたい。また、グッズの作成によって、来場者に向けてもアピールしていきたい。
- Q. 本場の良さとネット投票の手軽さの両方を追い求めていくのだと思うが、ライトユーザーとの関係はどのように捉えているのか。
- A. 色々な興味を引くものやコンテンツがある中で、いかにライトユーザーを四日市競輪の顧客として繋ぎ止めるかが重要だと考える。
(意見) 委託業者には新たなファンサービスの提案を求めてほしい。また、現在の売店は常連客にとって親しみの沸くものとなっているが、ライトユーザーには敷居が高いように感じる。入場料が無料になれば、四日市ドームや四日市テニスセンターの利用者が使うことも想定できるため、利用しやすい店の誘致を検討してほしい。
- Q. 競輪事業からの繰出金が市の事業に充当されていることをもっと広報すべきではないか。
- A. 一般会計への財政拠出は事業の目的であるが、市民に広く理解いただきたいと考えている。広報よっかいち、ホームページ、イベントカレンダーなどを通じて積極的にアピールしていきたい。
(意見) アマチュア競技者や学校に対してバンクを貸し出していることも併せてアピールしてほしい。
- Q. 新しい生活様式ならではの事業展開は考えられるし、これまで以上にグッズ販売や

ホームページに工夫を凝らしていくことも面白いと考えるがどうか。

A. 意見を参考にしながら施策の検討を進めていきたい。

食肉センター食肉市場特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 23 号 令和元年度市立四日市病院事業決算認定について

経営状況について

Q. 厳しい経営状況と考えるが、どのように評価しているのか。

A. 収益については、微増となったが、給与費や経費が増加したために、赤字決算となった。第三次中期経営計画に基づき、医療従事者を確保するとともに、増収にも努めてきたが、給与費が年々増加していることから、今後の職員数については、収益とのバランスを考慮した上で、検討していく必要があると考えている。

Q. 厳しい状況が続くからこそ、経費をどう削減していくかが非常に重要であり、事務局職員のスキルが問われることになると考えるが、どのようにマネジメントしていくのか。

A. 医療現場の職員とも意見交換を行いながら、経費の削減に努めていきたい。

Q. 消費税率の改定に伴う控除対象外消費税の費用の増加について、どのように対応する方針なのか。

A. 国は診療報酬に消費税分の上乗せをしているが、一般に急性期病院では十分に補填されていないと言われている。そのため、診療単価を高めることで収入の確保に努めていきたい。

現金預金について

Q. 多額の現金預金を保有しているが、どのように捉えているのか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響で経営の見通しが不透明な中で、安定的な経営を行うために必要な資金だと考えている。

(意見) 経営安定のために用いることは必要だが、投資すべきところも精査しながら健全経営をお願いしたい。

Q. 以前に現金の運用方法について、行政機関に対しての貸し付けであれば、運用益も担保されるのではないかとの意見を述べたが、その後の研究の成果を確認したい。

A. 市の財政当局が市の資金運用方針を決定しているため、会計間で資金の貸し借りができるように規程の整備を進めていく検討がなされたが、整備までには至っていないと認識している。

Q. 棚上げになっているのならば検討を再開してほしい。そして、妥当ならば妥当なりの判断を行い、断念するのならばその理由を述べてほしい。

A. 市の財政当局へ確認する。

院外研修に関するアンケートについて

- Q. 2月当初予算審議の際には、院外研修に関するアンケートの実施に際して、必ずしも市役所の旅費の規程に準じる必要はなく、質の高い医療のために研修の幅を広げてもらうことをお願いしたが、考え方に変化があれば説明して欲しい。
- A. 病院独自の運用を行うのは難しいと考えるが、研修の重要性は認識しているため、可能な範囲で研修に力を入れていきたい。
- Q. 公営企業だからといって市役所の規程に沿う必要はないと考える。公共と民間の部分を取って新しい公営企業の在り方を作っていくという視点で改めて研究してもらいたいと考えるがどうか。
- A. 公平性の観点を踏まえ、人事当局とも相談していきたい。
(意見) 病院は自らの事業収益でもって、独自の研修を実施する権限があると考えため、積極的に研究することを強く願います。

ESCO事業について

- Q. ESCO事業の効果実績を確認したい。
- A. ESCO事業とは、省エネルギーを推進するための民間サービス事業である。特徴として、事業者は、設計・施工から運転維持管理まで一括して実施し、事業による全ての経費を省エネルギーの効果額で賄うことになっている。仮に削減効果額が削減保証額を下回った場合でも事業者が補填することで、病院側に損失リスクがない契約となっている。今回、設置から40年経過する老朽化したボイラー等の改修に併せて、省エネルギー化を効率的に推進させ、地球温暖化対策への貢献と光熱費の削減に取り組むこととした。本事業の削減保証額は約3696万円となっており、令和元年度に削減した光熱費にあたる削減効果額は約3396万円であった。その差額の約300万円を事業者が補填し、削減保証額約3696万円とESCO事業の経費約3592万円との差額約100万円が利益となった。

救命救急センター（ER）について

※令和元年度8月定例会議会における政策提言
経過観察を行うこととした。

コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策について

別紙論点整理シートに記載。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項につきましては、論点整理シートのとおりです。
これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 3

事業名	マイナンバーカードの取得推進事業について	
事業概要	番号制度開始から5年目となった令和元年度においては、平成30年度開始のコンビニ交付に加え、令和元年度開始のマイナポイント予約などマイナンバーカードの取得・利便性について引き続き積極的に周知を行った。その結果、マイナンバーカード交付件数の累計は令和元年度末で35,435件となった。	
	決算額	番号制度関連経費 48,012,888円(うち明許繰越31,144,000円) コンビニ交付事業費 15,434,753円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 証明書のコンビニ交付にはシステム委託料等が余分に発生すると認識しているが、窓口交付に要する人件費との比較はできるのか。

A. データがないため、比較は難しい。

Q. 他の自治体では、窓口交付の方が総合的なコストがかかると判断し、窓口交付の手数料を値上げしている例がある。本市においても、コンビニ交付の方がコスト面で優れることが確認できた場合には、市民の理解を得た上で、窓口交付の手数料の値上げを実施する選択肢はあると考える。また、全庁的な計画の中でマイナンバーカードの普及及び利用促進に取り組んでいる例もあり、本市としても、全庁的なデジタル化を進めるとともに、マイナンバーカードの位置づけや利活用についてのグランドデザインを描くべきと考えるがどうか。

A. マイナンバーカードを用いた市民サービスの利便性向上は総合計画にも明記されているので、市民文化部としても、出張交付申請や夜間や土日のカード交付などを行うことでマイナンバーカードを早期に取得していただけるよう、今後とも注力していく。

(意見) 市民文化部だけで取り組んでも市民の利便性は高まらない。ICTに関して担当しているICT戦略課のある総務部に働きかけ、全庁的なデジタル化の推進を図ってほしい。

(意見) 普及を促進するためには、サービスの充実が必須と考える。避難所における避難者の名簿管理や、選挙における投票券利用など、活用方法を模索しながら普及に努めてほしい。

Q. 本市のマイナンバーカード普及率は7月末時点で13.11%であり、全国平均の18.27%に及ばない状況となっている。新たな解決策がなければ普及率は上がらないと考えるがどうか。

A. 平日に来庁が困難な方のために、一部の休日や夜間に窓口を開設している。また、本庁に端末を増設して、マイナンバーカードの交付枚数を増やしていきたいと考えている。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・マイナンバーカードの機能強化に向けて、市民文化部から全庁に向けて働きかけてほしい。
- ・全庁的なICTを管理する総務部、国民健康保険を管理する健康福祉部、避難所運営に関係する危機管理監など、マイナンバーカードの新たなサービスに関連する市長部局に直接働きかけるとともに、行政全体のICTの計画の策定を促したい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大 … 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

1. 政策・施策との整合性

四日市市総合計画 重点的横断戦略プラン

プロジェクト4 近未来のスマートシティ創造プロジェクト

N06, マイナンバーカードを用いた市民サービスの利便性向上

2. 市民サービスの向上

マイナポータル

転居、死亡時、子育てに関する手続きのワンストップ化

健康保険資格、選挙投票や災害時等の本人確認ツール化

給付金等の支給の簡素化

3. 行政のデジタル化推進

市民サービス向上と行政内部のデジタル化の大きな2つの側面で行政のデジタル化を推進する必要がある。その重要なツールがマイナンバーカードである。

4. 行政デジタル化戦略及び計画策定

総務部、健康福祉部、こども未来部、危機管理監、市民文化部など多部局連携が必須。

市民に行政デジタル化をわかりやすく指し示した上で、マイナンバーカードの推進をすべきである。

5. 費用対効果検証

マイナンバーカード交付率、証明書等のコンビニ交付数（率）、窓口交付数（率）を検証し、窓口業務や交付手数料のあり方検討など

（政策提言素案）

マイナンバーカードの普及を図る上で、マイナンバーカードを用いた市民サービスの充実は必須であるため、関係部局が連携して、全庁的なデジタル化を推進するとともに、各部局の市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用について検討を図っていくべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 4

事業名	地区市民センター整備事業費について	
事業概要	地区市民センターの老朽化対策や和室バリアフリー化等を計画的に行うとともに、老朽化が進んでいる施設・設備の修繕を実施し、安全性・快適性を高め利便性の向上を図った。	
	決算額	地区市民センター整備事業費 93,512,710円
政策提言に向けた論点について		
<p>1. 質疑・答弁の要旨</p> <p>Q. 地区市民センターにどのような機能を付加させていこうと考えているのか。</p> <p>A. より使いやすくプライバシーにも配慮したレイアウトの更新等を検討したい。</p> <p>Q. 四日市市総合計画（2020年度～2029年度）では、地域づくりの拠点である地区市民センターの強化が頭出しされており、高齢者でも利用しやすい施設とするためのバリアフリー化、プライバシーに配慮した受付や相談窓口の配置などが提示されている。加えて、災害時における防災拠点機能の強化や感染症予防に向けた施設整備が今後求められる、これらを着実に実現させていくためにはセンター整備に関する経年的な計画の策定が必要になると考えるがどうか。</p> <p>A. プライバシー保護について配慮していくなど一定の機能を付加する施設整備については、実現可能な範囲で随時実施していく方針である。</p> <p>Q. 地区市民センターの機能強化を総合的に図るためには、経年的な計画の策定の中で費用対効果を見極めながら、整理していく必要があると強く感じるが、意向を確認したい。</p> <p>A. 大規模改修では経年的な計画を立てて実施しているため、同様の形を検討したい。 (意見) 総合計画に沿って、地区市民センターを機能強化させていくための計画を、無駄を省くことも考慮に入れながら策定すべきである。</p> <p>2. 議員間討議によって出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県が令和2年8月に発表した高潮浸水想定区域図において、市内の一部沿岸地域では、津波の高さを超える高潮浸水が想定されている。災害時における防災拠点として、早急に対応を図るべきである。 ・地区市民センターの機能強化に伴う来客数の増加によって、駐車場が不足する恐れがあるため、駐車場用地の確保についても検討していくべきである。 ・コンビニ交付等の普及状況によっては、今後、集約化が進むことも想定される。過剰な駐車場数を保有するセンターも存在するため、各センターの実情に応じた駐車場数を確保すべきである。 ・現状は、トイレ改修やLED化など、既存設備の更新に留まっている。防災、バリアフリー化、感染症予防など、今後求められる機能を精査し、整備事業計画を立てる中で、年度ごとに整備していくことを検討すべきである。 		

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大 … 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

1. 総合計画と施策の整合性

四日市市総合計画 政策7基本的政策 NO.18において、地区市民センターを拠点に、自治会等を中心とした住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災の活動に取り組むことができるまちを目指す姿としている。

また、展開する施策として、地域づくりの拠点である地区市民センターの強化を位置づけている。

2. 具体的な機能強化

①バリアフリー化

②プライバシーに配慮した受付、相談窓口

③多言語や手話等に対応した ICT 活用

④ソーシャルディスタンスに配慮した配置

⑤無接触手洗い等 感染症対策

⑥子どもの学習機能（子どものオンライン教育に対応した Wi-Fi 環境等）

⑦防災機能 地区市民センターに地域の対策本部機能を担う

本庁対策本部と連動した大型スクリーン

雨量、水位など災害情報の情報共有システム

消防分団や避難所とのカメラやオンラインによる情報共有システム

⑧その他

3. 上記の具体的な機能強化を効果的かつ計画的に整備するため、地区市民センター整備計画の策定（地区市民センター立替や大規模改修、アセットマネジメントと連動）

（政策提言素案）

地区市民センター整備事業については、総合計画に基づく地域づくりの拠点としての機能強化を基本としながら、防災、バリアフリー化、感染症予防等の機能強化も図っていく必要がある。今後、地区市民センターに求められる機能や設備、適正な駐車場数についての調査研究及び精査を行い、整備方針を定めた上で、整備事業計画を策定し、着実かつ効率的に実施していくべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 5

事業名	障害者雇用の促進について	
事業概要	<p>(障害者雇用促進事業費)</p> <p>障害者雇用に取り組む事業者に対し、雇用に関する研修や先進企業の取り組みを視察する機会を提供することで、障害者雇用の理解を深めるとともに、職場への定着を支援する。また、市内に特例子会社やその支店等を設立し、新たに障害者を雇用する事業者に対し、設立経費の一部を支援することで、障害者の雇用の場を確保する。</p> <p>(障害者雇用奨励補助金)</p> <p>身体障害者や知的障害者、精神障害者を雇用する事業主に対して、奨励補助金を交付することにより、障害のある人の雇用機会の拡大を図る。</p>	
	決算額	<p>障害者雇用促進事業費 1,611,524 円</p> <p>障害者雇用奨励補助金 1,640,000 円</p>

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 障害者雇用については今後も商工農水部と健康福祉部ですみ分けを図る方向性なのか。
- A. 商工農水部は企業等に対する事業、健康福祉部は人に対する事業という整理だが、連携は密に行っており、商工農水部においては、人と企業等をつなぐ事業も実施している。
- Q. 雇用の継続性については確認しているのか。
- A. 商工農水部としては確認していない。
- Q. 補助金として拠出する以上、実績として、雇用者の勤続期間は確認すべきと考えるがどうか。
- A. 個人の追跡は難しいが、企業訪問の際に雇用の継続性について確認することを検討したい。
- Q. 障害者にとって一般就労は障害者年金や生活保護に頼らない生き方の入り口であり、一般就労を支援する障害者雇用奨励補助金は、より広く活用されてほしいが、トライアル奨励金9件、雇用奨励金2件という成果は不十分である。精神障害、知的障害、身体障害、あらゆる障害者の一般就労を支援するのであれば、健康福祉部と連携しながら、個人の雇用状況を確認していく必要があると考えるがどうか。
- A. 障害者の特性と企業の特性がマッチせず、離職につながるケースは存在しており、その対策として、企業と障害者のマッチングを図る障害者職場定着支援事業を実施している。また、就労の継続を図るため、就労後、企業や福祉事業所等との連絡調整を行い、相談、指導等支援を行う就労定着支援事業もあるが、さらなる支援を検討する必要があることは健康福祉部と認識を共有している。
- Q. 一般就労への移行のきっかけとして、就労継続支援 A 型（※1）事業所での就労からのトライアル雇用の実施が重要となるが、それらを支援する取り組みはあるのか。
- （※1）就労継続支援 A 型対象者…通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者。
- A. その前段階となりうる施設外就労（※2）を推進するため、令和2年度からは、施設外就労を初

めて受け入れる企業等に対して支援を行う施設外就労促進事業費を設けたところである。

(※2) 施設外就労…福祉事業所等の利用者と職員（支援員）がユニットを組み、企業から請け負った作業（雇用契約ではない）を当該企業の中で行うこと。

Q. 就労継続支援 A 型事業所は一般就労に向けた支援を行うことが想定されているが、近年は、一般企業が就労継続支援 A 型事業所を設立し、作業の下請けをさせるだけで、一般就労に向けた支援を行わないケースも発生している。受け入れ企業のトライアル雇用から一般就労につながっていくのが理想であり、そのための支援を健康福祉部と連携して行うべきと考えるがどうか。

A. 障害者が福祉作業所以外の一般企業で働くことを推進することで、障害者に経験を積んでもらうとともに、障害者の受け入れ企業を募っていきたい。また、企業の障害者雇用に対する理解を深めていきたい。

(意見) 一般就労への移行があまり進んでいない実態を知ってもらいたいし、その原因になっている国の制度に対しても本市から物申してほしい。

2. 議員間討議によって出された意見

・就労継続支援 A 型から一般就労、就労継続支援 B 型から就労継続支援 A 型に移行する際の奨励金といった、実態に合わせた支援制度があってもよいと考える。障害者雇用の問題は解決が難しく、関係者の努力も承知しているが、実態と乖離する部分は見直すべきと考える。

・現行の補助制度を否定しないが、対象者にとって、より使いやすい制度にすることが求められる。そのためには、設計段階において、障害者就労についての理解を深める必要がある。商工農水部と健康福祉部が、より深い相互理解の中から、新たな制度を構築してほしい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大 … 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

障害者雇用については、商工農水部は企業等に対して、健康福祉部は人に対してという整理で支援が行われているが、補助制度の交付実績が少なく、支援が十分に行き届いていない現状がある。商工農水部と健康福祉部が深い相互理解を図りながら、障害者雇用の促進に向けた新たなシステム構築を検討すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 6

事業名	コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策について	
事業概要		
	予算現額/決算額	

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. コロナ禍におけるニューノーマルを前提とすると、人と対面せずに精算可能な自動精算機を、より活用すべきと考えるが、現在の稼働状況を確認したい。
- A. 自動精算機は、会計窓口の混雑緩和を目的に導入しており、混雑が解消する16時すぎには自動精算機を停止させている。今後の運用は感染防止の観点も踏まえた上で検討したい。
- Q. 入退院受付を介した場合には、移動して会計窓口や自動精算機で精算しなければならず、煩雑にもなっている。密を回避することにもなる感染対策と利便性向上に向けて、自動精算機の設置場所を工夫すべきと考えるがどうか。
- A. 職員の目が届くことによる現金の安全管理の課題はあるが、総合的に検討したい。
- Q. 感染症に関する医療体制について確認したい。
- A. 基本的に、国や三重県の医療政策に応じた取り組みを行っており、三重県から第二種感染症指定医療機関の指定を受け、2床の感染症病床を保有している。
- Q. ICU及びHCU機能強化改修工事は計画通り実施されているが、新型コロナウイルス感染症を受けて設計変更等を行う必要はなかったのか。
- A. ICU及びHCUでは、通常、いろいろな病気の重篤患者を受け入れる必要があることから、設計変更等は行っていない。
- Q. 新型コロナウイルス感染症の感染者が市内でも多く発生する中で、感染症病床が2床だけでは、不足していると考えられる。指定感染症患者を扱うことができる病床を増設すべきではないのか。
- A. 公表されている感染症病床2床は、三重県から指定を受けている病床数であり、今後、増床の要請があることも考慮し、必要であれば対応を行っていききたい。
- Q. 新型コロナウイルス感染症対策について確認したい。
- A. マスク、ガウン、防護服などについては、年内分を確保している。また、院内感染防止のための動線の分離、マスク着用、検温の要請、発熱患者は別の場所で診療するなどの対策を講じている。できる範囲の感染防止対策を講じてきており、今後も新型コロナ感染症に限らず感染症防止に努めたい。
- Q. 今後の流行に備えた対策を実施しながら、病院職員の感染予防を図っていく必要があるが、現在の所感を確認したい。
- A. 病院職員の感染予防は、より重要と考えており、今後も気を緩めることなく、知恵を絞りながら徹底していききたい。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・これまでに院内感染が確認されていないことは、努力の成果であると評価する。コロナ禍におけるニューノーマルを前提として、面会対応、金銭授受、マスク着用などのあり方をあらためて整理し、それらを標準化させていくべきである。
- ・新型コロナウイルス感染症が流行する中で、感染症指定医療機関である役割を果たしていくため、さらに受入体制の強化を図っていくべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大 … 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、市立四日市病院は第二種感染症指定医療機関の役割を果たすとともに、院内での感染防止対策に取り組んでいるが、さらに先を見据え、対策を強化していく必要がある。新型コロナウイルス感染症が一般化した社会における病院運営のあり方について、検討を重ねるとともに、感染症のさらなる流行に備えた、医療体制の充実に努めていくべきである。

産業生活常任委員会委員長報告(令和2年12月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第57号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正につきましては、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、時間帯及び地域を指定のうえ、客引き行為等の規制対象となる業種を拡大しようとするものであります。

委員からは、改正内容の周知方法について確認したいとの質疑があり、理事者からは、チラシを新たに作成し、令和3年1月15日に地区の方と合同で配布する予定としており、それを皮切りに各商店街の店舗等へ配布していきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、本条例には違反者を雇用する事業主も処罰の対象とする両罰規定が盛り込まれていないため、事業者には協力の形でお願いすることになるが、チェーン店にも出向き、店舗責任者に規制が強化されたことを周知してほしいとの意見がありました。

議案第58号 四日市市自転車競技条例の一部改正及び議案第59号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第66号 四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定につきましては、委員から、職員体制についてどのような提案を受けているのかとの質疑があり、理事者からは、現在は再任用職員4名、パートタイム会計年度任用職員4名の8名体制で管理運営に当たっているが、指定管理者からは、正職員1名を含めた7名体制で管理運営に当たる提案を受けている。また、指定管理者からは現在の職員を雇用したいとの要望を受けているため、職員本人の意向を確認した上で考えたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、清掃等の管理業務はどのような体制となるのかとの質疑があり、理事者からは、今年度は本市が警備や清掃などの総合管理委託を行っているが、来年度からは指定管理者が新たに業者を選定することになるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、運営体制の変更によって利用者が不便を感じないように配慮してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在の職員が指定管理者に雇用される場合、待遇に変更は生じるのかとの質疑があり、理事者からは、パートタイム会計年度任用職員と今年度で再任用期間が終了し来年度からパートタイム会計年度任用職員として雇用される職員に関しては、本市で勤務を継続する場合とほぼ同等の待遇となる見込みであり、再任用期間が残る再任用職員に関しても、大きく待遇が異なるわけではないと考えたとの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてありますが、市立四日市病院 次期中期経営計画について及び、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

産業生活常任委員会に付託されました請願第5号 北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、12月10日に委員会を開催し、請願者の趣旨説明の機会を設けることといたしました。

審査におきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

開設から42年が経過する北勢地方卸売市場では、施設の経年劣化が進行し、使用料収入を原資に行う修繕では対応しきれない状況となっている。

建築関係では、雨漏りが常態化しているほか、コンクリートの破片の落下等も発生しており、大事故につながる恐れがある。電気設備についても、機器の更新が進んでおらず、いつ停電が起きてもおかしくない状態となっている。

以上のような理由から、施設の改修・修繕への支援をお願いしたい。また、今後の在り方の方向性等について、協議をお願いしたいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、今後の方向性や将来に関する基本的な考え方はあるのかとの質疑

があり、請願者からは、行政が進める調査の結果を待って協議に参加したいと考えているため、具体的な議論は行っていないとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、北勢地方卸売市場の供給対象人口を約 80 万人と推定しているが、実態は把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、物の取扱量や対象地域については、現在行っている基礎調査の項目となっているが、現時点では不明であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、全国チェーンのスーパーが市場流通の多くを担っており、遠方から大量仕入れを行うケースも見受けられる。約 80 万人をマーケットの対象とするならば、施設の改善だけでなく、抜本的な経営改革にも着手する必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、関係 3 市（四日市市、鈴鹿市、桑名市）の協議によって、見えてきたものや課題はあったのかとの質疑があり、理事者からは、関係 3 市で卸売市場機能は必要であるとの共通認識を持てたが、今後の方向性については、全国の新たな取り組みを調査しながら協議していく予定であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、基本構想の策定には相当な時間が必要となるため、応急的な修繕に対して支援を行う方針なのかとの質疑があり、理事者からは、そのような前提で、鈴鹿市、桑名市と協議しているが、修繕に対する支援に関しては、まだ了解を得られていない。本市としては、支援していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後の市場の在り方を検討する上

では、ふさわしい経営体制についても、研究を進めるべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、経営体制の見直しについては、関係3市の合意が必要となるほか、確認すべきことも多いため、現時点で方向性を示すことはできないが、今後協議していききたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、市場流通機能以外の公共性を有する機能については、行政が積極的に支援していくべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、現在も地産地消の拠点として、公共性の高い役割を果たしていることから、支援や協力の方法について、今後協議していききたいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和2年12月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

【市民文化部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

図書除菌機について

Q. どのような機能の機器を想定しているのか。

A. 市立図書館に導入している機器と同様、1回の処理時間が30秒程度で最大6冊処理できる機能の機器を想定している。

Q. 安価に利用可能となるリース契約ではなく、購入を選択した理由を確認したい。

A. 紫外線照射及び送風によって除菌するものであり、長期的な利用が見込めるため、購入を考えている。

集会所の暖房設備について

Q. 自治会の集会所では感染症防止対策として換気を行っているが、これから寒くなると、従来の暖房設備では暖まらないとの話を聞く。感染症防止対策として、集会所の暖房器具への補助を検討できないのか。

A. 集会所等にも出向きながら、単位自治会から意見聴取を行っており、換気によってそのような不便があることは承知しているが、現時点で補助は検討していない。

(意見) 自治会としても対策を考えるだろうが、急な出費となるため、市として補助を検討してほしい。

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

農業経営の収入保険について

Q. 農業経営の収入保険の対象となる農家の数と現在の加入者数を確認したい。

A. 主な対象として想定する認定農家の数は220件ほどであり、現在の加入者数は40数件である。

Q. 加入が少ない要因は保険料負担にあるのか。

A. 保険料負担は要因の一つだが、保険加入には青色申告の実績が必須で、白色申告の農家も多いことや、従来の共済制度で事足りると判断する方がまだまだ多いことも要因であると考えている。

Q. 予算額の根拠を確認したい。

A. 令和3年1月からの保険の加入については、12月末まで加入申請を受け付けており、今年度内に保険料の額が確定する見込みを三重県農業共済組合から聞き取って計上している。保険料の確定が翌年度になる分については現在精査中であり、当初予算において計上する予定である。

Q. 既存加入者も支援対象となるのか。

A. 既存加入者が今回の新型コロナウイルス感染症の影響による補償を受け取った場合、次年度からの保険料負担が大きくなることから、その部分についても支援対象としたい。

Q. 収入保険の加入支援は農業従事者から助けになるとの反応を得ているのか。

A. 従来の共済制度は風水害や病害虫などに限られていたが、収入保険は、新型コロナウイルス感染症の影響のような予期せぬ収入減に対する備えとなるため、農業従事者にとってメリットのある支援になると考えている。

議案第 52 号

令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

別段の質疑、意見はなかった

議案第 55 号 令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

病院職員へのメンタルケアについて

Q. 病院職員が、感染予防対策や誹謗中傷などによって精神的に追い込まれることを危惧しているが、現状のメンタルケアについて確認したい。

A. 新型コロナウイルス感染症患者に対応する看護師には、看護部の部長や次長が定期的に面談を行い、病棟の看護師長が適宜声を掛けて相談に応じている。また、人事課が行う「こころの健康相談室」や日本看護協会の相談窓口を案内している。

(意見) 職場では対応が難しい相談も多くあると考えるため、実態を調査した上で、早急に病院職員へのメンタルケアを充実させる必要がある。

清掃業務委託費について

Q. 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病床における清掃業務は、別途費用が加算されるのか。

A. 感染症の患者を受け入れる病床における清掃業務は、特別な感染対策が必要なため、加算するのではなく別の業務委託としている。

Q. 今回の業務委託とは別の業者に委託するという事か。

A. 今回の業務委託の契約業者と別途契約することを予定している。

クレジットカード利用取扱業務委託費について

Q. クレジットカード利用取扱業務委託費の積算根拠を確認したい。

A. クレジット利用見込額に委託手数料率を乗じて算出しており、3年間で合計2140万円と見積もっている。

感染症病床について

Q. 感染症病床の数は2床から変更する予定はないのか。

A. 感染症病床2床に加えて専用の病棟を確保して受け入れる体制としている。

Q. 現状以上に受け入れることも検討してはどうか。

A. 医療従事者の数には限りがあり、重症患者の場合、より多くの人員が必要となることから、現状以上に受け入れることは難しい。

Q. 看護師の増員は予定しているのか。

A. 看護師については、今年度末のICU、HCUの増床稼働に合わせた増員を予定している。

(意見) 新型コロナウイルス感染症による人手不足を解消する目的でも看護師の増員を図ってほしい。

感染性産業廃棄物処理業務委託について

Q. 廃棄物処理に関する追跡調査は行っているのか。

A. 追跡調査によって適正に処分されたことを確認している。

電話交換等業務委託について

Q. 電話交換等にあたる人員を確認したい。

A. 通常は3名で対応しており、月曜日のみ4名で対応することがある。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和3年2月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第101号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正につきましては、申請書における押印を廃止するほか、買取人承認申請に係る規定を整備しようとするものであります。

委員からは、買取人承認申請における身元保証人に関する規定は、金銭上の担保を目的とした規定であり、卸売会社に対する保証金の預託によって、必要と認められる金銭上の担保は提供されていると考えられるため、当該規定を削除するという理解でよいかとの質疑があり、理事者からは、その通りであるとの答弁がありました。

議案第111号 土地の処分につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてですが、令和2年度人権施策推進懇話会及び令和2年度同和

行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

産業生活常任委員会に付託されました請願第7号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める四日市市議会から政府・国会への意見書の提出につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、2月25日に委員会を開催し、請願者の趣旨説明の機会を設けることといたしました。

審査におきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

核兵器の非人道性に議論の余地はなく、核兵器の全面禁止は世界の世論の主流となっている。日本は核兵器の恐ろしさ、悲惨さをよく知る世界唯一の戦争被爆国であるが、政府は、安全保障のために核抑止力が必要との立場をとっており、軍事的衝突が深刻になれば、核兵器の使用という最悪の事態を招く恐れがある。

令和2年1月22日に発効した核兵器禁止条約は人類史上初めて核兵器を違法とする条約であり、批准した国は54ヶ国、署名した国は86か国に達している。日本は日米安保条約を締結しているが、核兵器の使用や威嚇を「援助・奨励・勧誘」しないことを明確に謳えば、核兵器禁止条約の義務を履行することは可能である。

既に国内では、全自治体の 30%にあたる 531 の自治体議会が、政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める嘆願書・意見書などを提出しており、三重県でも三重県議会のほか 5 市町の議会が同趣旨の意見書を提出している。

以上の理由により、四日市市議会から、政府に対して核兵器禁止条約に署名・批准するよう働きかける意見書等を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑におきまして、委員からは、政府が直ちに署名・批准を行うことは難しいと考えるため、署名・批准に向けた建設的な議論や環境整備を進めることを要望する意見書であれば賛同したいがどうかとの質疑があり、請願者からは、直ちに署名・批准を行うことが難しいとしても、地方議会が意見書を提出することで、政府が署名・批准を行う方向性に持っていくことは、当然の責務であると考えたとの説明がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、核兵器の廃絶を目指す請願趣旨には賛同するが、核兵器禁止条約への批准・署名は国家間の緊密な関係に大きく影響を与えるものであり、政府として批准・署名を行わない判断をしたのであれば、地方議会から意見書を提出する必要はないと考えるため、本請願には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、核兵器禁止条約の署名・批准は国家の外交や国防に関わる重大事項であり、本市議会の権限や意見書の内容を検討した上で、慎重に判断する必要があると考えるため、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、審査期限の延期を行った場

合であっても、会期末までの期限延期となり、十分な議論を行うことは難しいと考える。また、請願者は本請願に対する明確な結論を期待しており、その結論を示すことが請願者に対する誠意であると考え、審査期限の延期を申し出るべきではないとの意見がありました。

これを受け、委員からは、会期末までに結論が示せない場合には、会期不継続の原則によって廃案となるが、別の機会において方向性を整理する可能性を残せると考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、核兵器禁止条約の署名・批准は被爆者にとっての悲願であり、その思いに協力したいと考えるため、本請願の採択には賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市議会としての責任ある対応を考える場合には、意見書の内容を精査した上で、本請願の採択を行う必要があると考えるため、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

以上の議論を踏まえ、まず、審査期限の延期を申し出ることについて採決を行ったところ、賛成少数により審査期限の延期の申し出は行わないことに決しました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和3年2月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

【市民文化部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

市民生活課分室管理運営費について

Q. 老朽化のために解体せざるを得ないのは理解するが、昌栄町自治会などの現在利用している団体の活動に支障が生じるのではないか。

A. 予算の議決後、利用団体には丁寧に説明したいと考えている。

(意見) 昌栄町自治会は活動が盛んな自治会であるため、その火が消えていかないよう丁寧な対応をお願いしたい。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費≫

地区市民センター電気自動車配備について

Q. 電気自動車配備の目的を環境への配慮と災害時の非常用電源としているが、軽キャブバン型が最適な選定なのか。

A. 地区内の道幅の狭い道路の通行や資材を積載する場合などの実用性を考慮すると、貨物スペースが広い軽キャブバン型が最適と判断した。

Q. 非常用電源としては太陽光発電装置や風力発電装置も選択肢となるが、今後の検討に向けた考え方について確認したい。

A. 地区市民センター整備計画を今後策定する中で検討していく予定である。

Q. いつまでに示されるのか。

A. 地区市民センター整備については、令和3年度予算で課題を検討するための調査費用を計上しており、調査が完了した項目から段階的に示していく予定である。

Q. 軽キャブバン型の電気自動車の参考車種として三菱ミニキャブ・ミーブバンが掲載されているが、同様の車種はあるのか。

A. 同様の車種は現在販売されておらず、参考車種の購入を想定している。

Q. 参考車種が今年の3月で生産停止になるのは本当か。

A. メーカーからは生産停止ではなく、4月以降は特定事業者への供給になる予定であり、一般向け販売は3月末までに生産する一定台数のみとなることを確認している。

Q. 家庭用コンセントから充電を行うと電気代が高額になるようだが、専用コンセントを設置する予定はあるのか。

A. 電気自動車を配備する地区市民センターには、200Vの専用コンセントを設置する予定である。

(意見) 電気自動車の配備には反対しないが、技術革新が進む中で、一般向けの生産を停止するような車種を慌てて購入する必要はないと考える。令和4年に3台、令和5年に11台を配備する予定を考えると、今後も一般向けに生産、販売される車種を購入することが望ましい。

- Q. 参考車種は特定事業者向けの生産は続けられると理解するが改めて確認したい。
- A. メーカーからは特定事業者向けの生産は続けると聞いているが、本市が特定事業者に加わることはできないため、3月までの一般向け生産分から一定台数を調達したいと考えている。また、調達できなかった場合には、特定事業者向け生産分から調達できないかを交渉していきたい。
- Q. 特定事業者と思われる郵便局は令和元年度、令和2年度で大量に導入しており、令和3年度の導入は未定としているため、特定事業者向けであっても実際に生産されるかは不透明な状況と考えるがどうか。
- A. 特定事業者名については明かされていないが、今後より良い車種が登場すれば推進計画のローリング等で見直していく選択肢はある。令和3年度については参考車種を確保したいと考えている。

窓口用情報端末機器（タブレット）について

- Q. Wi-Fi 環境整備は令和3年度に完了する予定であるのに、窓口用情報通信機器（タブレット）の導入は令和3年度と令和4年度に分かれる理由を確認したい。
- A. Wi-Fi 環境整備は生涯学習等における活用も踏まえて令和3年度で完了させる計画としているが、窓口用情報通信機器（タブレット）については活用方法を検証しながら導入するため2カ年の計画としている。なお、各地区市民センターには総務部より支給の業務用タブレットがあり、窓口利用が可能な状況となっている。

地区市民センター整備事業費について

別紙提言チェックシートに記載。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

モバイル端末機遠隔通訳サービスについて

- Q. 多文化共生推進事業ではないかもしれないが、せっかく端末を配備するのならば、聴覚障害者向け筆談ソフトなどを付加することで、多機能化を図ってはどうか。
- A. 窓口機能強化のためのタブレットを整備していく中で、健康福祉部と連携しながら新たな活用方法を検討していきたい。

日本語学習支援体制づくり事業について

- Q. 市域を超えた日本語学習支援体制構築に向けた周辺市町への働きかけとあるが、どの他市町を想定し、どのような働きかけを行うのか。
- A. 鈴鹿市や桑名市のほか、三重郡3町などを想定しており、広域的な日本語学習支援体制の構築に向けた協力をお願いしていく。日本語学習支援の具体的な方法等については今後の協議の中で検討していきたい。
- Q. 他市町との協議は既に行われているのか。
- A. 三重県多文化共生ワーキング等を通じて、情報収集や意見交換は行っているが、日本語学習支援体制構築については、今後協議を進めていく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

あさけプラザ施設整備事業費について

- Q. 施設利用者用 Wi-Fi を展示会議室や学習室に導入するとのことだが、どのような活用方法を想定しているのか。
- A. 図書館の附属施設である学習室と文化活動団体等が頻繁に利用する展示会議室に Wi-Fi を導入することで、その場所に集まって活動する以外にも、インターネットでの情報入手や双方向通信を行う場として活用してもらうことを想定している。
- Q. 生涯学習の新たな形態や GIGA スクール構想と連動した学習のための環境整備と理解する。活用事例を情報共有することで、活用の幅が広がることを期待するがどうか。
- A. 利用の仕方は様々あると考えるため、前提となる環境を整備する中で、意見や要望などを受けながら、少しずつ整えていきたい。
- Q. あさけプラザは本市と三重郡3町のための施設であるが、本市が整備事業費を単独で負担する理由を確認したい。
- A. 施設自体が本市に所在していることや、これまでの経緯から本市が単独で負担しているが、理由が判然としない状況にある。
- Q. 理由が明確でない限りは、負担に関する議論自体ができない状態が続くため、理由を説明できるような調整をしてもらいたいが可能か。
- A. 運営協議会に諮り、協議を進めていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

男女共同参画推進事業について

- Q. 男女共同参画推進事業については、コロナ禍を受けて、経年的な事業のあり方を見直し、取捨選択を図る必要があるため、新たな会議体などを設置して検討すべき段階にあると考えるがどうか。
- A. コロナ禍を機に様々な課題が発生している状況であるため、関係部署が集まって検討するような新たな会議体の設置も選択肢の一つであると考えます。
- Q. コロナ禍を受けて、不安定な立場に置かれている方が、より深刻な状況となる中で、男女共同参画推進事業については、重点項目を定めながら、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」体制を構築していく時期に入っていると考えるため、次の10年に向けた課題を精査し、外部の有識者の知見を得ながら、本市の男女共同参画を次のステージへ押し上げていくべきと考えるがどうか。
- A. コロナ禍において新たに発生している問題への対応と、10年先を見据えた男女共同参画の方向付けの両面から検討していきたい。
- Q. 性差についてはどのようなスタンスなのか。
- A. 基本的なスタンスは、性別を問わず誰もが生きづらさを感じないことであり、それぞれに応じた配慮と公平性の担保を念頭に置いて施策を行っていきたいと考えている。(意見) 昨今は男女間や高齢者若年者間で、優遇すべきことと平等にすべきことの境目が難しくなっている。行政は公平中立な立場として、わかりやすい指針を示してほしい。

(意見) 固定的な役割分担意識を解消することで、男女平等を目指していく必要があるが、相対的に不安定な立場に置かれやすい女性に対しては、一定の優遇措置も必要と考える。今の時代に合った男女共同参画推進事業を模索していかなければならないと考える。

(意見) 性別を理由とする固定概念の解消を目標に設定すると、達成は極めて難しいものになると考える。社会から性別による選択肢の制限をなくせるよう、経年的に達成可能な目標を設定し、着実に取り組みを進めてほしい。

(意見) 男女共同参画社会に関する市民意識調査には「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方をどう思うかについての設問があったが、この設問自体が固定概念を植え付けさせてしまう恐れがあると考ええる。

(意見) 最近行政自身が個人の内心の自由に介入することが増えているように感じる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

防犯外灯新設維持費補助金について

Q. 電灯料の補助率を75%から80%に引き上げたにもかかわらず、今年度の当初予算額よりも大きく減額している根拠を確認したい。

A. 想定よりも電灯料の単価が下がり、設置灯数が少なかった今年度の実績を踏まえたためである。なお、今年度予算でも実績を踏まえた減額補正を計上している。

地域マネージャーについて

Q. 地域マネージャーが会計年度任用職員となって約1年間に過ぎたが、市民文化部が求める役割に即している状態かどうかを確認したい。

A. 今年度の最終的な活動報告は受けておらず。これから検証したいと考えているが、地域住民主体の地域づくりの推進のために活躍いただいていると考える。

Q. 会計年度任用職員となった後も、地域住民から団体事務局職員と同等に扱われる事例が多くあり、役割が明確でないという印象を強く受けた。制度を存続させるのであれば、館長や地域マネージャーに対して改めて研修を行う必要がある。また、新規採用する際には、職責を果たせる人材かどうかを十分に見極める必要があると考えるがどうか。

A. 地域からの要請を受けて一定期間は地区の事情に応じて柔軟な対応としたことは事実であり、未だに行き違いが見られる事例はあるが、うまく機能している事例もあると考える。業務の平準化の必要性は感じているため、館長や地域マネージャーから聞き取りをしながら方向性を再度検討していきたい。

(意見) 自治会等に対する支援は地域づくりのための補助金で担保されており、その上で行政職員の便利使いを許すことが、地域にとってよいことなのか疑問がある。また、地域マネージャーの新規採用にあたっては、公務員としての立場を鑑みて、勤務地区を限定する人材を採用すべきでないと考える。

(意見) 地域マネージャーという役割の必要性をあらためて見直すべきである。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費≫

文化会館大規模施設等改修事業について

Q. アセットマネジメントと建て替えについてどう考えているのか。

A. 公共施設は約70年使用する方針のもとでアセットマネジメントに取り組んでおり、文化会館には約30年の耐用年数が残っていることから、計画的な修繕等に取り組み、今後も施設を安全で良好な状態で管理していきたい。

(意見) 約70年使用するためには多額の改修費用を投じることになるため、早期の建て替えも状況に応じて検討すべきである。

文化会館における感染症対策について

Q. 抗菌・抗ウイルスコーティングについての見解を確認したい。

A. 効果が科学的に立証されれば、本市として今後導入する可能性もあると考えるため、注視していきたいと考えている。

(意見) 公共交通機関や商業施設では先行の導入事例があるため、それらを十分に察知し、早期の検討をお願いしたい。

こども芸術体験事業費について

Q. コンサート等を実施するプロの演奏家の選考基準を確認したい。

A. 大都市圏等でのコンサートや子供を対象としたコンサートの実績を選考基準としている。

Q. 音楽交流事業を実施する小学校として2校程度を予定しているが、その根拠を確認したい。

A. 今年度に教育委員会を通じて要望を募り、手が上がった2校で試験的に実施した実績に基づくが、それ以上に手が挙がるようであれば調整して対応していきたい。

Q. 数多くの学校がある中で2校しか手が挙がらなかったということは、あまり求められていない事業なのではないか。

A. 文化会館も学校等にアーティストを派遣する事業を行っており、授業数の関係上、重複は難しいのではと考えている。今年度の試験的实施では、学校とのヒアリングを通じて、夢を描いてもらえるような話を聞く機会を設ける工夫を行い、良い反響を得たため、今後も学校のニーズに応える形で取り組んでいきたい。

Q. コロナ禍で子供を対象にしたコンサートを開催して大丈夫なのか。

A. 会場定員の半分程度に抑える人数調整や、参加者の名前・連絡先の把握などの感染症対策によって、今後も安心して参加してもらえるように取り組んでいきたい。

Q. 今年度の「はじめてコンサート」の実施経過を確認したい。

A. 募集定員には必ず到達しており、参加される皆さんからは想定を超える好評をいただいている。また、アンケートでは小さい子供を連れて参加する機会がなかったのでありがたいといった声を毎回頂戴している。

Q. コロナ禍で見えない学力をどう育てていくのかは課題であり、このような芸術体験は非常に重要と考えるが、令和3年4月からGIGAスクール構想が本格的に始動する中

において、芸術を感じてもらおうための様々な方法を提案することも必要であると考え
るがどうか。

A. 文化会館が開催した「学び舎音楽会」では、文化会館でプロが演奏する様子を学校
に配信した実績があるため、それらを学びながら、できることから取り組んでいき
たい。

(意見) GIGA スクール構想を展開するに当たっては、教育コンテンツをいかに充実させ
ていくかが重要となるため、本市独自の質の高いコンテンツを経年的に作成し、学校
現場等に提供する活動を、本事業に組み入れるよう検討してほしい。

文化財関連事業について

別紙提言チェックシートに記載。

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

コンビニ交付事業について

Q. 証明書のコンビニ交付実績の経年的な変化を確認したい。

A. 開始当初の平成31年2月は202枚であったが、令和3年1月は977枚となってお
り、約5倍程度に増えている状況である。

証明書交付手数料のキャッシュレス決済について

Q. キャッシュレス決済は自治体のスマート化に伴って、他の自治体に後れを取らない
よう早期に検討すべきと考えるがどうか。

A. 関係部局との連携を図るとともに、他の自治体の状況の調査研究を行っていき
たい。

マイナンバーカードの取得推進事業について

別紙提言チェックシートに記載。

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

北勢地方卸売市場再整備のあり方検討業務委託について

Q. 現在の市場会社は市場運営に本当に必要なのか。

A. 卸会社、仲卸会社を含めた全体の状況を把握しており、行政とのやりとりをスム
ーズに行っていると考える。今後は市場会社が主体となって経営展望を描いてもら
うことを期待している。

(意見) 市場のスリム化を進めるべきであり、老朽化した既存施設に費用を投じて大規
模改修を行うよりも、半分程度の規模で新設するなどの抜本的な改革を行うべきで
ある。

Q. 施設修繕への補助金額は市場会社や関係する桑名市、鈴鹿市から了解をもらって
い

るのか。

A. 市場会社、他の2市には相談を行い、了解をもらっている。

茶業振興センターについて

Q. 茶業振興センターの利用状況について確認したい。

A. 小学校の社会見学場所として継続的に利用されているが、茶業振興に結びつく独自事業の実施が難しい状況になっている。来年度からはテコ入れを図り、栽培管理やスマート農業の研修場所としても利用したいと考えている。

Q. 指定管理者である三重茶農業協同組合からは、市の直営に切り替えてほしいとの声があるようだが、それは不可能なのか。

A. 運営に苦慮していることは聞いているが、茶業関係者自身が茶業振興対策を行うことは重要と考えるため、本市が支援する形で三重茶農業協同組合に運営してほしいと考える。

(意見) 立地場所が販路開拓を行う施設としては適切でないと考える。

農業経営収入保険加入促進対策事業費補助金について

Q. 収入保険制度は青色申告の実績が条件となるため、小規模農家への支援にはなりにくいと考えているがどうか。

A. 青色申告は小規模農家にとってハードルが高いかもかもしれないが、本市でも勉強会を通じて申告方法を指導しているため、収入保険制度を利用して様々なリスクに備えてほしいと考えている。

地域ぐるみ型農業推進事業費補助金について

Q. 農地集積に対する支援であり、小規模農家の視点が欠けていると感じるがどうか。

A. 担い手農家に対する支援としては規模の拡大や集約を狙っているが、今回の地域ぐるみ型農業推進事業は中小農家が共同で取り組むことに対する支援であり、中小農家を対象とした事業となっている。

Q. 労働者自身が出資して経営に参画する労働者協同組合は農業経営での活用が見込めると考えるがどうか。

A. そのような組織化ができることが理想と考えるが、現時点ではハードルが高いと考える。本補助金は農家同士の共同作業に必要な機械や施設の整備に向けたものとなっている。

(意見) 労働者協同組合は農家の集合体としての活用が見込める組織形態と考えるため、今後の検討課題にしてもらいたい。

農産物等の販路拡大について

(意見) 四日市商業高校、四日市農芸高校、萬古焼業界、北勢地方卸売市場などの相互連携を支援し、地場産品の拡販をより推進していくべきである。

(意見) 山奥に立地していても生産者が見える工夫などを行うことによって繁盛してい

る道の駅が存在するため、本市においても量より質を重視した販路の確保を検討すべきと考える。

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費》

豊かな海づくり推進事業について

Q. 近年は伊勢湾の水質が改善しており、富洲原運河にはクロダイが住み着くようになってきている。魅力的な地場産品となるような魚種の放流を検討すべきと考えるがどうか。

A. 放流する魚種は漁業協同組合からの要望を受けて決めているため、漁業協同組合と調整して検討したい。

(意見) かつて主力であったコウナゴの漁獲量は大きく減少しており、打つ手がない状態となっている。本市の漁業は新しい発想を入れなければ衰退する一方と考える。

Q. 魚は伊勢湾全体を回遊しているため、伊勢湾に接する市町全体で資源の保護を行っていく体制が必要になるが、協議を行う場はあるのか。

A. 三重県内では伊勢湾内の各漁協による連絡会が開催されており、本市も出席する機会がある。また、三重県栽培漁業基本計画では、どのような魚種を育成し放流するかが定められている。

Q. 三重県栽培漁業基本計画の内容を確認したい。

A. 後日資料で提出する。

Q. 愛知県に対しても環境を守りながら漁業を行える栽培漁業の方向性を提案してもらいたいがどうか。

A. 伊勢湾全体で栽培漁業に力を入れていくことは重要な観点と考えるため、まずは三重県に愛知県への働きかけを要請したい。

磯津漁港海岸及び楠漁港海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託

別紙提言チェックシートに記載。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

高度 IT 人材育成事業について

Q. 高度 IT 人材育成事業はどのようなことを期待しているのか。

A. 中小企業からは AI、IoT 等の新技術を活用して業務管理や勤怠管理等の業務効率化を行いたいニーズが高まっていることから、就労支援や IT スキルアップの一環として、これらのアプリケーションを作ることができる人材を育成したいと考えている。

Q. 他の自治体がハッカソンを通じて本格的な IT 人材の育成支援を行っている時に、「高度 IT 人材育成」という名称で就労支援の一環となる初歩的な講座を実施することには違和感があるがどうか。

※ハッカソン…アプリケーション制作を意味する「ハック」と「マラソン」を組み合わせた造語で、チームで制限時間内にプログラミングを行い、アイデアや成果を競い合うイベント。

A. 本事業では、エクセルやワードのスキルの一歩先であるアプリケーションを作成す

るスキルを持った人材を「高度 IT 人材」と定義している。ハッカソンを開催する選択肢もありえるが、対象者を変えていく等の検討の必要があると考える。

Q. 講座の講師はどのような業者に委託するのか。

A. 今年度に「高度 IT 人材育成にかかる連携協定」を締結し、パイロット講座を実施した実績がある株式会社 FIXER への委託を予定している。

Q. 期間や回数を限った講座を開講するだけでなく、自由に学べる機会を提供したり、人材発掘を行ったりすることも必要と考えるがどうか。

A. 来年度は講座形式で開催し、その実施状況を見て、課題等を確認しながら、対応を考えていきたい。

(意見) 専門家の指導を自由に受けられる場所の提供が必要と考えるため、新図書館の建設やじばさん三重の改修に併せて検討してほしい。

Q. どのような展開を予定しているのか。

A. 就労支援としての効果検証を行うとともに、「高度 IT 人材」の定義も検証することで、今後につなげていきたい。

Q. 年齢層別に分かれて講座を実施する理由を確認したい。

A. 今年度のパイロット講座を年齢層別で実施しており、若年者の方が理解が早い傾向がみられたため、来年度も同様とすることを想定しているが、高齢者であっても理解が早い方はいることから、スキル別のクラス分けも検討している。

(意見) 年齢層別で講座を分けることには違和感があるため、来年度に検証してほしい。

障害者雇用の促進について

別紙提言チェックシートに記載。

議案第 71 号 令和 3 年度四日市市競輪事業特別会計予算

年間車券売上見込み額について

Q. 年間車券売上は 2 年連続で当初予算額を上回っているが、令和 3 年度では考慮がなされているのか。

A. 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によるインターネット投票などの増加によって当初予算額を上回る状況となったが、令和 3 年度ではそれらの実績を見込んで計上している。

議案第 73 号 令和 3 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 80 号 令和 3 年度市立四日市病院事業会計予算

三重医療安心ネットワークシステム (ID-Link) について

Q. ID-Link の利用状況をどのように評価しているのか。

- A. 連携施設及び登録患者数はともに増加傾向にあることから、開業医の利用が広がっていると考えている。
- Q. 開業医や薬局を含めた利用者から ID-Link に関する意見を聴取する場はあるのか。また、課題を把握していれば確認したい。
- A. 当院の地域連携・医療相談センター「サルビア」と医師会役員が意見交換を行う場として地域医療支援委員会があり、ID-Link の活用に向けた情報共有も行われている。課題としては、利用の拡大があるが、当院での入院治療から在宅医療に移行する患者のかかりつけ医に対し、ID-Link の利用を勧めている。
- (意見) ID-Link は薬の処方、血液検査の結果、レントゲンやCTの画像情報、レポートなどの医療情報を共有できるシステムであり、かかりつけ医と開示病院（市立四日市病院、四日市羽津医療センター、三重県立総合医療センター）との連携を密にすることができると、現場の声を吸い上げながら活用促進に努めてほしい。

メンタルヘルスカウンセリングについて

- Q. 新型コロナウイルス感染症入院患者担当看護師に対するメンタルカウンセリングとその他のカウンセリング・相談制度の利用実績について確認したい。
- A. 新型コロナウイルス感染症入院患者担当看護師に対するメンタルカウンセリングについては、現在のところ利用実績がなく、その他のカウンセリング・相談制度については、本人が直接申し込む形式であるため、当院としては実績を把握していない。
- Q. 新型コロナウイルス感染症入院患者担当看護師に対するメンタルカウンセリングについては、臨床心理士報酬費 24 万円が計上されているが、利用実績が全くない場合は金額が変動するのか。
- A. 利用実績に応じて支払うため、仮に 0 件だった場合は 0 円となる見込みである。

院内託児所事業について

- Q. 院内託児所事業の委託先について確認したい。
- A. 院内託児所事業は単独随意契約によって、当院副院長を会長とする託児所運営協議会に委託している。
- Q. 公立病院の託児所事業は公募によって業者を選定すべきと考えるがどうか。
- A. 公募による民間委託への移行については、平成 30 年から他院へのヒアリング調査を行っているが、当院とは雇用形態や職員数に相違が見られるため、調査を継続して行っていきたい。
- Q. 適切な参考事例が見つかるまで調査を継続するつもりなのか。
- A. 可能であれば円滑に民間委託に移行できた病院からアドバイスを受けたと考えているが、ある程度の時期には、当院としての判断が必要になると考える。
- Q. 調査開始から約 3 年が経過しているが、あと何年で判断するのか。
- A. いつまでに判断するのかまでは決めかねている。
- (意見) 約 3 年の調査期間を経ても参考事例を見つけられず、調査期間の目途を設けなのまま現状維持しようとする姿勢は改善すべきと考える。

Q. 院内託児所のあり方を見直すべき時期であると考えているが、一方で、医療従事者の勤務体系に合わせて柔軟に対応しなければならない特殊事情も存在する。院内託児所のあり方検討についての意向を確認したい。

A. 院内託児所は看護師確保、離職防止を目的として昭和46年から運営しているが、近年はあり方を見直すべきとの指摘を受けており、民間委託への移行を含めた調査研究を行っている。託児所運営協議会が雇用する保育士等の身分をどのように担保するかも課題であり、慎重に判断しながら、よりよい運営のあり方を検討したいと考えている。

Q. 託児所運営協議会の職員の身分を保障すべき法的な義務は存在するのか。

A. 法的な義務は確認できないが、民間委託の事業者に転籍した職員がその後に解雇されたことで訴訟に発展した事例が存在するため、道義的な責任はあると考えている。

Q. 3年程度の猶予を設けた上で民間委託に移行するのであれば道義的な責任は果たしていると考えているかどうか。

A. そのような対応で十分かどうかは現時点で判断できないが、院内託児所の職員労働組合と話し合いを行う必要はある。

病院施設大規模改修事業について

Q. 令和2年度に実施した基本計画・基本設計の概略を確認したい。

A. 資料で提出する。

Q. 概算工事費用を確認したい。

A. 病院機能を維持しながらの改修となり、工期も長くなることなどから、過去の改修実績から概算すると、工期約5年間で約38億円になると想定している。

院外研修について

Q. 院外研修については、現場の声を尊重して柔軟に対応することを以前から求めているが、市役所の規程に沿わない独自の対応について研究しているのか。

A. 独自の対応を行うための明確な理由を見出せておらず、現在は市役所の規程に沿った対応としている。

Q. 市民の生命を守り、安心安全を担保する市立四日市病院の存在意義を考えると、研修の価値は大きく異なると思う。旅費規程についても柔軟な対応があってもよいと思うがどうか。

A. 移動に関しては市役所の職員と当院の職員で差を設ける理由はないと考えており、また、研修の効果を重視する側面からも、当院の職員だけ前泊や後泊などの条件を緩和する理由を見出すことが困難であるため、市役所の職員と同一の対応を考えている。(意見) 院外研修の予算を組むのならば、学びの質についても十分に配慮すべきである。専門職が研修によって新たな知見を得ることは事務職とは次元が違ふと考えるため、専門職の研修の成果を最大限担保できる環境を整えてほしい。現場の専門職の意見を拾い上げながら、効果的な研修の実施に向けてさらに研究することを強く要望する。

給食業務委託について

Q. 患者満足度調査では、食事の内容についてあまり満足していない結果が出ているが、どのように改善を図っているのか。

A. 患者に対して喫食調査やどんなおかずが良いかといった嗜好調査などのアンケート調査を行うとともに、給食業務受託業者、当院の医師、栄養士、事務局職員による月例会議の実施や、院長や事務長などが交替で行う毎日の給食の検食によって、状況を把握している。今後も患者や院内の意見を捉えて改善に努めていきたい。
(意見) 次回の患者満足度調査では改善が見られるよう取り組みを進めてほしい。

病院経営について

Q. D P C 特定病院群を堅持しながら病院経営を行っていく上で課題と感ずる部分を確認したい。

※D P C 特定病院群…高診療密度を有する大学病院本院並の診療機能を有した病院

A. コロナ禍に起因する受診の抑制は深刻な課題と捉えている。市内においても健康診断の受診率が非常に落ち込んでいる中、早期発見や検査治療の件数は大幅に減少している。ウィズコロナにおいては、基本的な当院の使命を前提にしながらバランス感覚を持って経営できるよう職員全体で考えていきたい。

(意見) 早期発見の減少は重要な問題であるため、過度な受診抑制を防止するような施策を検討していく必要がある。

コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策について

別紙提言チェックシートに記載。

救命救急センター（ER）について

別紙提言チェックシートに記載。

議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号）

【市民文化部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費≫

番号制度関連経費について

Q. マイナンバーカード取得率の今後の見通しを確認したい。

A. 現在の月間交付枚数を考慮すると、令和 2 年度末は約 24%になる予想である。国は令和 4 年度末までに全ての国民に取得させる予定としているため、令和 3 年度末までには 60%程度を目指したい。

(意見) マイナンバーカードの有効期限は 10 年だが、電子証明書の有効期限は 5 年となっている。利便性向上のため、電子証明書についても有効期限を 10 年とするよう国に働きかけてほしい。

○第2条 繰越明許費の補正

あさけプラザ整備事業費について

Q. 前払金及び出来高払を令和3年度に繰り越す理由を確認したい。

A. 本工事は、令和2年度と令和3年度にまたがる工事であり、令和2年度分の前払金及び出来高払を支出する予定としていたが、受注事業者は令和3年度での一括受け取りを選択し、令和2年度の請求を辞退する届け出があったためである。

Q. 受注業者は対価のほとんどを受け取っていない状態であるが問題はないのか。

A. 受注者には前払金と出来高払を受け取る権利が契約書上保障されているが、前払金を受け取るためには、別途費用を払って前払金保証事業の保証契約を締結する必要があるため、財政的な体力を持つ本工事の受注者は、前払金と出来高払を受け取らない判断をしたようである。

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費＞

強い農業・担い手づくり総合支援事業費について

Q. 国で事業採択されなかったことによる減額補正だが、本市の農業政策に必要なものとして市単独で補助を行っていく考えはないのか。

A. 市として必要なものであると考えているが、農地集積や付加価値額の向上といった条件整備が十分でないことが不採択の原因であるため、まずは条件整備のための地域農業のまとまりづくりに力を入れ、次回採択されるよう努力したい。

(意見)本市の農業政策に必要な事業であれば、市単独での予算を計上した上で、国や県に採択された場合に補正を行うことも研究してほしい。

肉用牛農家経営安定支援事業費補助金について

Q. 補助金の成果を確認したい。

A. 議会からの指摘を受けて単価設定に変更した結果、効果的に交付できたと考える。また、制度を開始してからは、せりの売り出し価格からほぼ全てが上昇したため、生産者、買請人双方にとって補助の効果はあったと考える。

Q. 議会が指摘する前の事業内容で試算することは可能か。

A. 試算を行ってみたい。

鳥獣被害防止対策事業費について

Q. イノシシの捕獲頭数が当初計画よりも大きく減少しているが、データ等で理由が明確になっていれば確認したい。

A. データとしては持ち合わせていないが、猟友会は生息頭数や目撃情報が減っている印象を持っているようである。ただし、地域によっては被害が依然として続いている

ため、捕獲された位置情報などを確認しながら、重点的に対応していきたい。

Q. イノシシが減っている原因はどのように考察しているのか。

A. 因果関係がはっきりしていないが、豚熱に感染して死亡するイノシシが増えていると推測している。

Q. 実際に畑の隅でイノシシが死んでいた話を聞いたことがあるが、自然界で豚熱が流行していると仮定して、対策を取る必要はないのか。

A. 三重県は野生のイノシシに向けて経口ワクチンを散布しているが、その効果がどこまであるのかはわかりにくいところがある。豚熱は畜産農家にとっての脅威であるため、防疫対策として、感染したイノシシについての情報を農家と共有し、危険が迫る場合には周辺に消石灰を散布する対応を進めている。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

四日市市プレミアム付食事券事業費補助金について

Q. プレミアム付商品券の販売金額と換金状況を確認したい。

A. 後日資料で提出する。

Q. 参加店舗の中に廃業となった店舗は存在するのか。

A. 参加数 517 店舗の内、数店舗が休業や廃業となっている。

Q. 本市で初の事業であったため、その辺りの検証を行ってほしいが可能か。

A. 本事業の検証についてはしっかりと考えていきたい。

議案第 125 号

令和 2 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算（第 2 号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【市民文化部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費》

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費 第 2 目土地改良費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費中 施設管理運営費（地区市民センター電気自動車配備関係部分）については、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査に送るべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第80号 令和3年度市立四日市病院事業会計予算、第3条収益的収入及び支出のうち、支出第1款 病院事業費用 第1項 医業費用中 院内保育事業委託料について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 3

事業名	マイナンバーカードの取得推進事業について	
事業概要	番号制度開始から5年目となった令和元年度においては、平成30年度開始のコンビニ交付に加え、令和元年度開始のマイナポイント予約などマイナンバーカードの取得・利便性について引き続き積極的に周知を行った。その結果、マイナンバーカード交付件数の累計は令和元年度末で35,435件となった。	
	決算額	番号制度関連経費 48,012,888円(うち明許繰越31,144,000円) コンビニ交付事業費 15,434,753円
翌年度予算への提言		
<p><提言> マイナンバーカードの取得推進について</p> <p>マイナンバーカードの取得推進に向けては、同カードを用いた市民サービスの充実が重要であることから、全庁的にデジタル化を推進するとともに、各部局の市民サービスに対するマイナンバーカードの利活用について検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[市民課]</p> <p>行政のデジタル化及びマイナンバーカードを利活用した市民サービスの充実を図る上では、その基盤となるマイナンバーカードの更なる取得促進を図っていく必要がある。</p> <p>令和3年度においては、市民がネットで空き状況を確認のうえカード交付予約を行うことができるよう新たにカード交付 Web 予約システムを導入し、一層の市民サービス向上を図るほか、臨時交付窓口や休日・夜間交付窓口の開設、企業等への出張申請受付及びイベント会場等での申請サポートを実施することで、マイナンバーカードの交付機会・申請機会の拡大を図っていく。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <p>番号制度関連経費 165,510千円(前年度当初予算:54,741千円)</p> <p>〈うちマイナンバーカード取得推進事業分 41,663千円(前年度当初予算:4,852千円)〉</p> <p>コンビニ交付事業費 18,970千円(前年度当初予算:15,814千円)</p>		

※四日市市議会提言チェックシートNo. 1「スマート自治体の実現について」より再掲

【ICT戦略課】

マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業について

行政手続のオンライン化に向け、業務運用フローを作成し、業務内容や申請実績などの分析を行うことで、オンライン化していく申請書の優先順位を決めるとともに、オンライン申請専用サイトの研究や実証実験を行う。

【令和3年度当初予算】

13,000千円（前年度当初予算 500千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 先進他市町に比べて、マイナンバーカードを取得する動機に繋がるような利便性が見られないことが提言の発端となったが、提言後にマイナンバーの利便性向上に向けた協議はどの部局とどのように行ったのか。

A. ICT戦略課とマイナンバーカードの取り組みについて協議する機会があったが、他の部局とは行っていない。

Q. マイナンバーカードの利便性向上について検討すべき部局が明確になっていないと考えるが、どの部局が取りまとめを行い、政策決定していくべきと考えるのか。

A. 基本的にはマイナンバーカードを所管する市民文化部長が行っていくべきと考える。一部で縦割りとなっている業務があるため、市民文化部長で取りまとめた上で、庁内調整会議や新たに設置する会議等で議論していきたい。

【意見】

- ・マイナンバーカードの普及促進は国でも政策誘導を行っているが、最終的には基礎自治体である本市が中心となって取り組むべき課題であると考えている。
- ・全庁的なマネジメントを図りにくいのは行政の多くが共通して抱える課題であるが、自治体のスマート化に向けた推進計画の策定は解決策の一つと考えるため、その観点からも検討してほしい。

2. 反映状況

⑤その他（事業実施手法の見直し）

【議論の趣旨】

マイナンバーカードの利便性向上に向けて、市民文化部長が全庁的な取りまとめを行うことが示されたことから、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類することとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 4

事業名	地区市民センター整備事業費について	
事業概要	地区市民センターの老朽化対策や和室バリアフリー化等を計画的に行うとともに、老朽化が進んでいる施設・設備の修繕を実施し、安全性・快適性を高め利便性の向上を図った。	
	決算額	地区市民センター整備事業費 93,512,710円
翌年度予算への提言		
<p><提言> 地区市民センターの整備実施について</p> <p>今後の地区市民センターの整備実施に向けては、地区市民センターに求められる機能及び必要となる設備等について調査研究及び精査を行う中で整備方針を定め、整備事業計画を策定した上で、着実かつ効率的に実施していくべきである。</p> <p style="text-align: center;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し など）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>地区市民センターの整備について、計画的に施設の維持を図るためのアセットマネジメント及び、総合計画に掲げた窓口や防災面等の機能強化などを行うとともに、今後、さらに求められる機能にかかる整備事業計画の策定に向けて、防災、福祉、利便性などの観点から必要となる設備等を検討するため、現状機能や同規模他都市の先進事例などにかかる調査研究及び精査を行う経費として1,600千円を当初予算案に計上した。</p> <p style="text-align: center;"><今後の予定> 令和3年4月 方向性等について庁内調整（スプリングレビュー） 9月 8月定例会議会産業生活常任委員会協議会にて協議</p> <p>【令和3年度当初予算】 1,600千円（前年度当初予算 ー）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</p> <p>1. 主な意見</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源については、風力発電や太陽光発電などの導入を検討し、必要と認める場合は整備事業計画の中に盛り込んでほしい。 ・Wi-Fi 環境整備やタブレットの導入は進んでいるが、障害者への合理的配慮の観点から、タブレットへの筆談機能等の追加などを健康福祉部と連携しながら進めてほしい。 ・整備事業計画を策定するための費用が計上されたことから、反映状況は拡大と評価するが、名目上で終わらないよう注視していく必要がある。 <p>2. 反映状況</p> <p>③拡大</p> <p>【議論の趣旨】</p> <p>整備事業計画の策定に向けた調査研究及び精査を行う経費が予算計上されたことから、③拡大に分類することとした。</p>		

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 5

事業名	障害者雇用の促進について	
事業概要	<p>(障害者雇用促進事業費)</p> <p>障害者雇用に取り組む事業者に対し、雇用に関する研修や先進企業の取り組みを視察する機会を提供することで、障害者雇用の理解を深めるとともに、職場への定着を支援する。また、市内に特例子会社やその支店等を設立し、新たに障害者を雇用する事業者に対し、設立経費の一部を支援することで、障害者の雇用の場を確保する。</p> <p>(障害者雇用奨励補助金)</p> <p>身体障害者や知的障害者、精神障害者を雇用する事業主に対して、国の制度に上乗せをして奨励補助金を交付することにより、障害のある人の雇用機会の拡大を図る。</p>	
	決算額	障害者雇用促進事業費 1,611,524 円 障害者雇用奨励補助金 1,640,000 円
翌年度予算への提言		
<p><提言> 障害者雇用の推進について</p> <p>障害者雇用については、補助制度の利用実績が少ないなど、支援が十分に行き届いていない現状があることから、商工農水部と健康福祉部が深い相互理解を図る中で、障害者雇用の促進に向けた新たな仕組みづくりについて検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>企業等が障害者雇用に関する理解を深めるため、商工農水部と健康福祉部とが連携し、障害者雇用に関するパンフレットを作成し、各種支援制度の周知を図っていく。</p> <p>また、障害者の雇用促進・職場定着を図るため、障害者を新たに雇用し、継続して雇用した市内企業等に対して、雇用期間に応じた補助金を支給する。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用奨励補助金 4,560千円 (前年度: 4,560千円) ・ 障害者雇用促進事業費 6,986千円 (前年度: 3,576千円) <p style="margin-left: 20px;"> (うち、障害者の雇用に関するパンフレットの作成 290千円 (前年度: -)) 障害者雇用職場定着支援事業 3,910千円 (前年度: -) </p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 公共交通機関の障害者割引は当事者にとって不十分な支援制度であると考えているが、国の支援が届かないところを本市が補うことについて、健康福祉部と議論しているのか。

A. 健康福祉部では重度の障害者の方が企業に通うための支援を行う施策を用意している。企業や福祉作業所からも通所が難しい方がいると聞いているため、様々な意見を商工課と障害福祉課で共有しながら引き続き議論していきたい。

Q. 障害者の雇用に関するパンフレットをどのように活用していくのか。

A. 本市が企業に対して就労支援の周知を行う際に活用するとともに、福祉作業所が企業に働きかけを行う際に活用することも考えている。

【意見】

- ・雇用の継続を誘導する障害者雇用職場定着支援事業を新たに実施することは前進と考えるが、今後検証を行ってほしい。
- ・将来的には一般雇用につなげていけるような事業展開を期待したい。

2. 反映状況

③拡大

【議論の趣旨】

障害者の雇用促進・職場定着を図る新規事業を実施するとともに、健康福祉部との継続的な協議も行われていることから、③拡大に分類することとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 6

事業名	コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策について	
事業概要		
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策の実施について</p> <p>新型コロナウイルス感染症等に対応した病院運営のあり方について検討を重ねるとともに、今後の感染症のさらなる流行に備え、診療をはじめ医療従事者の働く環境の整備を含めた医療体制の充実を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>医療従事者が使用するマスクや消毒液といった感染防止のための消耗品が不足することのないよう努めるとともに、清潔で安全な環境を保つために日常清掃及び衛生環境管理等をしっかりと行う。また、感染症対策に従事した職員の労働環境整備のために、感染危険手当の支給、宿泊施設借り上げおよび看護師のメンタルヘルスカウンセリングの経費を計上する。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の特殊勤務手当 感染危険手当：29,200千円（前年度当初予算：－）</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症対策従事者用宿泊施設借り上げ 職員宿泊施設賃借料：4,256千円（前年度当初予算：－）</p> <p>(3)新型コロナウイルス入院患者担当看護師に対するメンタルヘルスカウンセリング 臨床心理士報酬費：240千円（前年度当初予算：－）</p> <p>(4)病院施設全体の清掃 清掃業務委託料：144,243千円（前年度当初予算：130,361千円）</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 感染症対策として行う外来患者への検温や入院患者との面会制限は、安全管理からも効果的な取り組みであり、コロナ収束後も継続的な実施を検討すべきと考えるが、今後はどのように対応していくのか。

A. しばらくは慎重な対応をせざるを得ない状況が続くと考えるが、コロナ収束によって感染リスクが低減した場合には、内容に応じて継続して実施するものと段階的に制限を解除していくものの判断も必要であると考えている。

【意見】

- ・今後の病院経営に活かせる感染症対策については、コロナ収束後も継続的な実施を検討すべきである。

2. 反映状況

⑤その他（事業実施手法の見直し）

【議論の趣旨】

多くの感染症対策が予算計上されたと評価するが、コロナ収束後の病院経営に活かせる取り組みの整理を期待することから、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類することとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 文化財関連事業の見直しについて</p> <p>地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【3課共通】</p> <p>本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っている。</p> <p>令和2年度は、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう、自治会や地域活動団体等の活用に資する助成制度をまとめた「地域団体への助成制度のしおり」に3課で扱っている文化財関連の補助金などを掲載するなど周知に努めたところである。引き続き、市民には丁寧でわかりやすい案内を行っていく。</p> <p>なお、文化財関連事業の見直しについては、現在の文化振興課と社会教育・文化財課を市長部局において統合することを念頭に、組織の見直しについて検討を進めている。</p>		
<p>【社会教育・文化財課】</p> <p>鳥出神社の鯨船行事については、令和2年度に新たに設けた観覧環境の整備などへの補助金の制度により、令和3年度も引き続き支援を行っていく。</p> <p>ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業費：500千円 継承支援補助（1/2、上限500千円） （前年度当初予算：500千円）</p>		
<p>【文化振興課】</p> <p>「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」については、令和3年度予算案での内容変更等はなく、同補助金の活用を進めるため、地区市民センターを通じた地域へのPRをはじめ、保存団体等へ個別に同補助金の案内をするなど、丁寧に周知を行っていく予定である。</p>		

地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金：1,400千円
(前年度当初予算：1,400千円)

【観光交流課】

「大四日市まつり 山車等復元に対する助成金交付に関する規約」に基づき、復元や修理を必要とする山車等に対して、大四日市まつり実行委員会の自主財源（基金）から必要に応じて助成を行うものであることから、当初予算措置は行っていない。

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【意見】

- ・文化振興課と社会教育・文化財課の業務の統合を前提とした組織の見直しの検討を進めているため、一定の評価をしたい。

2. 反映状況

⑤その他（事業実施手法の見直し）

【議論の趣旨】

文化振興課と社会教育・文化財課の業務の統合を前提とした組織の見直しの検討を進めていることから、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類することとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 3

事業名	磯津漁港海岸及び楠漁港 海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託	
事業概要	老朽化が進行している磯津漁港海岸及び楠漁港海岸における海岸保全施設について、その防護機能を可能な限り長期間維持できるように支障が生じる前に計画的に対策を講じる予防保全の考え方にに基づき、各種海岸保全施設の点検に関する計画及び修繕等に関する計画を作成する。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 海岸保全施設の耐震化対策について</p> <p>海岸保全施設の整備に当たり、両港については長寿命化計画のもと施設改修が進められているが、老朽化対策のみならず、液状化等の耐震化対策についても、国の動向を待つことなく、同時施工による経済的メリットについても十分勘案の上、実施に向け検討すべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【農水振興課】</p> <p>長寿命化計画に基づき、緊急性の高い老朽化した海岸堤防の施設改修を行っており、同時に耐震化対策を行っているが、海岸堤防の耐震化は連続するすべての堤防で対策を講ずることによって、効果が発揮できるものであることから、既に策定した長寿命化計画に令和2年度の耐震調査の結果を踏まえ、隣接する三重県と調整し、対応を検討していく。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <p>海岸保全施設整備事業費のうち</p> <p>楠漁港海岸堤防改修工事（上部工）：30,000千円（前年度予算：170,000千円）</p> <p>漁港海岸堤防耐震調査業務委託：－千円（前年度予算：10,000千円）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</p> <p>1. 主な意見</p> <p>【質疑応答】 (Q. 質疑 A. 答弁)</p> <p>Q. 整備の進捗状況を確認したい。</p> <p>A. 楠漁港で老朽化対策と耐震化対策を行っており、耐震調査の結果を踏まえて今後の耐震化対策をどのように着手していくかを検討する予定である。</p> <p>Q. なぜ三重県と調整する必要があるのか。</p> <p>A. 本市は2km強の漁港の海岸線を管理しているが、海岸堤防の耐震化は、連続するすべての堤防で対策を講ずることによって効果を発揮するため、近隣の海岸線を管理する三重県と調整して整備する必要がある。本市が今年度に行った耐震調査をもって、来年度には協議を行う予定としている。</p>		

2. 反映状況

③拡大

【議論の趣旨】

耐震調査を実施し、三重県と耐震化に向けた協議を行う予定としていることから、③拡大に分類することとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 4

事業名	救命救急センター（ER）について	
事業概要	救命救急センター（ER）は救急の専門医2名を中心として研修医を配置するとともに、各科の医師がバックアップにあたる体制で運用がなされている。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 救命救急センター（ER）の体制充実について</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>市立四日市病院における救急専門医の確保については外的要因によるところが大きいが、設備増強による環境整備を図ることにより、先進医療への対応等、地域の拠点病院としての役割を果たすことはもとより、医師に選ばれる医療機関となるとともに院内における救急専門医の育成及び各科との連携についてもさらなる強化を図るべきである。</p> <p>2. 患者への情報提供について</p> <p>病院としての説明責任を果たすための情報開示のあり方について、調査・研究をすべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>第四次中期経営計画においては救急医療の充実を重点項目の一つとして、外部からの招聘や院内での育成による救急専従医の確保に引き続き取り組むとともに、各診療科専門医との連携を一層強化して、救命救急センター（ER）の体制の充実を図ることとしており、令和3年度予算では職員給与費のうち医師の増員に係る部分に救急専従医1名分を含む。</p> <p>また、医師の救命救急に係る知識・技術の取得を目的とした研修への参加費を計上する。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <p>救命講習会参加費用：1,000千円（前年度当初予算1,000千円）</p> <p>2. 患者への情報提供について</p> <p>患者側へ説明する能力を向上させるため、外部研修や院内研修のための経費を計上する。</p> <p>【令和3年度当初予算】</p> <p>(1)外部研修受講料：350千円（前年度当初予算350千円）</p> <p>(2)院内研修：150千円（前年度当初予算150千円）</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 一般会計繰入金の繰出基準に関連するものはあるのか。

A. ERに関しては、救急医療に関する収支の不足分が繰出基準となっているため、例えば、救急専従医を増員したことで、コストが上がる場合には、繰入金は増額できると理解している。

【意見】

- ・一般会計繰入金に関連する市長当局とも調整しながら救急専従医の確保策を練ってほしい。
- ・救急専従医の確保は非常に難しいことは理解している。引き続き救急専従医の確保に向けて努力するとともに、医師の確保に向けた新たな施策を検討することを期待したい。
- ・救急専従医の確保が困難であることは把握しているが、他の病院と比較した場合、体制はまだ不十分であると考える。

2. 反映状況

⑤その他（事業実施手法の見直し）

【議論の趣旨】

各診療科との連携を一層強化してERの体制の充実を図るとともに、救急専従医の増員に向けた取り組みも確認できることから、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類することとした。

4. 所管事務調査報告書

産業生活常任委員会

○四日市商工会議所との意見交換

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民に甚大な健康被害を与えると同時に、経済活動にも大きな打撃を与えています。本市は、コロナ禍から地域経済を守るべく、国、県、商工会議所等と密接に連携しながら支援に取り組んできましたが、未だ収束する目途は立っておらず、冬の流行期に突入することでさらに深刻化する恐れがあります。運転資金が尽きつつある事業者にとっては、まさに今が正念場であり、状況に応じた適切な支援なくしては、大量の倒産や失業者の発生を招くことが予想されます。

そこで、事業者に近い立場から支援を行う四日市商工会議所から状況の説明を受けるとともに、意見交換を実施する中で、コロナ禍における現状や今後の適切な支援についての調査を実施することといたしました。

2. 三重の景況調査

県内商工会議所では、小規模企業を対象とした景況調査を年2回実施しており、令和2年上期の調査結果は以下の通りとなった。(調査対象事業所 2344事業所 回答状況 659事業所)

【現状と今後の見通し】

令和2年1～6月の業況に関するD I値は、▲60.8ポイントとなり、前期調査時に比べ37.7ポイント減少する結果となった。特に建設業は前期と比較し54.5ポイント減少しており、他の業種と比較して減少幅が最も大きくなった。今後の見通しに関するD I値についても、▲58.7ポイントとなり、依然として悪い景況感を見通している。

※D I値…景気動向を示す指標で、調査時点の企業の経済動向を知るもの。

増加・好転の回答割合から、減少・悪化の回答割合を差し引いた値で、マイナスが大きくなるほど企業の景況感が悪いことを示す。

【経営上の問題点】

経営課題として、「売上・受注の停滞減少」を挙げた企業が最も多く、前期調査時から20.5%増加する60.5%となった。「人手不足」がそれに次ぐ2番目だったが、前期調査時から17.4%減少する20.5%となった。

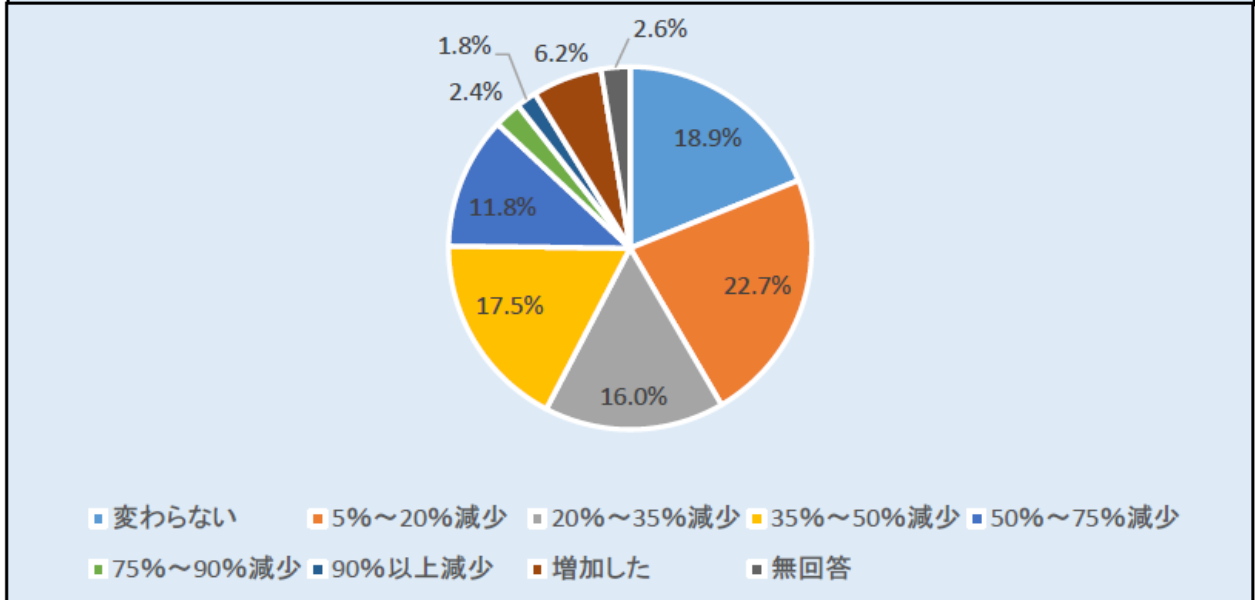
【設備投資】

設備投資を実施した企業は17.1%であり、前期調査時から5.2ポイント減少した。業種別では、感染症防止対策が急務となった飲食業では若干の増加がみられたが、製造業、建設業、卸売業、サービス業、交通運輸業では減少する結果となった。

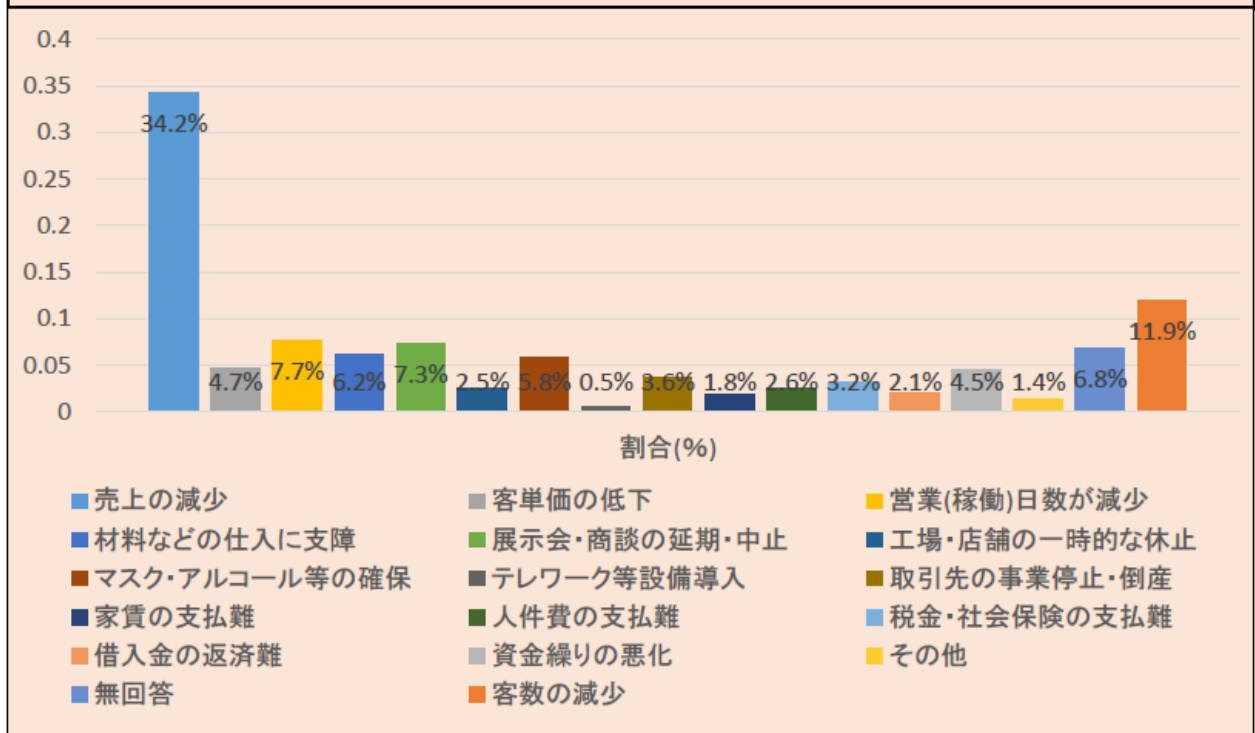
3. 四日市商工会議所による独自調査（令和2年6月時点）

四日市商工会議所は、三重の景況調査に付け加える形で調査を行い、以下の回答を得た。

⑩ 2020年3月～5月は前年同期と比較して、どのくらい売上が変動しましたか。



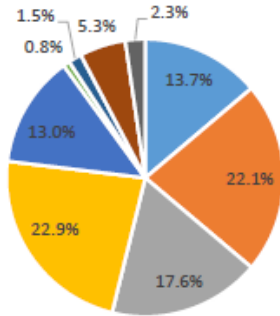
⑪ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営上で困っている問題点は何ですか。



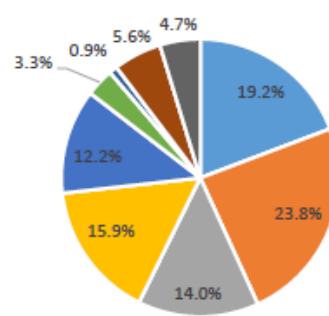
⑩ 2020年3月～5月は前年同期と比較して、どのくらい売上が変動しましたか。

- 変わらない
- 5%～20%減少
- 20%～35%減少
- 35%～50%減少
- 50%～75%減少
- 75%～90%減少
- 90%以上減少
- 増加した
- 無回答

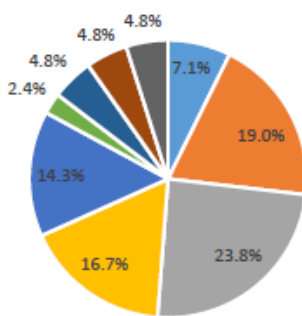
製造業(130社)



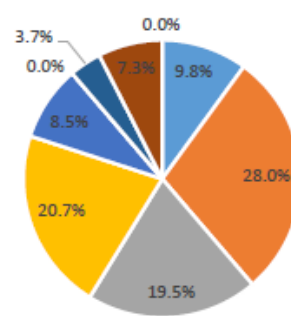
建設業(214社)



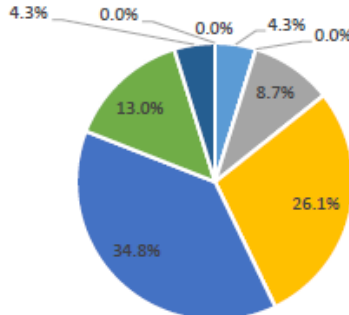
卸売業(43社)



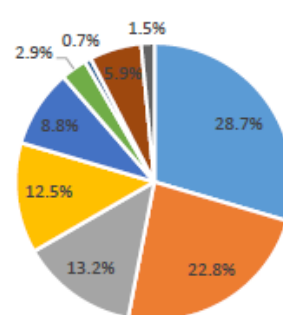
小売業(81社)



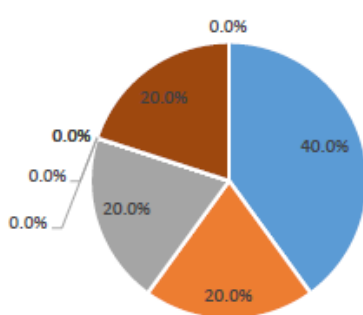
飲食業(23社)



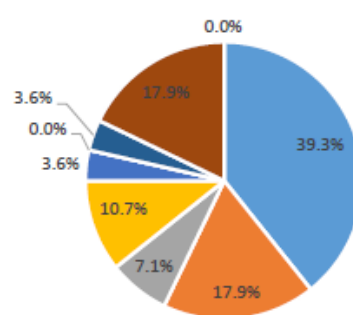
サービス業(135社)



交通運輸業(5社)

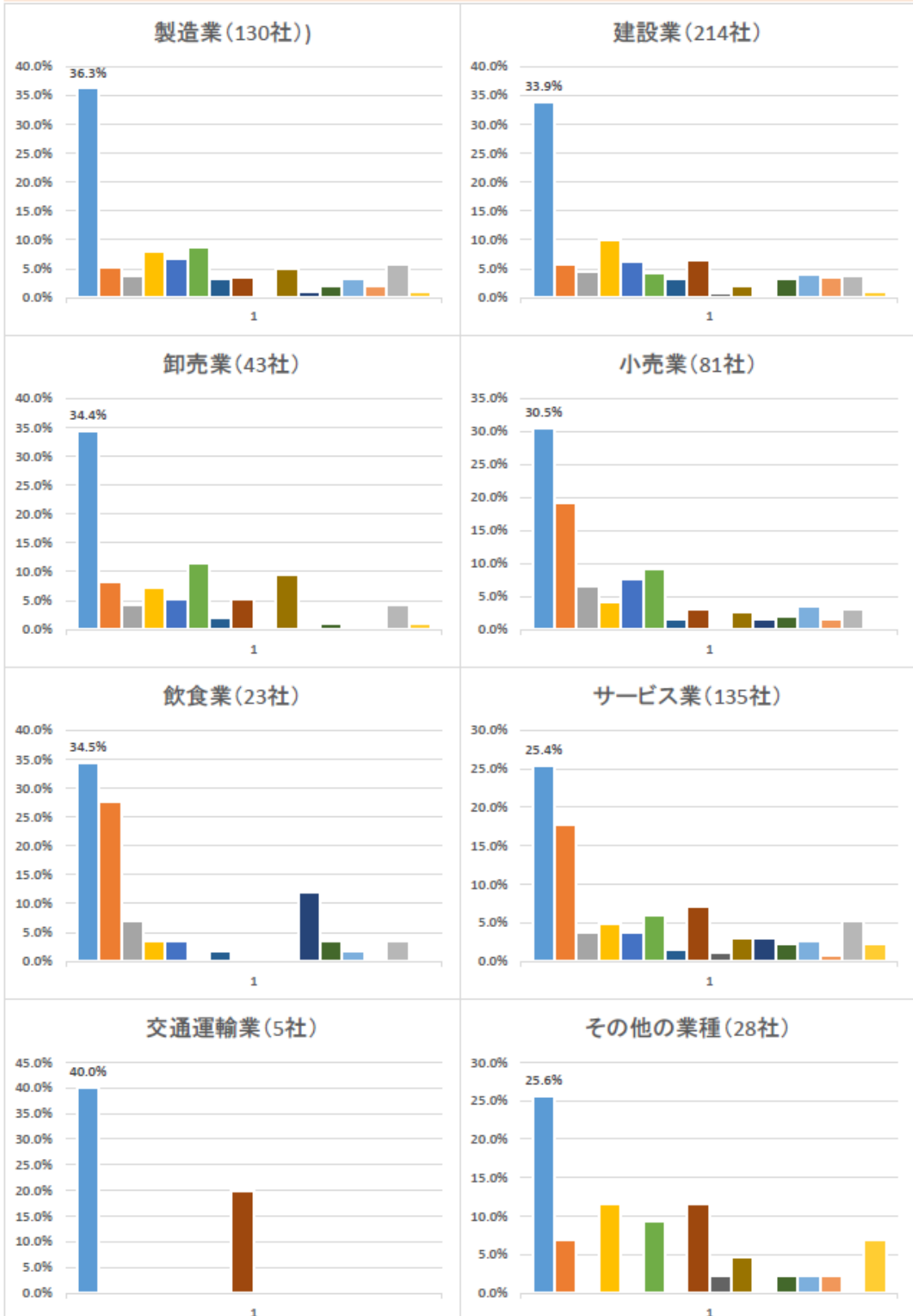


その他の業種(28社)



⑰新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営上で困っている問題点は何ですか。

- 売上の減少
- 材料などの仕入に支障
- マスク・アルコール等の確保
- 家賃の支払難
- 借入金の返済難
- 無回答
- 客単価の低下
- 展示会・商談の延期・中止
- テレワーク等設備導入
- 人件費の支払難
- 資金繰りの悪化
- 客数の減少
- 営業(稼働)日数が減少
- 工場・店舗の一時的な休止
- 取引先の事業停止・倒産
- 税金・社会保険の支払難
- その他



4. コロナ禍における各業種の影響状況

【製造業】

- ・特に5月の連休明けから受注が減少し、6月からは大幅に影響が出てきている。今後、7月以降はさらに減少することが予想される。
- ・緊急事態宣言により人の流れが止まったことで、飲食店等でのお茶の消費量が減少した。
- ・問屋の販売は、小売の末端価格の1/10~1/5程度しか取引してもらえず、売上げの減少傾向に歯止めがかからない状況である

【不動産仲介業】

- ・コロナ禍の影響を最も受けたのは今年の2月~4月取引分であり、メイン売上の仲介取引がなくなったことで売上がほぼなかった

【飲食業】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のための緊急事態宣言による外出自粛の要請で客足が減少し、4月の売上げは前年同月の半額以下に減少した
- ・7月頃からは県内での新型コロナウイルスの感染再拡大により、再び客足が遠のき始めた。
- ・不要不急の外出や夜の飲み会の自粛を呼びかける企業もある為、夜の接待の場は減り、アルコールを提供する機会も減少し、売上に直結している。

【食品小売業】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、4月、5月、8月とランチ、喫茶の営業を中止しており、店内売上はほぼゼロ。今後もしばらくはこの状態が続くと思われるため、テイクアウト商品を強化することにより、新たな売上の柱を作りたいと考えている。

【エステサロン】

- ・イベントや講師をしているセミナーの中止が相次ぎ、売り上げが大幅に減少した。現在も新型コロナウイルスの影響で、イベント自粛が続いており売上は通常通りに戻っていない。

【学習塾】

- ・今年度は、新型コロナウイルスの影響により例年の様な告知活動もできず、消費者マインドの冷え込みもあり、新規の問い合わせ・入塾はゼロであり、卒塾生分だけ在籍生徒数が減少しただけであった。

5. 新型コロナウイルス感染拡大に係る補助金について

【小規模事業者持続化補助金（一般型）】

概要：小規模事業者が、地域の商工会議所等の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組み費用の2/3（補助上限50万円）を補助するもの。

状況：第1次受付（3月31日締め切り）

申請者数…16者／採択者数…16者（採択率100%）【※全国採択率90.1%】

第2次受付（6月5日締め切り）

申請者数…63者／採択者数…53者（採択率84.1%）【※全国採択率63.4%】

第3次受付（10月2日締め切り）

申請者数…35者

予定：第4次受付（令和3年2月5日）

※四日市商工会議所の支援メニュー：12月上旬～中旬 事業計画策定セミナー

1月中旬（5日間） 個別相談会

【小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）】

概要：新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対応策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者が、地域の商工会議所等の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組み費用の2/3又は3/4（補助上限100万円）を補助するもの。

状況：第1次受付（5月15日締め切り）

申請者数…27者／採択者数…17者（採択率62.9%）【※全国採択率81.1%】

第2次受付（6月5日締め切り）

申請者数…43者／採択者数…30者（採択率69.8%）【※全国採択率80.9%】

第3次受付（8月7日締め切り）

申請者数…48者

第4次受付（10月2日締め切り）

申請者数…80者

予定：第5次受付（令和2年12月10日）

※四日市商工会議所の支援：11月20日（金）～11月27日（金） 個別相談会

【三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金】

概容：新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して、業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が、販路開拓や生産性向上等を目指して経営計画を策定し、取り組む事業の費用を補助（補助上限：ステップ2…50万円、ステップ3…100万円）するもの。

状況：第1次受付（4月17日締め切り）

申請者数…59者／採択者数…16者（採択率27.1%）

第2次受付（5月29日締め切り）

申請者数…73者／採択者数…47者（採択率64.3%）

第3次受付（8月28日締め切り）

申請者数…77者／採択者数…31者（採択率40.2%）

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

概容：中小企業・小規模事業者等が今後複数年に渡り相次いで直面する制度変更（働き方改革、賃上げ等）に対応する為、取り組む革新的サービス開発、生産プロセスの改善等を行う為の設備投資等を支援するもの。

状況：第1次受付（3月31日締め切り）

申請者数…1者／採択者数…1者（採択率100%）【※全国採択率62.5%】

第2次受付（5月20日締め切り）

申請者数…4者／採択者数…3者（採択率75%）【※全国採択率57.1%】

第3次受付（8月3日締め切り）

申請者数…3者／採択者数…2者（採択率66.6%）【※全国採択率38.0%】

【雇用調整助成金】

雇用調整助成金新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金制度の申請を検討している小規模事業主を対象に、三重労働局と連携し説明会及び個別相談会を実施。

制度説明会：5月29日、6月3日、6月9日／参加者数：49者

個別相談会：6月2日、6月5日、6月10日、6月12日／参加者数：22者

6. 今後の取り組みについて

【中小・小規模企業委員会】

中小・小規模企業委員会は、四日市商工会議所の中小・小規模事業者の支援内容の方向性を決定する委員会であり、主に六つの審議事項を取り扱うが、コロナ禍において特に重点的に取り扱う事項を決定している。

1. 販路拡大に関すること
2. 企業の防災減災に関すること
3. 事業承継に関すること
4. 創業に関すること
5. 働き方改革の推進に関すること
6. その他、中小・小規模企業の支援に関すること

販路拡大に関すること

現状：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全業種において「売上減少」が大きな経営課題となっている。

課題：コロナ禍により、商談会の開催が中止。また、展示会の期間が長いこと等から、人的負担が大きく参加企業が限定的。

今後の取り組み

- a. 展示会・商談会を活用した販路開拓の支援
 - ・オンライン化へシフトする展示会・商談会への出展支援
 - ・専門家派遣を活用した、出展の準備から商談後のアドバイス
- b. ITの積極的な利活用の支援
 - ・ネット通販など新たな販路開拓の支援
 - ・小規模事業者でも取り組みやすいITツールの活用手法の紹介
- c. 展示会情報等、当所の情報提供の充実と積極的な発信
 - ・展示会の開催や業務依頼のマッチング等、より有益な情報の発信
 - ・緊急施策等、会報冊子では提供しきれない情報の配信

企業の防災減災に関すること

現状：令和元年に施行された「中小企業強靱化法」に伴い、四日市市とともに、小規模事業者の自然災害に対する事前事後の備えに関する計画策定を支援している。

今後の取り組み

パンデミックを含む企業の防災減災に取り組む企業への支援

- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・パンデミックを含む災害に対して事業を継続していくために必要な講習の実施
(例) 「自社で感染症が発生した場合の対応セミナー」 (仮題)

その他、中小・小規模企業の支援に関すること

現状：DX（デジタルトランスフォーメーション）においては、IT等テクノロジーの利用によって、事業対象範囲の急激な拡大や産業構造の変化、新しい価値の創造など、大きな変革が予想されている。中小企業・小規模事業者については、各種報道等で名称や変化を認識してはいるものの、来たるべき変化に対応するために、導入を模索している事業者も多い。

今後の取り組み

中小企業・小規模事業者に向けたDXの推進

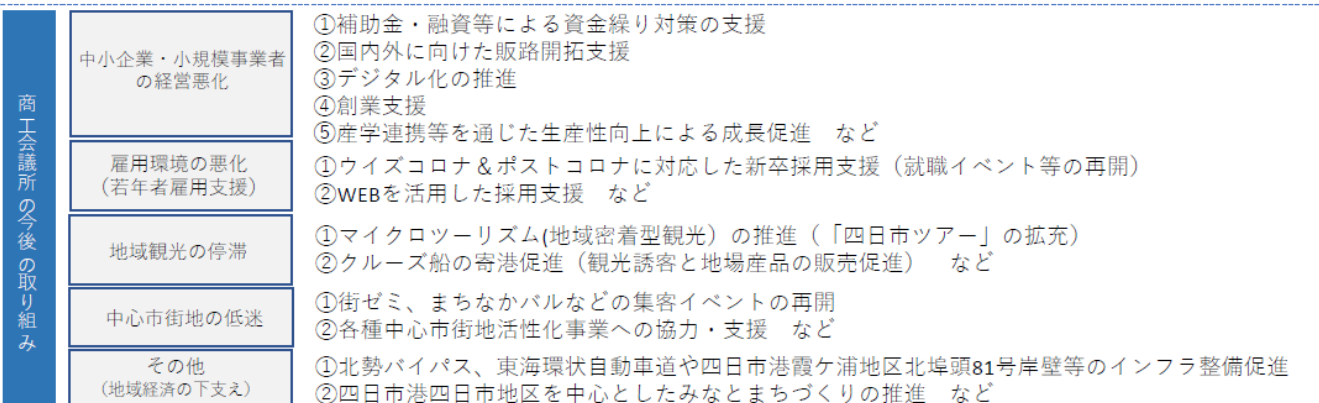
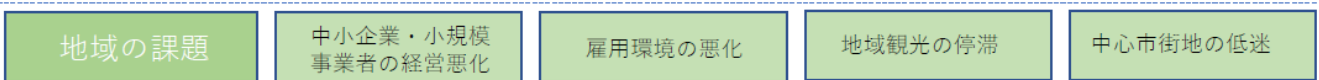
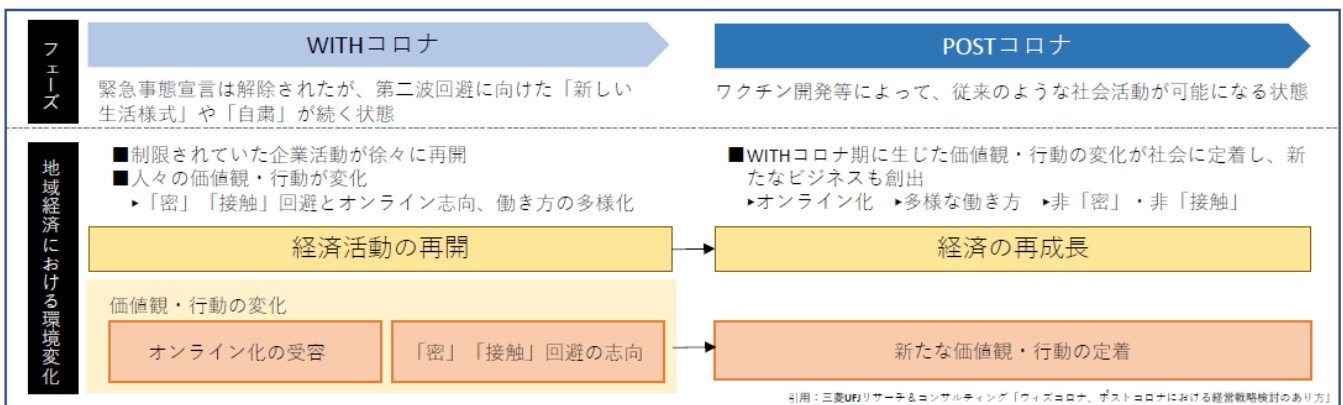
中小企業、小規模事業者それぞれの事業規模に合わせたセミナー等の開催によるDXへの理解と活用の促進

【ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取り組み】

現状、新しい生活様式や自粛を続けながら社会活動を行う「ウィズコロナ」にあり、オンライン志向が高まるなど、人々の価値観や行動が変化している。ワクチン開発等によって従来のような社会活動が可能になる「ポストコロナ」となれば、経済の再成長が見込めるが、「ウィズコロナ」で生じた価値観や行動も定着することが予想される。

このような環境変化の中で、地域の課題として、中小企業・小規模事業者の経営悪化、雇用環境の悪化の問題、地域観光の停滞、中心市街地の低迷が挙げられるため、今後これらに対して取り組んでいく。

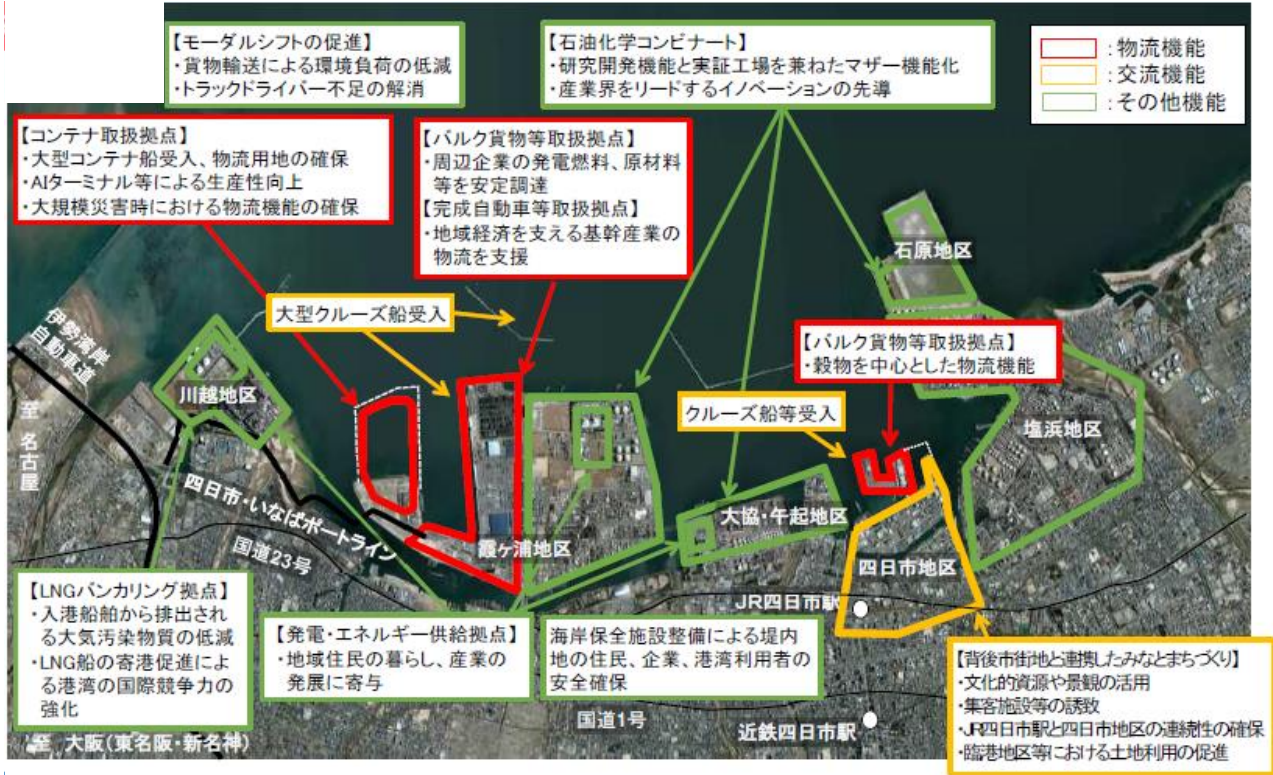
▶地域経済における環境の変化



【四日市港の将来像と対応方針】

四日市港の機能強化とみなとまちづくりを考える会（四日市市、四日市港管理組合、国土交通省中部地方整備局、四日市港利用促進協議会、四日市商工会議所）資料より抜粋。

① 四日市港の将来像



② 四日市港における課題解決に向けた対応方針

・ 霞ヶ浦地区

①コンテナ取扱機能の北ふ頭への移転・集約	○北ふ頭へのコンテナ機能集約による高度化・効率化 ○コンテナ船の大型化に対応 ○大規模地震時の耐震性確保	機能強化
②完成自動車取扱機能の南ふ頭への移転・集約	○完成自動車取扱の集約による効率化 ○国内・海外向け需要増加への対応 ○完成自動車保管能力の増強	
③バルク貨物取扱機能の強化	○バルク貨物荷役の効率化	
④大型クルーズ船の受入環境の整備	○バルク貨物、完成自動車荷役等への影響軽減	

・ 四日市地区

⑤背後市街地と連携したみなとまちづくり	○みなとまちづくりプランの策定及び推進 ・千歳運河沿いの文化的資源や景観を活用した賑わいの創出 ・末広橋梁に隣接した物揚場等を活用した緑地整備 ・千歳運河沿いの来訪者用のトイレや駐車場等の施設整備 ・賑わいの創出となる人が訪れる施設整備 ・JR四日市駅から四日市地区に至る間の連続性の確保 ・臨港地区等における土地利用の促進	みなとまちづくり
⑥クルーズ船等受入環境の整備	○クルーズ船等の入港調整及び受入拡大 ○クルーズ船等の寄港時の歓迎イベント等の開催	
⑦港湾及び海岸保全施設の維持・更新	○老朽化した港湾施設の更新・用途廃止 ○海岸保全施設の耐震補強整備の推進	
⑧一般貨物の取扱機能向上のためのふ頭用地の確保	○将来の四日市地区の貨物需要に対応した土地利用の検討	

7. 意見交換

Q. 商工会議所の会員数に変化はあったのか。

A. 目立った変化はないが、会費を請求する11月末日、4月末日に動きがあるかもしれない。

Q. 創業者支援はどのように取り組んでいるのか。

A. 創業者を集めて、創業に関する知識の習得と創業者同士の人材交流を図る「創業カフェ」は、コロナ禍で自粛しており、最近再開したところである。また、創業に関する知識の短期習得を図る創業塾については、通常開催するとともにウェブでも開催した。

Q. コロナ禍を受けて、テレワーク等の働き方改革がさらに重要となったが、地方にとってはチャンスにもなると考える。大手企業では成果に応じたジョブ型雇用に切り替える動きなどもあるが、商工会議所として戦略はあるのか。

A. 四日市市は製造業中心の産業都市であるため、抜本的な働き方改革は難しいが、コロナ禍によるニーズの変化は確実に起こっており、対応しなければ取り残される恐れがある。特に中小企業・小規模事業者は立ち遅れているため、商工会議所としてICT環境の整備等を支援していきたい。

Q. アフターコロナを見据えた場合、行政にはどのようなことを求めるのか。

A. 大規模な企業誘致が見出しにくくなる一方で、東京一極集中の是正は進むと思われるため、その受け皿になれるのかどうかは今後の将来に大きく関わると考える。四日市の中心市街地に新たな都市型産業を誘致できれば、非常に厚みのある町となるため、そのような取り組みをお願いしたい。

Q. 行政に対する改善提案などがあれば確認したい。

A. 政府系の給付金は手続きが難しい上に、雇用調整助成金はハローワーク、持続化給付金はネットからの申請、融資は金融機関であり、窓口が複数存在するため、パッケージで支援できる仕組みになるとありがたい。また、年末年明けから給付金がなくなることによる支援効果が切れることを危惧しているため、簡便な給付制度があるとよい。

Q. コロナ禍を受けてウェブ面接は一般化した但、今後どのような採用支援を行うのか。

A. 地元企業からはリアルの面接を求める声があるため、就職採用時期の後半に内定がない学生と企業のマッチングを図るサイトの開設を準備している。企業の採用活動、学生の就職活動の手段が多様化するなか、両者の活動を支援することが商工会議所の役割と考えている。

Q. コロナ禍によって事業継承も困難になると思われるが、課題を把握しているのか。

A. 三重県事業引継ぎセンターと連携して様々な課題に対応する体制を整えている。

Q. マーケティング分野の専門的なサポートは地方創生を考える上でも重要であるが、現在はどのような取り組みを行っているのか。

A. 国や三重県が専門家派遣制度を設けており、中小企業や小規模事業者は専門家から無料

でアドバイスを受けることができるため、商工会議所として、その手続を支援している。実際に専門家と新商品を開発し、新たな販路を開拓した事例もある。

Q. 商工会議所と市行政との意見交換は緊密に行われているのか。

A. 商工会議所は産業政策の実施部隊の立場として支援策を要請しており、市もそれに応じる施策を実施していることから、緊密な関係にあると認識している。

Q. 調査結果からも飲食店の非常に厳しい状況が読み取れ、今後も改善の兆しが見えないことを考えると、感染予防対策やその設備投資が重要となるが、商工会議所としてどのような取り組みを行っているのか。

A. 特に商店街の飲食店は、立地上、三重県の基準を大変満たしにくく、郊外の飲食店よりも通常営業が難しい状況にある。三重県の感染予防対策向けの補助金制度などの利用を勧めながら、来客数の回復を支援していきたい。

8. まとめ

本市は、コロナ禍による深刻な経済打撃から地域経済を守るべく、国、県、商工会議所等と連携して各種補助金、融資事業を行うとともに、独自施策であるさきめし券事業なども実施することで、雇用や経済活動の維持を支援してきました。しかし、未だコロナ収束の目途は立っておらず、より深刻な状況となっていく恐れもあります。

今回の調査において、商工会議所からは、全業種で景況が悪化していることや、各事業者の具体的な影響状況に関する説明があり、経済環境の深刻さを改めて認識することとなりました。また、意見交換においては、年末明けにこれまでに実施した支援の効果が切れ始めることを危惧しているとの意見があり、まさに今が事業を継続できるかどうかの正念場であることを確認しました。

コロナ禍において、経済活動は感染症対策と相反する側面があるために、経済支援についても反発を受けることがあります。しかし、コロナ禍による著しい経済悪化がそのまま放置されれば、深刻な事態を招くことが予想されることから、地域経済を守るための支援は継続的に行われる必要があります。商工会議所からは、事業者はこれまでの国の支援の効果が切れ始めており、体力の限界が近づいているために、国の新たな給付制度が必要との意見がありました。国、県が、コロナ禍によって苦境に立たされる市民や事業者に向けた適切な経済支援を行うことで、一人でも多くの命を守り、次の世代に繋がっていくことを強く求め、報告とさせていただきます。

〔委員会の構成〕

委員長	三木隆
副委員長	笹井絹子
委員	太田紀子
委員	小川政人
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	樋口龍馬
委員	諸岡覚

産業生活常任委員会

○客引き行為等の防止について

[調査テーマについて]

三重県では、令和3年に国民体育大会「三重とこわか国体」、障害者スポーツの祭典「三重とこわか大会」の開催が予定されており、主要な開催地となる本市は、魅力を伝える絶好の機会を迎えることとなります。一方で、中心市街地では、行き過ぎた客引き行為等が多発しており、三重県および本市に対するイメージの低下が強く懸念されます。本市は警察や地域団体と連携したパトロールを行っていますが、居酒屋等による客引き行為等は市条例での規制対象外であるために、摘発は極めて難しいものになっています。

中心市街地における安全・安心を担保し、健全で活気のあるまちづくりに寄与するため、「客引き行為等の防止に関する条例」の効果検証や他市事例等について調査研究を行うとともに、条例改正による規制強化について議論するため、所管事務調査を実施することとしました。

[実施経過]

(1) 令和元年9月12日

- ・客引き行為等の防止に関する条例について

(2) 令和元年10月28日

- ・名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例について

(3) 令和3年1月25日

- ・客引き行為等の防止に向けた今後の体制について

1. はじめに

本市は中心市街地におけるキャバクラ等への客引き行為等が市民等に著しく不安や迷惑を与えていることに鑑みて、キャバクラ等への客引き行為等を規制対象とする「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」を平成28年に施行し、現在まで警察や地域団体と連携しながら取り締まりを行っています。しかし、近年では、市条例の規制対象外である居酒屋への客引き行為等が多発しており、これらへの対策を検討する必要があることから、客引き行為等における現状や課題について調査研究を行うこととしました。

2. 「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」の制定経緯

- 平成24年10月 自治会や商店街組織で構成する「諏訪栄町・西新地地区防犯協議会」から市長へ要望
- 平成25年10月 パブリックコメント実施
- 平成25年12月 検察との協議において、県条例と市条例の重複部分の取扱いや警察と市で条例の具体的運用の検討が必要との指摘
- 平成27年1月 県警より、県条例と市条例を重複させないことの検討の提案
- 平成27年11月 三重県条例と市条例の規制を重複させないこととし、規制対象や罰則規定等について県警・検察と合意、制定の条例案提出
- 平成28年7月 条例施行

3. 客引き行為等における現状

(1) 概況

- ①警察OB嘱託職員による巡視活動を継続実施（週4日、19時～23時）
- ②併せて、地域との定例パトロール（月1回）、諏訪交番と合同パトロール（週1回）
- ③客引き行為等については、条例施行前と比べ総じて減少傾向にあり、特に外国人マッサージ、スカウト及び誘引活動については大幅に減少している。
- ④一方で、中心市街地の景気は良化しており、上記のとおり、条例で規制している客引き行為等が減少しているものの、店舗数、客引き行為者の絶対数に大きな変動はない。
- ⑤また、系列によらず複数の店舗・業種を紹介するフリーの客引きの増加、客に合わせ紹介する店を変えたり、客引き同士で客の引き継ぎを行うなど手口が巧妙化。
- ⑥条例で規制していない居酒屋・カラオケの客引きは、人数が急増している。一部では、通行人の妨げとなる行為やゴミの放置など、悪質なマナー違反も見られる。

(2) 口頭注意・指導・勧告件数

	平成28年度 (平成28年7月～平成29年3月)	平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	合計
口頭注意	171	91	45	307
指導	24	43	47	114
勧告	1	2	1	4

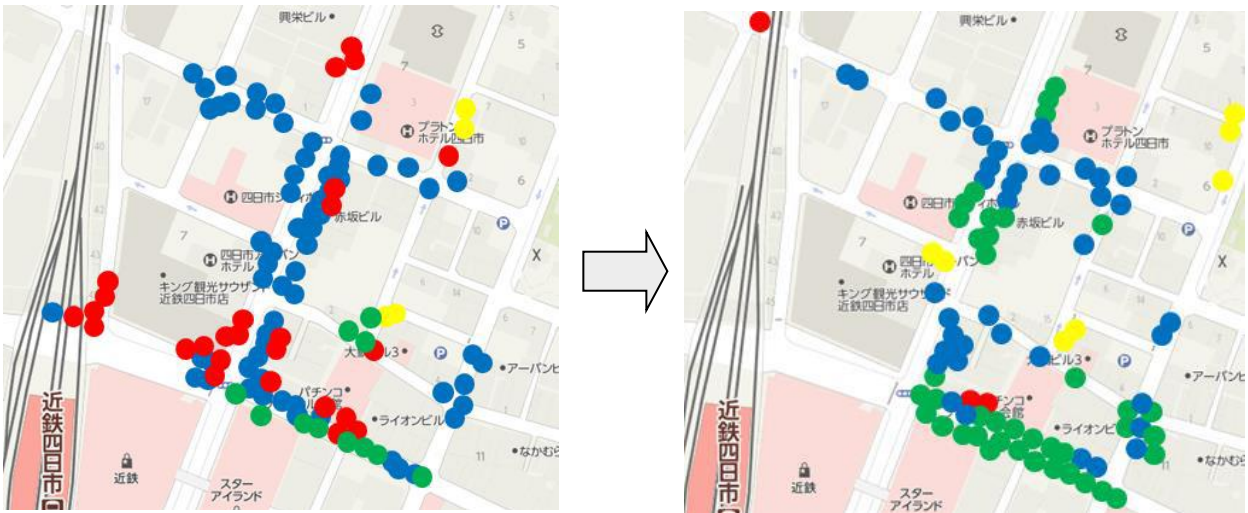
※勧告対象者4名はいずれもキャバクラの客引き

※中止命令は実績なし

(3) 中心市街地における状況調査

条例施行前【平成28年6月23日（木）22:00】

条例施行後【令和元年7月25日（木）22:00】



(人数)

業種	平成28年6月23日（木）	令和元年7月25日（木）
● キャバクラ	64	41
● マッサージ	26	3
● ピンサロ	4	7
● 居酒屋系	11	40
合計	105	91

- ① 条例での規制対象業種（キャバクラ、マッサージ）の客引きは減少
- ② 居酒屋系（スナック、カラオケを含む）の客引きは激増
- ③ 上記の比較では、総数が105人から91人へ減少しているものの、実態は横ばい

4. 今後の課題について

- ① 指導員（警察OB嘱託職員）の人員確保及び拡充による巡視活動の継続的な実施
- ② 条例での規制対象外業種（居酒屋、スナック、ガールズバー等）への対応

5. 主な質疑・応答、意見

Q. 全ての業種を規制対象にしようとする場合、どのような調整が必要になるのか。

A. 科料による規制の場合は警察や検察庁との入念な協議が必要となるため、国体までの整備は非常に難しいと考える。過料による規制の場合は警察や検察庁との調整が不要であるため、国体までの整備は可能と考える。

Q. 過料による規制を行う名古屋市は、現在どのような状況となっているのか。

A. 規制の開始当初は客引き件数が減ったようだが、元の状態に戻りつつあるようである。

Q. 市条例制定時と状況が大きく異なり、客引きの手口も巧妙化する中で、どのような解決策を考えているのか。

A. 現行の制度の中で、警察と協力を図りながら客引き行為等の防止に努めたい。

(意見)パトロールの強化は重要だが、摘発逃れを防ぐために条例の見直しも必要と考える。

Q. 規制対象の業種が系列店に含まれていれば、対象とすることはできないのか。

A. 一般の居酒屋は営業実態を把握できず、経営者がキャバクラ店等と同じであっても規制することは非常に難しい。

(意見)パトロールに実行力を持たせるため、警察との連携をより強化することも重要と考える。

6. まとめ

「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」の規制対象であるキャバクラ、マッサージ店等の客引きは、条例制定後に一定程度減少しており、取り締まりの効果が認められる一方で、市条例の規制対象外である居酒屋、スナック、カラオケ等の客引きは近年増加しており、何らかの対策が求められます。また、規制対象業種であっても、摘発逃れのために系列店の居酒屋を中継させるといった手口の巧妙化が進んでいることを確認しました。

理事者からは、現行制度の中で、警察と協力を図りながら客引き行為等の防止に努めたいとの答弁がありましたが、居酒屋等への客引きは、現行制度では取り締まることが難しく、見過ごさざるを得ない実情があります。また、規制対象業種への客引き行為であっても、規制対象外の業種を利用した摘発逃れが発生していることなどを踏まえると、居酒屋等への客引き行為等を規制対象とするための制度の見直しは必要であると考えます。また、新たな規制の罰則については、三重とこわか国体が開催される令和3年までの整備を目指すため、過料を前提として制度構築を行うべきと考えます。

1. はじめに

当委員会は、近年増加している居酒屋等への客引き行為等を規制対象にすることを求めています。名古屋市では、平成30年から特定地域内における全ての客引き行為等を規制対象として、取り締まりが行われています。そのため、名古屋市における条例制定の経緯や成果を参考として、具体的な制度設計について検討することとしました。

2. 名古屋市における条例制定の経緯

平成27年12月 中村区複数店舗より、風営法、愛知県迷惑防止条例等で規制されていない居酒屋等の客引き等を規制する条例制定を求める要望。以後、中区地域団体及び商業団体等からも同様の要望あり。

平成28年7月 実態把握調査の実施（～8月、12月）

平成29年1月 ネットモニターアンケート

平成29年5月 地域団体等ヒアリング（～8月）、実態把握調査、来街者アンケート

平成29年6月 検討懇話会（その後2回、計3回開催）

平成29年11月 パブリックコメント（～12月下旬）

平成30年3月 条例公布

平成30年10月 条例全部施行

3. 名古屋市における客引き行為等における現状

①条例施行後、本市職員が名古屋市指導員と同行し現場を視察

・平成30年12月5日（水）当課職員2名

・令和元年10月9日（水）課長、警察OB（日勤）1名、警察OB（指導員）3名

②名古屋市条例における禁止区域は3地区（名古屋駅、栄地区、金山地区）

③2回の視察において、名古屋駅、栄地区の2地区の巡視活動に同行。名古屋駅は居酒屋等のアルバイト中心、栄地区はキャバクラ等の客引き中心。名古屋市の客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）は、居酒屋を中心に中止命令・指導を実施。

④名古屋市中心部では、圧倒的な人の流れに対して、客引き行為等を行うものの数も多く、現状の指導員1班3名×3班ではきめ細かな対応は難しい。

⑤名古屋市条例においては、ティッシュ・チラシを配布する行為、看板をもって宣伝する行為は対象外とされており、ティッシュ手交時に声掛けを行う等の実態が見られた。

⑥名古屋市において、条例施行以降の罰金（過料5万円）の徴収実績は0件。

⑦一方、愛知県が平成29年7月、いわゆる「ぼったくり防止条例」を施行し、栄地区に「特別区域」を設定している。同条例では、料金等の表示義務のほか、不当な勧誘等の禁止を定めており、県警により多数の逮捕者が出るとともに、違反店舗の公表も実施されている。

4. 本市条例との比較について

名称	四日市市客引き行為等の防止に関する条例	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例
施行日	平成28年7月1日	平成30年10月1日
対象	特定の業種 (キャバクラ・ホストクラブ・マッサージ)	全ての業種
規制対象	いわゆるキャバクラやホストクラブの誘引や客待ち、異性による通常マッサージの客引きや客待ちを禁止。 ①客引き（マッサージ） ②客待ち（マッサージ、キャバクラ等） ③誘引（キャバクラ等）	公共の場所（道路、公園など）で行われる次の行為をいう。 ①客引き行為 ・相手方を特定し、客とするために誘う行為 ②勧誘行為 ・相手方を特定し、役務に従事するように誘う行為 ③客待ち行為・勧誘待ち行為 ・上記の行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
立入調査等	規定なし	規定あり (条例施行以降、実績なし)
罰則	刑事罰 ・罰金・拘留・科料（前科）	行政罰 ・市に対して過料を納付
罰則内容	違反行為により、 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 または 30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 または 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料	規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料
両罰規定	なし	あり
指導員	人数：5名（現在1名欠員） 全て警察OB嘱託職員 勤務：週4日 時間：15時～23時30分 前半18時45分～20時30分 後半21時～23時	人数：10名（現在1名欠員） 警察OB6名、民間出身者3名 勤務：週5日 時間：16時～23時 前半18時～19時30分 後半20時～22時
その他	週1回、警察との合同パトロールを実施 月1回、地区との合同啓発活動を実施	月1回、警察と合同でパトロールを実施

5. 本市の今後の課題について

- ①条例の対象外業種（居酒屋、スナック、ガールズバー等）への対応
- ②警察、地域団体、ビルオーナー、不動産業者等とのさらなる連携強化

6. 主な質疑・応答、意見

- Q. 本市議会が三重県に客引き行為等に対する規制及び対応の強化を求める意見書を提出したことを受けて、どのような対応を考えているのか。
- A. 国体開催に間に合わせることを前提として、議会とともに対策を考えていきたい。
- Q. 条例上の罰則に至る段階において、氏名の公表を設定することはできないのか。
- A. 勧告に続く段階として検討することは可能であると考えます。
- Q. 現状に則した規定を独自に設定することはできないのか。
- A. 刑事罰である科料については、検察庁、警察との協議が必要であるため、独自に設定することは極めて難しい。過料については、独自に設定することは可能だが、実効性を担保するためには、警察の理解と協力が必要となる。
- Q. 規制対象外の系列店を経由するといった巧妙な手口は、全業種を規制する以外で取り締まれないのか。
- A. 定義の明文化が非常に難しいため、全業種を規制する以外に方法はないと考えます。
- Q. バイト感覚で条例違反の意識もないまま客引き行為が行われている状況をなくしていくべきと考えるがどうか。
- A. 無自覚に条例違反する状況とならないよう、周知方法などを調査、研究したい。
- Q. 県条例の規制対象に両罰規定があるのに対して、市条例の規制対象には両罰規定がないのはなぜか。
- A. 検察庁、警察との協議を行ったが、両罰規定は実効性が不確定であるため、現在の条例では両罰規定を設けないこととした。
- Q. 市が規制を強化した上で、警察と連携して対策を実施すべきと考えるがどうか。
- A. 過料による規制の強化は可能と考えるが、現在の警察との協力体制に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

7. まとめ

名古屋市は特定地域における全ての客引き行為等を行政罰の過料によって規制しており、市職員である指導員が取り締まる体制としていますが、膨大な数の客引き行為等に現在の指導員数では対応できていないなどの課題があることを確認しました。既に本市では特定業種の客引き行為等を刑事罰の科料によって規制しているため、状況は若干異なるものの、本市において規制対象を全業種に拡大した場合も、膨大な数の客引き行為等に対応しなければならないことが想定されます。そのため、本市が規制対象業種の拡大を検討する際には、取り締まりを十分に行うための体制強化や、警察や地域団体との連携強化により一層取り組む必要があると考えます。

1. はじめに

令和2年12月定例会議会において、「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」の一部改正が可決され、本市は令和3年4月から、これまで規制対象となっていなかった、居酒屋等による客引き行為等についても取り締まりを行う予定としています。今回の条例改正は客引き行為等の根絶に向けた大きな一歩と評価しますが、さらに歩みを進めていくためには、規制強化内容の周知徹底や取り締まり体制の強化を行う必要があります。そのため、条例改正の要点や今後の取り組みについて調査することとしました。

2. 概要

- ・客引き行為等については、三重県条例、市条例で規制されているが、近鉄四日市駅周辺において、いずれの条例でも規制対象となっていない居酒屋等の客引きが増加し、市民等に不安を与える状況となっていることから、こうした状況の改善を目的として、令和2年12月定例会議会において条例の一部改正が可決。
- ・令和3年4月の条例施行に向けて、地域住民、四日市南警察署とも連携のうえ、全国展開のチェーン店を含む中心市街地の飲食店を対象に周知啓発活動を実施する。
- ・条例施行後は、客引き行為等適正化指導員（警察OB）による巡視活動の中で、居酒屋・ガールズバー・スナック等、これまで規制対象ではなかった業種、また、複数の店舗を紹介するフリーの客引きに対して積極的な注意・指導を行っていく。

3. これまでの経緯

平成28年	7月	1日	客引き行為等の防止に関する条例施行
令和元年	9月	4日	諏訪栄町・西新地地区防犯協議会から市議会へ請願書提出
	10月	4日	市議会において請願書採択。市会議長から三重県知事へ意見書提出
令和2年	6月	22日	6月定例会議会において改正条例素案、パブリックコメントの説明
	8月	20日	パブリックコメント募集終了
	9月	2日	8月定例会議会においてパブリックコメントの結果報告、条例改正案説明
	12月	1日	12月定例会議会へ改正条例案を上程
	12月	25日	改正条例可決（その後、周知期間）
令和3年	4月	1日	改正条例施行（予定）



4. 改正条例のポイント

(1) 現在は、県の迷惑防止条例で規制されていない以下の客引き行為等を規制。

- ① キャバクラ・ホストクラブ等の誘引及び客待ち
- ② 異性による通常マッサージの客引き及び客待ち

(2) 令和3年4月以降は、新たに下記の指定を行った上で、これまで規制対象としていなかった業種についても規制を行う。

①地域指定(現行の客待ち行為禁止区域) ②時間指定(午後6時から翌午前0時)

(3) 追加した改正部分については、罰則として5万円以下の過料を設定。

5. 今後の取り組みについて

- ・規制対象業種が拡大することから、諏訪栄町・西新地地区防犯協議会をはじめとした地域住民とこれまで以上に綿密な連携を図っていく。
- ・引き続き、諏訪交番との合同パトロールを実施するなど、南署との連携を強化する。
- ・旧スターアイランド付近に客引き行為等防止を目的とした防犯カメラの設置を検討。

6. 主な質疑・応答、意見

(意見) 今回の条例改正は両罰規定を含まないため、飲食店への注意喚起に一層取り組む必要がある。コロナ禍の影響によりチェーン店では客引き行為の自粛が目立つが、また状況は変わってくると思われる。飲食店にとって厳しい情勢の中ではあるが、これを契機に客引きを根絶してもらいたい。

Q. 客引き行為の禁止が飲食店の売上にどのように影響するかを調査したことはあるのか。

A. 調査したことはないが、パブリックコメントで、居酒屋の個人経営者から、客引きに顧客を奪われている現状があるため、条例改正に賛同するとの意見をもらっている。

Q. 客引き行為の取り締まりには、指導、勧告、中止命令の段階があり、追加した規制では中止命令によって5万円以下の過料を科すこととなるが、これらの措置は誰が行うのか。

A. 追加した規制は、行政罰である過料を科すものであるため、市職員である客引き行為等適正化指導員が行うこととなる。

(意見) 追加した規制は、指導、勧告、中止命令の段階を市職員で行う必要があるため、警察とも十分に連携した上で、安全対策を講じてもらいたい。

7. まとめ

今回の条例改正による規制強化は、行政罰の過料に基づくものであり、本市が主体となって取り締まりを行うこととなります。そのため、警察と十分に連携して、体制強化を図るとともに、実働する市職員の安全対策を図る必要があると考えます。また、今回の条例改正には、雇用主への規制は含まれておらず、飲食店側の自制は働きにくい状態にあることから、飲食店に対しては、より一層の注意喚起を図っていく必要があると考えます。

〔総括〕

当委員会では令和元年8月から客引き行為等の防止についての調査研究を開始しました。また、令和元年8月定例会月議会では、諏訪栄町・西新地地区防犯協議会等から、客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求める請願が提出され、採択に至りました。

規制強化に向けた制度構築の中では、罰則を行政罰の過料とするか、刑事罰の科料にするかの論点がありました。科料は警察や検察庁との入念な調整が必要となるため、当委員会としては、三重とこわか国体が開催される令和3年の整備を目指して、まずは過料を前提に制度構築を行うべきとの意見を理事者に伝えました。

そして、中心市街地における従来の規制対象外業種の客引き行為等を、過料によって規制する改正条例案が、令和2年6月の当委員会協議会において示され、7月から8月にかけて行われたパブリックコメントでは、多くの市民から条例案に対して賛同意見をいただくこととなりました。そして、令和2年12月定例会月議会において「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」の一部改正が可決され、令和3年4月の施行をもって、本市は中心市街地における居酒屋等による客引き行為等に対する取り締まりを行う予定となっています。

現在、中心市街地はコロナ禍の影響によって活気を失い、立地する飲食店の多くは売り上げ減少や営業自粛要請を受けて窮状に陥っています。しかし、いつの日か到来する新型コロナウイルス感染症の収束を契機に、健全で活気があるまちとして、さらなる飛躍を遂げるためには、現在から継続的に客引き行為等の防止の周知徹底や取り締まりを行う必要があります。本市が、今回の条例改正による規制強化を万全の体制で対応し、客引き行為等のない安全・安心なまちづくりに向けて警察や地域団体と連携しながら取り組まれることを期待し、当委員会の調査報告とさせていただきます。

〔委員会の構成〕

(令和元年度)

委員長	三木隆
副委員長	太田紀子
委員	小川政人
委員	笹井絹予
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	樋口龍馬

(令和2年度)

委員長	三木隆
副委員長	笹井絹予
委員	太田紀子
委員	小川政人
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	樋口龍馬
委員	諸岡覚

産業生活常任委員会

○産業の創出・活性化について

[調査テーマについて]

本市はこれまで石油化学コンビナート、電子部品等の製造業を主力産業としており、全国有数の産業都市の地位を築いてきましたが、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した業務効率化の動きは第4次産業革命と呼ばれる産業構造の変化を引き起こすことが予想されています。本市が今後の変化に柔軟に対応し、さらに発展していくためには、次世代産業の創出や既存企業の活性化を推進する必要があることから、産業の創出・活性化を調査テーマとして、現在の産業動向や課題および先進事例について調査研究を行うこととしました。

[実施経過]

(1) 令和元年8月8日

- ・本市の産業動向について

(2) 令和2年1月17日

- ・新産業の創出と既存産業の活性化について

(3) 令和2年7月28日

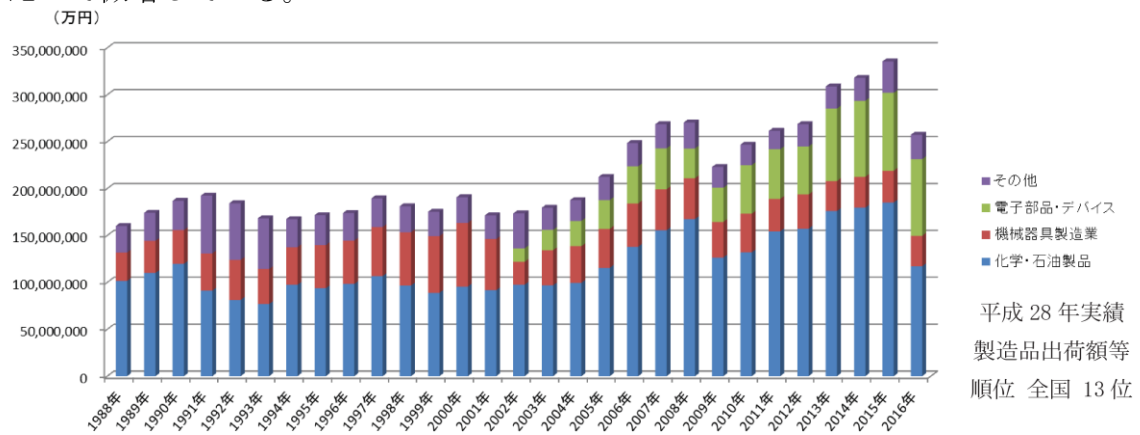
- ・ニュー・ノーマル時代（新しい常態）における製造業の目指すべき方向性について

1. はじめに

産業の創出・活性化に向けた取り組みは、今後を見据えた中長期的な方針のもとで継続的に行なわれる必要があります。そのため、当委員会では、現在の産業動向や取り組み状況を調査した上で、今後の方向性を検討することとしました。

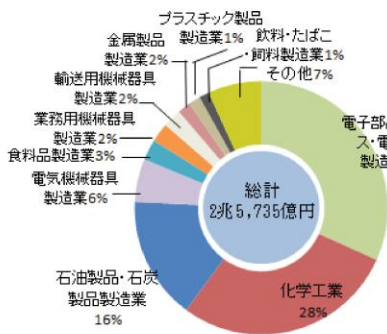
2. 本市の工業の概要

四日市市は、臨海部における石油化学コンビナート企業や、内陸部における半導体、自動車、電機、機械、食品産業などの多様な産業集積を強みとして、産業都市として発展してきた。特に、石油化学製品、電子部品等の製品が製造品出荷額等の中で大きな割合を占めている。ここ10年では、平成21年（2009年）、28年（2016年）で大幅な減少があったものの、10年前に比べて微増している。

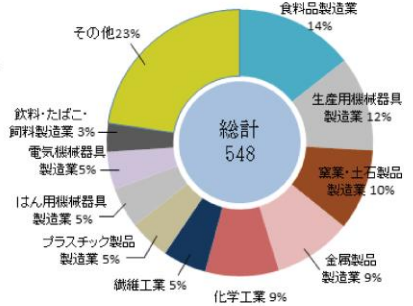


※2009年の製造品出荷額等については、リーマンショックにより減少したと推測される。
2016年の製造品出荷額等については、原油安により減少したと推測される。

<製造品出荷額等 (H28)>

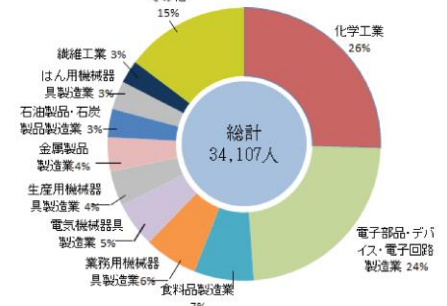


<事業所数 (H28)>

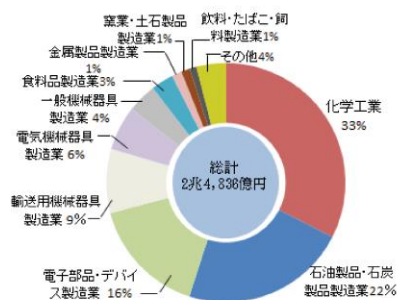


<従業者数 (H28)>

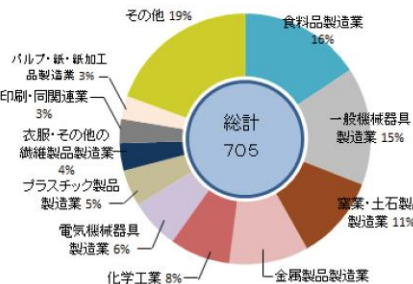
※平成28年(2016年)工業統計調査



<製造品出荷額等 (H18)>

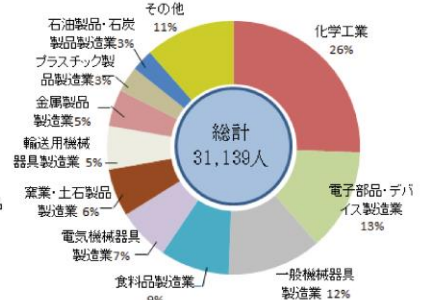


<事業所数 (H18)>



<従業者数 (H18)>

※平成18年(2006年)工業統計調査



3. 市内企業の投資について

(1) 最近の投資状況（企業立地奨励制度活用による）

指定年度	事業者名	事業名	投下固定資産総額 (百万円)	奨励総額(予定) (千円)	指定年度	事業者名	事業名	投下固定資産総額 (百万円)	奨励総額(予定) (千円)
H26年度	㈱ダイエンプーズ	新加工場増設	667	8,265	H29年度	東ソー㈱四日市事業所	ジルコニア粉末製造設備増設	2,134	43,073
	J S R ㈱	リソグラフィ材料生産設備増設	814	10,791		霞北埠頭流通センター㈱	霞北埠頭流通センター新設	5,520	42,207
	昭和シェル石油㈱	メガソーラー発電所新設	567	11,978		㈱テイクアップ	冷蔵物流倉庫新設	410	5,686
	三重機械鐵工㈱※	立型マシニングセンタ増設	22	487		東洋工業㈱	新型CNC自動旋盤装置増設	34	686
	KHネオケム㈱	ポリビニルエーテル製造設備増設(その2)	3,572	69,346		昭和四日市石油㈱	CDU-3(第3原油常圧蒸留装置)熱交換器更新	617	9,869
	CKD㈱	第3号工場増設(第2期)	1,466	23,830		昭和四日市石油㈱	RFCC(重油流動接触分解装置)サイクロン更新	3,082	49,182
	テクノポリマー㈱(現 テクノUMG ㈱)	軋み音対策樹脂生産設備増設	867	16,190		第一工業製薬㈱	特殊界面活性剤製造設備新設	1,666	24,725
	J S R ㈱	リソグラフィ材料生産設備増設(その2)	399	5,549		コスモ石油㈱	四日市霞発電所増設	12,755	260,637
	片岡製網㈱※	無結節編網機増設	107	1,848		Flash Partners 有限会社	東芝メモリ株式会社 四日市工場 新第2製造棟新設	224,497	1,000,000
	日本ポリケム㈱	触媒・重合ベンチ新設	601	6,111		㈱ロンビック	NY1プラント増設	342	6,451
H27年度	J S R ㈱	リソグラフィ材料生産設備増設(その3)	378	5,837	H30年度	多摩化学工業㈱	現像液希釈供給装置新設	222	3,745
	第一工業製薬㈱	霞工場新設	3,197	43,746		有限会社天春鐵工所	レーザー加工機新設	48	405
	日本アエロジル㈱※	第三化成棟増設	1,005	18,249		多摩化学工業㈱	第二コリン合成設備増設	519	6,833
	Flash Forward(同)	株式会社東芝 四日市工場 第5製造棟増設	36,302	539,432		日本カラリング㈱	TPV生産設備増設	528	8,893
	㈱ティーエムエアー	空気分離装置更新	2,891	17,618		三井化学㈱	高機能不織布製造装置11SB増設	6,109	112,076
H28年度	CKD㈱	表面処理棟増設	799	12,715	昭和四日市石油㈱	CDU-2(第2原油常圧蒸留装置)熱交換器更新	989	18,631	
	内田鐵工㈱※	サーボプレス機更新	175	3,183	FlashAlliance㈱、FlashForward 合同会社	東芝メモリ株式会社 四日市工場 第6製造棟新設	241,427	1,000,000	
	九鬼産業㈱※	自動梱包倉庫増設	682	12,316	㈱JSP、JSPモールドディング㈱	P-BLOCKシートコア部品製造設備増設	754	14,365	
	昭和四日市石油㈱	TDP装置増設	6,921	111,933	東ソー㈱四日市事業所	AZB設備新設	476	7,259	
	㈱イーテック	合成ゴムアスファルト防水材料製造設備更新	795	10,600	合 計		566,344	3,580,841	
	四日市合成㈱	合成潤滑油製造設備増設	1,991	36,094	網掛けの事業については、重点分野にかかる事業。 ※は中小企業者等。中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく中小企業者のうち大企業の資本が1/2以上でない企業者及び外国企業、外資系企業をいう。				

(2) 今後の投資予定（発表ベース）

完工時期	企業名	事業名	投資額 (百万円)
R元年8月	第一工業製薬㈱	第3プラント新設	2,300
R元年11月	KHネオケム㈱	空調・冷凍機用潤滑油製造設備増設	7,500
R元年度下期	味の素㈱	新工場新設	15,000
R2年3月	三井化学㈱	産業用不織布製造設備増設	750
R2年4月	中部電力㈱	バイオマス発電所	非公表
R2年6月	第一工業製薬㈱	第4プラント新設	4,800
R3年夏	石原産業㈱	導電材料及び高純度酸化チタン製造設備増設	2,000

※四日市市企業立地促進条例の概要

四日市市では、企業の新規立地や新規設備投資、新規産業の創出、臨海部工業用地の有効活用などを支援するため、「四日市市企業立地促進条例」を設けています。

■対象事業

- (1)製造業
- (2)自然科学研究所
- (3)重点分野にかかる事業※
 - ①次世代電池に係る事業 ②次世代半導体に係る事業
 - ③環境浄化分野の製品を製造する事業
 - ④バイオテクノロジー・健康医療に係る事業
 - ⑤新原料への転換に対応する事業 ⑥航空・宇宙産業に係る事業
 - ⑦次世代自動車に係る事業 ⑧次世代ロボットに係る事業
 - ⑨高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業
 - ⑩臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業
- ※(1),(2),(4)～(6)のうち、①～⑩に該当する事業であること
- (4)ものづくりを支えるソフト事業(中小企業者に限る)
 - ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業
 - ③デザイン業 ④機械修理業 ⑤機械設計業
 - ⑥エンジニアリング業 ⑦研究開発支援検査分析業
- (5)公的工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市への新規進出企業
- (6)物流機能を有する保管施設

■対象となる新設・増設の内容

- ◇事業所の新設・増設(増設移転を含む。)
- ◇設備・装置の新設・増設・更新
- ※償却資産はリースの場合でも対象となります。
- ※他の事業所の資産譲渡による事業所の設置は対象なりません。
- ※設備・装置の更新の場合は既存のものより「生産の増強又は高付加価値化の推進」がされ、かつ「環境への負荷が軽減」される必要があります。

■対象地域

- ◇市内全域

※製造業の定義について

- 以下の事業も対象にします。
- ◇電気事業(ただし、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投資総額が50億円を超えるもの)

■要件

◇投下固定資産額下限要件

業 種	大 企 業		中小企業者等	
	総 額	償却資産	総 額	償却資産
製造業	5億円	5千万円	—	2千万円
自然科学研究所	3億円	5千万円	—	2千万円
重点分野にかかる事業	2億円	5千万円	—	2千万円
ものづくりを支えるソフト事業			2千万円	—
あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市新規進出企業	—	2千万円	—	2千万円
物流機能を有する保管施設	5億円	※5千万円	3億円	※5千万円

(注1) 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく中小企業者のうち大企業の資本が1/2以上でない企業者及び外国企業、外資系企業をいいます。

(注2) 自然科学研究所については、本市の他制度との併用はできません。

(注3) リースの場合は、リース元との共同申請となります。

(注4) ※は機械及び装置、車両・運搬具(自動車税対象となる車両は除く。)、工具、器具及び備品の合算額をいいます。

■奨励措置の内容(立地奨励金の交付)

◇交 付 額……固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額に一定割合を乗じた金額(下表参照)
(中小企業者の場合は対象施設の事業所税資産割相当額も対象となります)

◇交 付 期 間……課税年度から3年間◇限 度 額……1指定につき10億円

立地奨励金交付額

	交付1年目	交付2年目	交付3年目
交 付 額	対象税額の1/2	対象税額の2/3	対象税額の2/3

(注1) 重点分野にかかる事業の場合、交付1年目の交付額は対象税額の2/3となります

(注2) 対象税額の累計が10億円を超える部分の交付額は対象税額の1/10となります

■制度の適用期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)

4. 企業立地に向けた取り組み

(1) 日本のコンビナートの目指す方向（石油化学工業協会）

①国際競争力の維持・向上

- ・コンビナート内の連携を強化し、高生産性工場群の実現
⇒用役（蒸気・電力など）、物流、廃水・廃液処理、事務などの共用化によるコスト競争力ある効率的サービスの提供

②高い保安力で安定供給の維持・確保

- ・最新の技術を活用した運転、設備管理による安定・高稼働の連続運転
- ・継続的な化学工学・プロセス技術・保安教育、IoT教育
- ・定期修理での確実な設備検査、新たな技術の導入

(2) 四日市コンビナートの課題に対する取り組み

現在、四日市コンビナート企業15社及び学識経験者や国、県も参画のもと「四日市コンビナート先進化検討会」を設置し、「規制合理化関連部会」及び「企業間連携部会」の2つの部会を設けてコンビナートの先進化に向けた取り組みを実施している。

①規制合理化関連部会の主な取り組み概要

- ・ドローン、非防爆モバイル機器導入

各事業所において、プラントの保安力の向上のため、実証的に消防本部のドローン飛行検証や、事業所内でのモバイル機器の活用に向けた準備を始めたところである。現状、各社がドローン、モバイル機器等の導入に向けて、規制の整理や社内規定の整備・マニュアル作成等の準備を進めており、それらが整い次第、各社で実際にプラントでの新技術の実装に取り組んでいくこととしている。

- ・工場立地法の新たな運用を検討

工場周辺の地域の住環境との調和を目指し、工場敷地内において既存緑地は維持しつつ、一定の条件下で工場敷地外も緑地とみなせる敷地外緑地制度について構築していくとともに、併せて緑地率の緩和についても見直していく。

②企業間連携関連部会の主な取り組み概要

- ・人材育成

各社が持つ教育施設の情報共有化及び当該情報の活用方法について協議検討を実施した。また、化学・プロセス産業人材育成事業（四日市市委託事業）の継続実施を希望した。

また、プラントの運転・保安等で必要とされるIoT・AI、ビッグデータ等を活用できる人材を育成することを目的とし、「プラント運転・保安IoT人材育成講座」を市内で開講。【日程：H31年2月19～20日、21社51名参加】

⇒H31年度も内容を拡充し開講する方向で関係機関（三重県・日本能率協会）と調整中。

- ・製品、原料等の融通

製品や原料であるトルエン、キシレン等について、余剰品を持つ企業と設備投資やコストダウン等で需要が生じる企業とのマッチングを実施。

⇒関係企業において調整中

(3) ワンストップサービスの取り組み

本市への進出を希望する事業者の立地が迅速に進むよう、ワンストップサービスで必要な手続きや調整ができるよう取り組む。

(4) 新規産業創出事業補助金

本市に集積する既存企業の新事業展開を積極的に誘発し、多様で活力ある中小企業の成長・発展を促すことにより、本市産業の活性化を図るため、既存の中小製造業者が新事業展開を図るための新技術・新製品開発等に対し、学識経験者や民間企業の研究者等で構成する本市の「新規産業創出研究会」からの意見を受けた上で、経費の一部を補助する。

○近年の活用状況

年度	企業名	業種	補助金額 (千円)	内容
H26	㈱NSテック	金属製品製造業	1,000	デザイン性と強度に優れた耐震テーブルの開発
	㈱内山製陶所	窯業	1,625	水蒸気の出る耐熱素地のおひつの開発
	㈱内山製陶所	窯業	1,530	不良ピンホールへの解消とカメの量産体制の確立
	福西鋳物㈱	金属製品製造業	2,000	災害事故に強く、メンテナンス性の高いマンホール蓋の開発
H27	㈱ブンカ	その他の製造業	250	簡易脱着式多機能スラット(カフェブラインド)の開発
	銀峯陶器㈱	窯業	2,000	国内・海外での競争力を高めた新たな四日市萬古焼耐熱陶器の開発
	㈱内山製陶所	窯業	1,250	ひずみを最小限に抑えた無水鍋の開発
	㈱藤総製陶所	窯業	1,500	穴あけ技術を活用した新しい四日市萬古焼IH対応土瓶・出汁鍋と水切り容器の開発
	㈱NSテック	金属製品製造業	1,000	デザイン性と強度に優れた耐震テーブルの開発
	㈱華月	窯業	2,000	ごはん鍋と陶板の業務用製品の開発
H28	アイドゥ㈱	食品製造業	1,551	医療用手術前経口補水飲料の開発
	銀峯陶器㈱	窯業	254	究極のごはん土鍋と究極の土鍋の開発
	㈱内山製陶所	窯業	1,208	耐熱衝撃性能を向上したオープンウェア製品の開発
	㈱弥生陶園	窯業	309	四日市萬古焼魚焼きグリル用耐熱陶器製調理器具の新規開発
	㈱藤総製陶所	窯業	972	独自の穴あけ技術を活用した新たな分野向けの四日市萬古焼の開発
H29	日印食品開発㈱	食品製造業	927	三重県産品(野菜、あおさなど)をパウダーにし、「無添加の素」を開発および商品化
	コスモ電子㈱	電気機械製造業	2,415	高齢者向け、見守り支援システムの商品化、及び、健康度可視化システムの研究
	㈱南景製陶園	窯業	266	3次元CADシステムを活用した四日市市萬古焼急須の試作開発
	㈱ブンカ	その他の製造業	1,370	圧接部付きスラットを用いたブラインド「ツツバルーバ」の開発
H30	日印食品開発㈱	食品製造業	2,000	三重県産品を用いた「HALAL和食」の新商品開発
	㈱藤総製陶所	窯業	1,439	地域資源を活用したふるさと納税返礼体験の創出と独自の穴あけ技術を活用した新たな分野向けの四日市萬古焼の開発
	㈱NSテック	金属製品製造業	1,004	事業所等における地震後建物外避難所の安全確保のための出入り口補強工法・シェルターの開発
	活水プラント㈱	化学機械製造業	1,050	蓄養や竹や間伐材の燃焼を利用するバイオマスボイラーの研究開発事業
	㈱INS	食品製造業	4,000	椎茸菌を利用した粉末を配合した粉末配合物の商品開発
	コスモ電子㈱	電気機械製造業	1,912	認知症患者向け、薬剤管理ケースの情報化研究と試作
	㈱内山製陶所	窯業	981	マイクロ波でオープン料理ができる調理器の開発
H31	㈱水貝製作所	金属製品製造業	4,000	医療器具(鋼製小物)の製作に、機械加工で消えゆく職人技の工業化を目指す
	㈱中村製作所	金属製品製造業	2,000	萬古焼の特徴を活かした無水鍋を最適条件で加熱できる電気加熱器と無水鍋の試作開発
	㈱内山製陶所	窯業	2,000	石英ガラスによる土鍋の新しい耐熱素材の開発
	㈱内山製陶所	窯業	2,000	低膨張素材を用いた深型重厚炊飯器の量産化開発

※平成26年から平成30年において、30件中26件が、製品化・事業化されている。

5. 次世代産業の立地等に向けた新たな取り組み

近年、IoT、AI、ビッグデータ等の活用で急速に進展している第4次産業革命のイノベーションにより、新たな技術やサービスが生まれることが期待されているとともに、CO2削減等に対応した取り組みが求められている。このため、ハード、ソフトのIT関連企業の誘致や産学官拠点を活かし、付加価値の高い産業への進化、シフトを目指し、企業立地奨励制度の改正による投資促進を図る。

なお、制度の根拠規定（四日市市企業立地促進条例）が、令和2年3月31日で効力を失うことから、本市産業が競争力を確保し、持続的な発展を遂げていくため、更に5年間の制度延長とともに対象事業の拡充や重点分野の拡大を検討する。

（1）対象事業の拡充の検討

- ・CO2削減、新エネルギーを活用する事業
- ・物流業

（2）重点事業の拡大（補助率を拡充、1年目から2/3補助）を検討

- ・「新原料の転換事業」→「新原料・新燃料への転換事業」
- ・「市外からの新規立地」
- ・物流拠点施設
- ・「AI、IoT、ICT等にかかる情報通信業」
- ・「（ビッグデータの解析技術やAI、IoTを導入する）スマート工場」

6. 市内における起業支援の状況

（1）主な支援内容

①四日市志創業応援隊

四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫、三重北勢地域地場産業振興センターで構成される「四日市志創業応援隊」を設置し、四日市商工会議所がワンストップ窓口となり、創業計画書の作成・各種セミナー・資金調達の相談など、各機関が連携しバックアップを行っている。

②創業支援等事業

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置付けた創業支援等事業を行う四日市商工会議所に対し、セミナー開催等に要する経費を支援している。主な事業としては、起業に必要となる知識の習得、事業計画の策定支援を目的とした「創業塾（集中開催）」、「創業カフェ」、「ビズ・カフェ」を開催している。

③独立開業資金融資制度及び保証料補給

創業時の資金調達の円滑化を図るため、独立開業資金融資を制度化し、さらに保証料補給を行うことで創業者の初期の負担を軽減している。

④女性起業家育成支援事業

女性ならではの感性、独創的な発想をもって起業を志す女性に対して、起業に係る基礎知識の習得からビジネスプランの策定までをサポートする育成支援講座と弁護士や税理士等専門家によるジャンプアップ講座を開催している。

⑤空き店舗等活用支援事業補助金

商店街や郊外住宅団地の空き店舗等を活用して出店する際の改装費や広告宣伝費等、出店次年度の維持費等の一部を補助している。

(2) 主な実績

創業希望者への「四日市志創業応援隊」における取り組み



四日市志創業応援隊で支援を行った創業件数

業種	H28年度	H29年度	H30年度
飲食業	5件	7件	3件
小売・卸売業	4件	9件	2件
美容業	4件	3件	4件
建設業	1件	3件	2件
その他	14件	6件	7件
合計	28件	28件	18件

※H30年度は8月1日までに確認した数であり、対象者全員に確認したものではない。

空き店舗等活用支援事業補助金の業種別利用件数

	H28年度	H29年度	H30年度
飲食業	9件	1件	1件
小売業	—	—	2件
美容業	1件	—	—
その他	1件	2件	—

空き店舗等活用支援事業補助金の利用状況

年度	店名	業種	地区
H28	COCINA~Siesta~	飲食業	中部
H28	LOL	飲食業	中部
H28	CAFÉ Dinning 熱男	飲食業	中部
H28	大衆酒場 蒼	飲食業	中部
H28	キッチン アバウト	飲食業	中部
H28	ルーチェ クロニクル	美容業	中部
H28	すし酒場 みなと	飲食業	中部
H28	点心火鍋楼 火籠	飲食業	中部
H28	水陰	飲食業	中部
H28	ライフサポート三重西	医療・福祉【郊外団地】	三重
H28	山よし	飲食業【郊外団地】	四郷
H29	Cafe&Dining bar MORY MORY	飲食業	常磐
H29	四日市ファミリー整骨院	療術	塩浜
H29	birth space	情報通信【都市型産業】	中部
H30	アート・はなぶさ	小売業	中部
H30	Fluerir Miri	小売業	中部
H30	カレー屋 MAMA	飲食業	四郷

※H29年度より諏訪栄町地区での飲食サービス業への支援を対象外とした。

7. 主な質疑・応答、意見

Q. 他の自治体では何らかの業態に特化した企業誘致が見受けられるが、四日市市の特徴はどのような点にあると捉えているのか。

A. 四日市市の特徴は、石油化学コンビナート、電子部品、自動車、食品等多様な製造業の立地と産学官連携のノウハウが集積している点にある。これらの立地企業がさらに発展していくため、第4次産業革命による最新技術による既存産業の効率化や、イノベーションを支援する企業の誘致を考えている。

(意見) 四日市市の特徴を改めて分析すべきであり、企業の発展を考えるにあたっては、商工会議所等との連携も重要となる。南海トラフ地震の災害リスクの担保など、積極的な施策の検討も必要である。

(意見) 産業動向の把握は非常に重要であるため、当委員会として商工会議所から意見聴取する機会を設けてはどうか。

8. まとめ

今回の調査では、本市における製造品出荷額や投資状況を確認し、産業の活性化に向けた取り組みとして、IoT、AI、ビッグデータ等への投資の促進や、ドローン等を活用したコンビナート先進化の支援を行っていることなどを確認しました。

製造業を主力産業とする本市が、第4次産業革命の到来後においても発展していくためには、事業者が最新技術の導入によって業務効率化を促していくとともに、新たな需要にも応じた取り組みを支援し、企業の持続的な発展を支援していくことが必要となります。理事者からは、石油化学コンビナート、電子部品、自動車、食品などの多様な製造業の立地と産学官連携のノウハウが集積している点を活かし、最新技術による業務効率化や、イノベーションを支援する企業を誘致することを考えているとの説明がありました。当委員会としては、本市産業の特徴や企業側のニーズについて、継続的に分析を行い、誘致に向けた積極的な施策を検討する必要があると考えます。

1. はじめに

令和元年11月定例会議会において議決された新総合計画の基本的施策には、新産業の創出と既存産業の活性化が設定されており、同一のテーマで調査研究を行う当委員会としては、新総合計画で想定する今後の見通しなどを確認した上で、検討を進めることとしました

2. 目指す姿

新総合計画（令和元年11月定例会議会議決総合計画より抜粋）

【基本的政策 No. 6】新産業の創出と既存産業の活性化

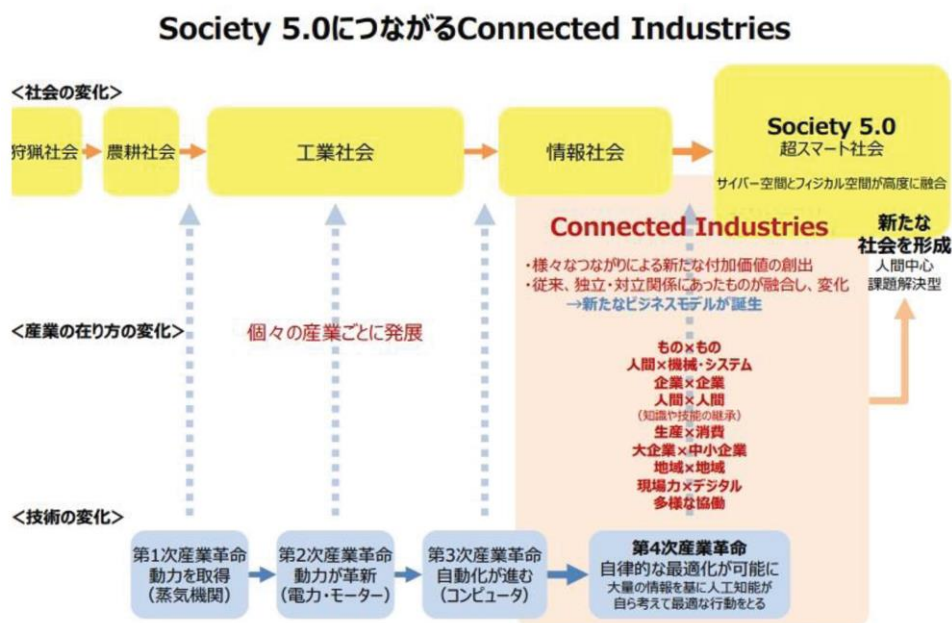
- (1) 日本を代表する産業都市として、活発な投資や新たな企業の立地により雇用が生まれ、IoT やビッグデータ等の新技術を活用し生産性が向上するとともに、中小企業の新たな事業展開により、地域経済に活力が生まれている。
- (2) 第4次産業革命のイノベーションを受け、都市型産業が集積しているとともに、生活関連サービス産業が充実し、働きやすく暮らしやすい環境になっている。

3. 国が目指す Society5.0（ポスト情報社会）とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）をいう。

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、将来的に目指すべき未来社会である「Society5.0」を実現していくため、様々な繋がりによって新たな付加価値の創出や社会課題の解決をもたらす、「Connected Industries」を実現していくため、今後官民で取組を進めていくこととなる。

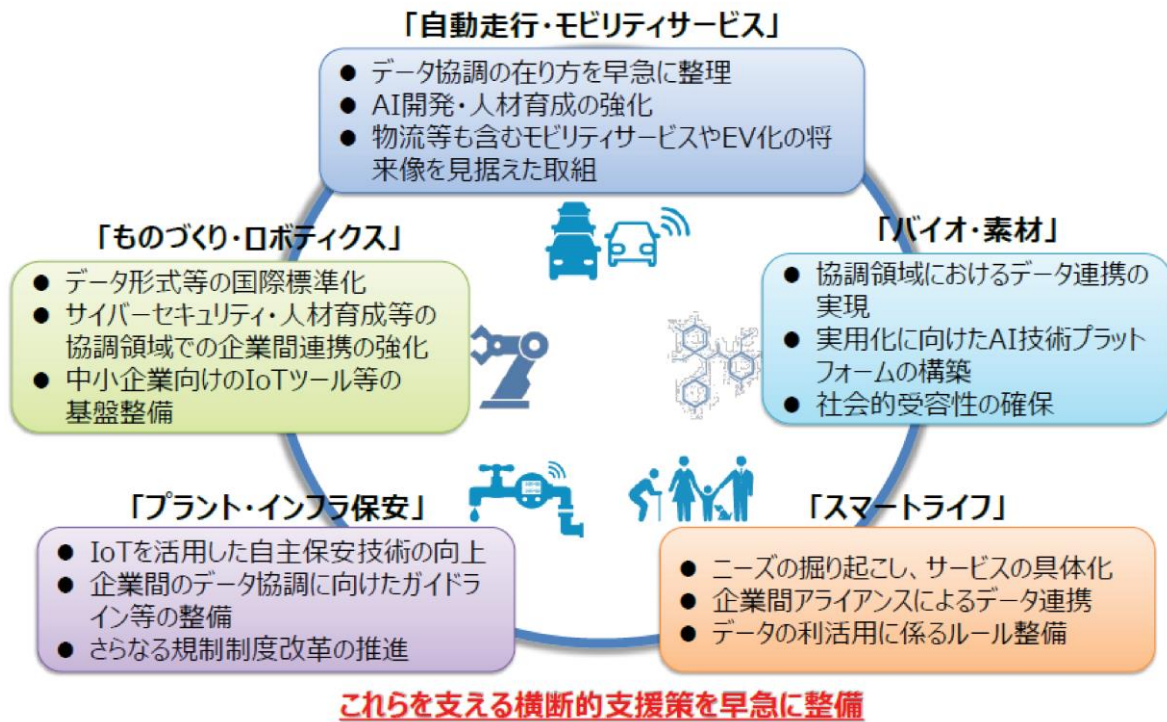


4. 経済産業省の取組

経済産業省では、平成 30 年 10 月 Society5.0 を実現する産業変革への取組として「Connected Industries 東京イニシアチブ」を発表し、この中で、市場成長性、我が国産業が有する強み、社会的意義の大きさ等から、5つの重点取組分野を定め、取組の加速化と政策資源の集中投入を図る。加えて、横断的課題に対する支援措置・法制度等の整備に取り組むこととした。

「Connected Industries」5つの重点取組分野

概要



5. 本市で展開する施策

(1) 企業・事業誘致、投資促進

①工場立地法地域準則条例の制定について（令和2年2月定例会に提案予定）

（新総合計画より抜粋）

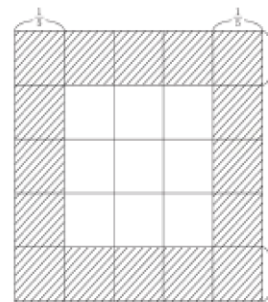
企業立地に必要な環境整備として、工場立地法の新たな運用の中で、工場周辺の住環境との調和を目指し、一定の条件下の工場敷地外を緑地とみなせる敷地外緑地制度の構築や緑地率の緩和など立地に必要な環境整備を図ります。

【条例制定の考え方】

- 市内企業の市外流出防止や再投資促進等の観点から、準則条例を定めている東海地方の他都市より環境に配慮しつつ、企業にとって設備投資がしやすい環境整備に向け、新たな基準を設定。
- 緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合は、現在、既存工場（工場立地法施行以前から立地する工場）を除いて市内全域一律となっているため、国の定める範囲や内容に基づき、工業専用地域・工業地域は、工場の立地を誘導する地域であるため、環境に配慮しつつ企業の投資を促す基準とする。
- 環境へ配慮する本市では、国の定める範囲を踏まえながらも、特に工場と工場周辺地域の生活環境との調和を重視することとし、現行規定により整備されている工場敷地内の周辺部の環境施設が維持される基準を設定。

【四日市市の市準則条例の内容】

適用区域		現行の緑地面積率	新たな緑地面積率
工業地域・ 工業専用地域	既存工場	15%以上 【20%以上】	10%以上 【15%以上】
	既存工場 以外の工場	20%以上 【25%以上】	20%以上 【25%以上】
準工業地域			
住居・商業地域、その他 地域			



工場敷地内の周辺部の範囲

【 】内の数値は、環境施設面積率。

②企業立地奨励金について（令和元年11月定例会において企業立地促進条例議決）

【新たな対象事業】

●製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業

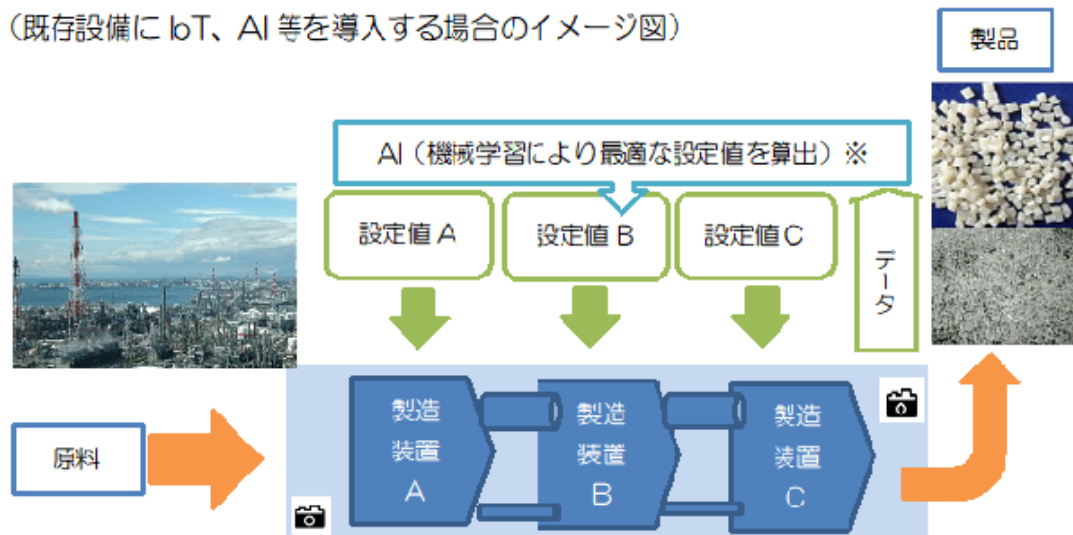
近年、IoT、AI、ビッグデータ等の活用で急速に進展している第4次産業革命のイノベーションにより、新たな技術やサービスが生まれることが期待されていることから、製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業に係る施設等を対象事業に追加。

【新たな重点分野の設定】

●新原料・新燃料への転換に対応する事業

世界的に地球環境問題に対する意識が高まり、企業に対しても、再生可能エネルギーの利用やCO2排出量削減が求められることとなる。地球環境負荷の軽減を目指し、水素等新エネルギーの利活用に向けた事業を重点分野に追加。

(既存設備にIoT、AI等を導入する場合のイメージ図)



(2) AI、IoT等の新技術の導入に向けた支援

①企業と行政のプラットフォームであるコンビナート先進化検討会での取組

【実績と今後】

●規制合理化に関する部会（平成30、31年度12回開催）

- ・ドローンの実証
- ・IoT等新技術の活用

危険物を取り扱うことから、電子機器等の活用に制約のあるコンビナート内において、ドローン、非防爆の携帯型電子機器（市販タブレット、バイタルセンサー）が活用できるよう、市消防本部が、それぞれの使用に関するガイドラインを策定した。

ドローンについては、市消防がドローンを実証的に飛行し、各社がその活用方法を検討した。また携帯型電子機器についても、各社が導入を進めており、導入事例を検討会内で情報共有し、さらにHPにおいて広く周知していく。

来年度も、企業からの要望のあるテーマについて、規制の合理化に向けた意見交換を実施していく。

●人材育成

- ・IoT勉強会の開催（令和元年10月18日）

ITベンダー企業、データ解析を得意とする企業を講師に招き、IoT導入の効果、導入事例の紹介、取得したデータ活用についての勉強会を開催した。

- ・プラント運転・保安IoT/AI人材育成講座（令和2年1月～2月3回開催予定）

昨年度の経産省の実証講座の誘致に引き続き、今年度は県と協力し、継続して講座を開催し、コンビナートでのIoT活用に向けた人材育成支援を行っていく。



(開放点検中の原油タンクでのドローン飛行) (昨年度の講座の様子)

【参考】

- 四日市コンビナート先進化検討会 HP
<https://www.yokkaichikonbinato-senshinka.jp/>
- 上記 HP より、ドローン活用実績
<https://www.yokkaichikonbinato-senshinka.jp/result/drone.html>

●近未来技術地域実装協議会

・コンビナート先進化検討会での取組を、中小製造業への展開や市民の健康づくりにも展開していくため、本市が提案した「AI、IoT を活用し、働き方改革と新たなビジネスの創出を実現するスマート産業都市」が内閣府に採択される。

今後、関係省庁（経済産業省、厚生労働省、総務省消防庁）の支援を得ながら、中小企業でも導入しやすいよう、事例集の取りまとめ等に取り組んでいく。

・第1回会議を11月6日に開催（政策推進課が事務局、健康づくり課、商工課参画）

●コンビナートへの再生可能エネルギー活用に関する情報提供

・（一財）グリーンアンモニアコンソーシアムへの参画

グリーンアンモニアコンソーシアムは、電力会社、ガス会社、化学会社、エンジニア会社等が参画し、CO₂フリーアンモニアの燃料及び原材料として利用を中心としたバリューチェーンの構築を目指し、戦略の策定、関連技術開発及びその社会実装化に向けた取り組みを推進している。

本市もグリーンアンモニアコンソーシアムへ参画し、収集した情報をコンビナート先進化検討会へ提供している。

(3) 中小企業振興、IT企業の誘致

①IT企業の誘致

・今後、製造業においてIoT等の新技術の導入が進み、蓄積されるデータを有効活用し、生産性の向上や新たな事業展開等が進められていく。データを保有する大手製造業が集積する本市において、新たなビジネス展開が期待できるIT企業の誘致に向け、新たな支

援策を検討していく。

②企業 OB 人材センターにおける中小企業の IT 化支援

- ・事務作業に必要なソフトウェアの基本的な使い方や帳票作成等のデジタル化の指導・助言を行うことで業務の効率化等、生産性向上につながる支援を実施した。
- ・ホームページのない企業には、ホームページの公開に向けた提案を行い、自社情報を広く公開することで顧客獲得や人材確保につながる支援や、生産管理のデジタル化に向けた支援も実施している。



(企業 OB 人材センターでの支援の様子)

③人材確保、後継者難について

- ・人材確保に苦慮する中小企業に対して、市内外の就職フェアへの出展等様々な取り組みを支援する。
- ・後継者難に伴う事業承継問題に直面する事業者に対して、関係機関と連携して相談機能の充実を図る。国の認定を受けた三重県産業支援センターが、事業承継の公的窓口を開設しており、企業訪問時に相談を受けた際はつなぐようにしている。また、相続については、事業承継に関する税制もあるので、中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）などの支援機関を紹介することとしている。

④中小企業 IoT 等活用促進事業補助金（平成 30 年度から）

- ・IoT（モノのインターネット）等を用いた設備投資に意欲はあるものの、IT を活用できる人材が不足している市内中小製造業者に対し、外部の IT 専門家の活用にかかる経費の一部を支援する。

区分	(A) IoT 等活用計画策定事業	(B) IoT 等本格導入推進事業
対象事業	外部の IT 専門家等を活用して、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に繋げるための IoT 等の導入可能性の検討、又は IoT 等を用いた設備投資計画を策定する事業	生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に資するため、具体的な IoT 等を用いた設備投資を行う事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT 等に関する研修・講座参加費 ・コンサルティング委託経費 ・専門家依頼経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発委託費 ・パッケージソフト導入費 ・クラウドサービスの導入・初期費用 ・コンサルティング委託経費 ・専門家依頼経費 (ハードウェアは対象外)
補助金額	上限 800 千円	上限 1,000 千円
補助率	3分の2以内	2分の1以内
件数	2件程度	1件程度

第5世代移動通信システム(5G)とは

5



総務省ローカル5G検討作業班報告書骨子（案）より抜粋

ローカル5Gの導入目的・役割

1

■ ローカル5Gの導入目的・役割

IoTの普及に代表されるように通信ニーズの多様化が進んでおり、5G時代においてはより一層の多様化が進むことが想定されるため、携帯電話事業者による全国系のサービス提供に加え、地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が5Gを活用したシステム（ローカル5G）を導入できる制度を整備し、5Gの地域での利用促進を図る。

<ローカル5Gの利用イメージ>



出典：ローカル5G検討作業班 第一回会合 田中構成員（日本電気(株)）発表資料より抜粋

【四日市商工会議所との連携について】

四日市商工会議所では、5G、IoT関連事業について、セミナーの開催、アンケート調査、また通信事業者とも連携し、どのようなものにサービスを提供できるか検討を始める予定である。本市としても、市内企業の活性化に繋がるよう商工会議所の取組とも連携し、5G、IoT導入に取り組む企業を支援していく。

6. 主な質疑・応答、意見

Q. IT関連企業の誘致場所はどの辺りを予定しているのか。

A. いわゆる工場は想定していないため、中心市街地の事務所などを想定している。

(意見) じばさん三重のインキュベーションルームの空き室や桜町の鈴鹿山麓リサーチパークの現状も鑑みて、具体的な誘致場所の想定も必要ではないか。

Q. 近未来技術地域実装協議会の詳細を確認したい。

A. 国の関係省庁やコンビナート企業、本市が参画する四日市コンビナート先進化検討会の、IT分野における先進的な取り組みの状況報告や意見交換を行っている。コンビナート企業では、安全面に配慮しながら業務効率化に取り組んでおり、国の関係省庁からも非常に高い評価を受けている。

Q. 企業OB人材センターにおける中小企業のIT化支援として、ホームページのない企業に対して、ホームページの公開に向けた提案を行っているとのことであるが、ホームページを作成する知識が乏しい場合にはどのような支援を行うのか。

A. 専門業者への発注方法がわからない場合には、発注仕様の作成支援を行っている。

Q. 商工会議所は行政にどのような展望を持っているのか。

A. 5Gの促進を重点的に図っていきたいが、その前提となるIT化が進んでいないのも実態であり、まずはセミナー開催から始めたいと聞いている。

Q. 既存産業の活性化支援について、劇的に変えていくための対策はあるのか。

A. 大企業については、AI、IoTなどの新技術に対応する人材の育成支援、中小企業については、人材育成に加えて、新たな技術や事業化や販路開拓への支援を中心に実施していきたい。また、補助金制度を最大限活用するための情報提供も重点的に行っていきたい。

(意見) 補助金の情報提供や手続の支援は非常に重要であるため、不正に注意しながら柔軟に対応してほしい。また、東京事務所との連携方法なども見直しながら、効果的なマッチング方法を模索してほしい。

Q. 企業誘致の際に必要な企業の人材確保についてはどのように考えているのか。

A. 人材確保は課題と認識しており、これから対策を検討していきたい。

(意見) 企業誘致を計画する場合には、まず人材確保の対策を検討すべきである。

(意見) 人材確保は全般的に困難な状況であるため、既存企業に対しても適切な支援を行うべきである。

(意見) 最先端技術の発展には、技術やアイデアを持つ企業が集結することが必要となる。企業誘致への積極的な取り組み姿勢を示し、本市の存在感を高めてほしい。

7. まとめ

今回の調査では、新総合計画で描くビジョンや国等の最新動向を把握した上で、本市が展開している取り組みを確認しました。産業の活性化に向けては、AI、IoTなどの導入支援や中小企業を対象としたデジタル化支援など、企業側の実情やニーズに応じたメニューの中で支援していることを確認しました。

次世代産業への投資の促進を図るために、企業立地奨励制度の改正を予定しており、これにより企業の設備投資を促すとともに、新たな企業誘致に向けた取り組みも併せて進めるべきと考えます。

本市は、これまでも企業側の規模やニーズに応じた支援を行っており、最新技術の導入支援やデジタル化の促進といった幅広い支援メニューを取り揃えています。現在の体制は、様々な製造業を抱える本市の産業構造を踏まえたものと理解しますが、最新技術の導入や研究開発にかかる支援は、先行投資として今後の本市の発展にとって重要な要素となることから、より積極的な支援を行っていくべきと考えます。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、私たちの生活を大きく制限し、それに伴う需要の減少によって、経済活動にも深刻な影響を与えています。私たちは困難に耐えながらも、持続的な発展に向けた取り組みを進めていく必要があることから、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化の中で、本市の主力産業である製造業がどのような方向性を目指すべきかについて、調査を行うこととしました。

2. 背景

(1) 新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼした影響

①世界における不確実性の高まり

中国に端を発した今般の新型コロナウイルス感染症は、世界規模に拡大し、人々の生命や生活のみならず、経済、社会など多方面に波及している。我が国においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、外出の自粛やイベントの中止などによる民間消費のマイナスや海外経済の減速、訪日外国人数の急減に加え、設備投資の縮小等により、2020年1－3月期の実質GDP成長率は、2四半期連続のマイナス成長となった。このような新型コロナウイルス感染症の拡大や近年の米中貿易摩擦、英国のEU離脱、保護主義の高まり等、世界の不確実性が高まっており、「不確実性は、新しい常態（ニュー・ノーマル）」となりつつある。

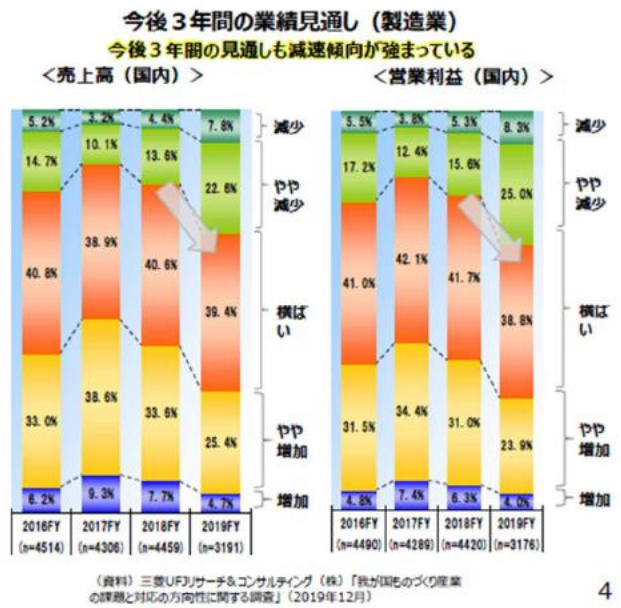
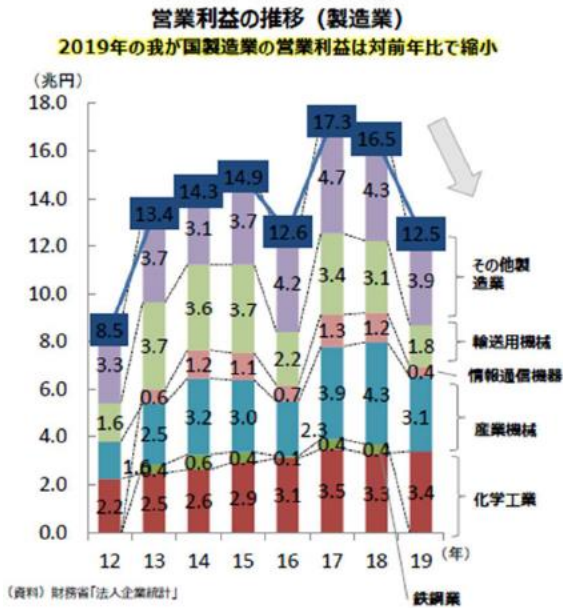
②社会生活の変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」が定着しつつある。働き方の新しいスタイルとして、従来の対面型から、テレワークやオンライン会議などの非接触・非対面型ビジネスモデルの普及が進んだ。

こうしたテレワークや遠隔診療・遠隔教育など、リモートサービスの活用・定着が進み始めたこと、また集住して日常活動を行うことのリスクや国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識されたことにより、働き方を変えたり、地方移住を前向きに考えるという機運が高まっている。

(2) 製造業を巡る状況変化

近年、国内の設備投資は好調に推移してきたが、2019年以降では、日銀の短観や民間リサーチ会社のアンケート等でも陰りが見える。さらに2020年第1四半期以降については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた世界経済の減速・活動停止や国内外のサプライチェーン毀損、深刻な世界的需要減による影響を受け、設備投資が縮小することが見通される。特に、新型コロナウイルス感染症により、中国武漢を中心とした自動車等のサプライチェーンに影響し、その後、各国の需要減が国内製造業に直撃し、自動車等の国内生産拠点において生産調整となる例が相次いだ。

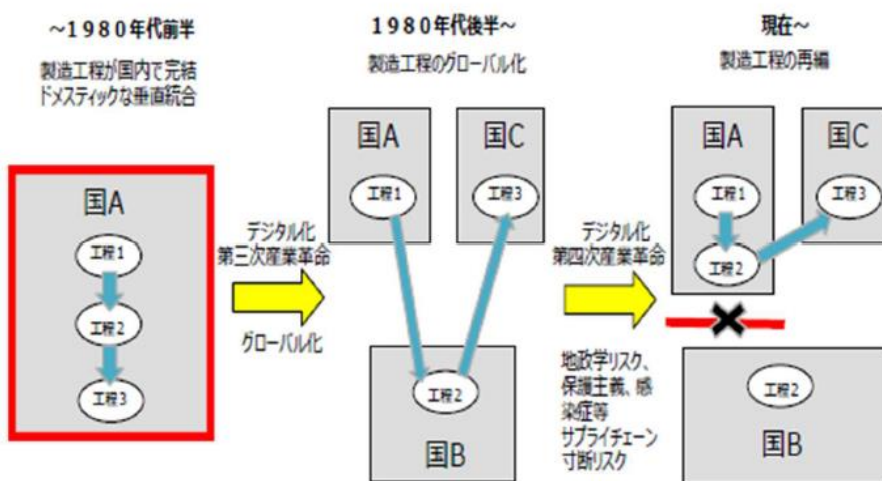


2020年版ものづくり白書「概要」から抜粋

従来は、製造業において複数工程を1か所で行ってきたが、1980年代半ば以降、技術革新に伴い、工程を複数国に分散するグローバル・サプライチェーンを形成してきた。しかしながら、不確実性の高まりにより、グローバル・サプライチェーンの寸断リスクが浮上しており、効率性だけでなく、経済安保の観点を含め、柔軟性を備えたサプライチェーンの再構築が必要とされている。（2020年版ものづくり白書）

また、こうしたサプライチェーンの寸断リスクに鑑み、事業所や工場の国内回帰の必要性も認識されている。

サプライチェーン再編の歴史



(資料) Richard Baldwin "The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization" (2016)を参考に、経済産業省作成

2020年版ものづくり白書「概要」から抜粋

(3) 企業変革力の強化

中小企業庁の「2020年版中小企業白書・小規模企業白書～新型コロナウイルス関連部分～」によると、感染症の影響が広がる中でも新たな価値創造に取り組む企業も存在しているとされており、例えば、空中で指や手を動かすだけでパソコン、スマホ、各種装置などを操作できる技術を開発し、特許を申請中である事例が挙げられている。こうした技術は、触れずにエレベーターのボタンやドアノブを操作するなどといった幅広い展開が考えられ、コロナ禍において大いに需要があると考えられる。

今後、こうした環境変化へ対応するために、企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）が求められる。

事例 我が国製造業に見るダイナミック・ケイパビリティ（富士フイルムホールディングス（株））

- 同社は2000年代まで写真用フィルムが主力ビジネスであったにもかかわらず、**自らデジタルカメラを開発**するなど、**既存事業に固執せず新たな市場を開拓してきた。**
- その後も化粧品、医薬品、再生医療などに参入し、**現在はヘルスケアが同社の主力事業になっている。**
- 「**変化に素早く対応する**」「**変化を予測し先手を打つ**」「**自ら変化を作り出す**」ことを実践し、高いダイナミック・ケイパビリティを実現している。

(資料) 同社提供

事例 柔軟なグローバル生産体制の構築（ダイキン工業（株））

- 同社の主力である空調製品はその特性上、季節や天候、景気等による需要変動が大きく、住宅事情やライフスタイルといった国・地域ごとの特性も色濃く反映される。このため、できるだけ作り置きせず**需要変動に対応できるグローバル生産体制を構築**するために、「**市場最寄化戦略**」を実践。
- **生産ラインを構成する要素をモジュール化し、生産量の変化や地域ニーズの違いに応じた生産ラインを素早く構築**する取組を進め、スピーディーな市場参入を可能にしている。

(資料) 同社提供

2. 市内の企業変革事例

(1) 化学品メーカーA社（合成ゴム→電子材料、ライフサイエンス）

1957年設立。1960年に四日市工場が完成し、スチレン・ブタジエンゴムの国産化に成功。その後、各種合成ゴムを開発・製造し、合成ゴムメーカーとして国内トップとなる。

1980年代から石油化学系一辺倒の事業構造を変革すべく電子材料分野へ参入。2000年代には、半導体材料やディスプレイ材料を中心に事業を拡大し、事業構造を変革。現在では、マザー工場である四日市工場において、半導体製造の回路形成や高密度実装に欠かせない高性能材料をラインナップし、世界の最先端半導体メーカーのニーズに応えている。

(2) 化学品メーカーB社（界面活性剤→封止材、電子材料等）

1918年設立。繊維産業の発展に伴い、石鹼、繊維油剤を開発し、繊維油剤メーカーとしての地位を確立。1930～1950年代には界面活性剤の原型を開発。その後も石油化学工業の川下に位置するウレタン工業分野やポリエーテル事業に着手してきた。

2000年代には、電子材料を成長基盤となる柱とし、界面活性剤の老舗から工業用薬剤トップへと転換を図った。平成27年12月から稼働している霞工場をマザー工場と位置付けている。現在の売上高では、電子デバイス材料事業・機能材料事業は、界面活性剤事業と並んでいる。

(3) 金属加工業C社（下請け→飛行機、ロケット、自社ブランド製品）

1969年設立。工作機械メーカーほぼ1社の下請けとして工作機械部品の製造を行ってきたが、リーマンショック後にメーカーが部品を内製化したこと等により売り上げが激減した。

これを機に、金属の切削加工技術を活かした自社商品の開発に着手。デザイナーとのコラボレーションにより、チタン製の印鑑や無水調理が可能な土鍋など、優れた機能と洗練されたデザインの商品を開発し、自社ブランドを設立。また、近年ではその切削技術から、ロケットエンジンの部品等の製作も行っている。

3. 製造業の企業変革力を強化するデジタルトランスフォーメーション（※①）等の推進

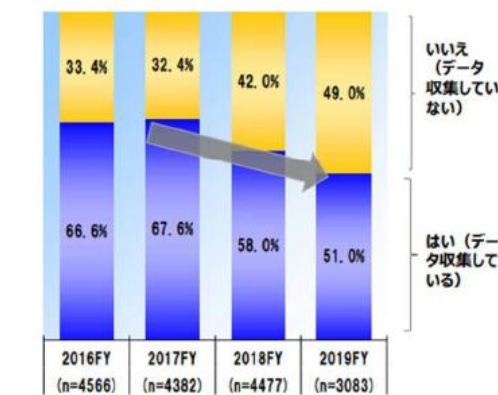
国においては、第4次産業革命がもたらすSociety5.0の実現を目指している中、本市においてもAI、IoT等の新技術を活用し生産性の向上を図るとともに、デジタルトランスフォーメーションを推進し、企業変革力を強化していく必要がある。

(1) 製造業のデジタル化への課題

デジタル化は企業変革力の強化に有効である一方、製造業のデジタル化やデータ活用は、製造工程についてもマーケティングとの連携についても十分に進んでいないのが現状である。

製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業の割合
(国内製造業)

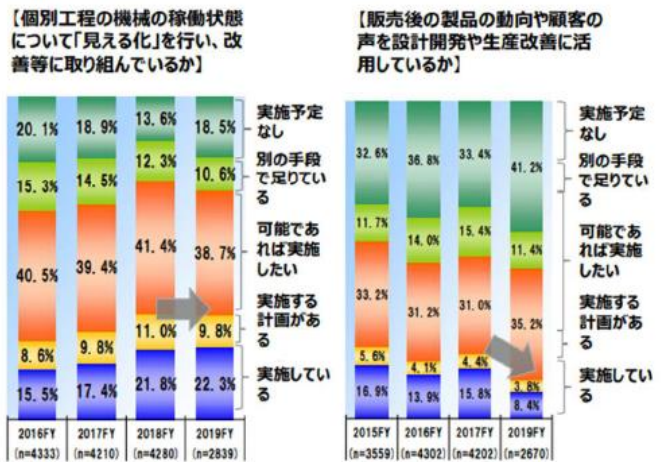
製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業は減少



(資料)三菱UFリサーチ&コンサルティング(株)「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」(2019年12月)

データ利活用に取り組んでいる企業の割合
(国内製造業)

データを実際に役立てている企業の割合も伸びていない



2020年版ものづくり白書「概要」から抜粋

また、令和元年度四日市市雇用実態調査結果によると、IoT、AI、ビッグデータ等について、市内の事業所においては、関心はあるものの導入は進んでいない状況である。

図7-1 システムやサービスの導入状況 (IoT, AI, ビックデータ等)

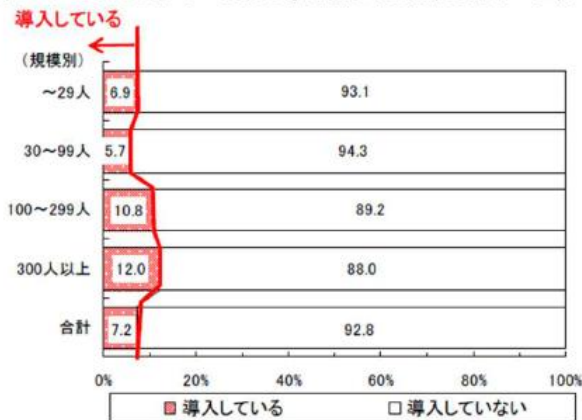
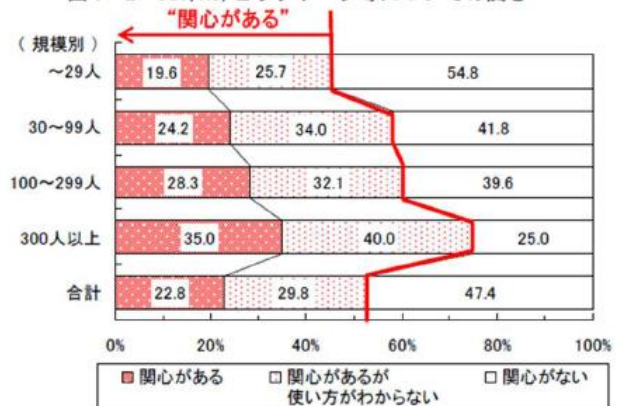


図7-2 IoT, AI, ビックデータ等についての関心



※①デジタルトランスフォーメーションとは、IT技術によって、人々のあらゆる面でより良い方向に変化させ、その産業のビジネスモデル自体を変革すること。

(2) 本市の取組

①AI、IoT等の新技術の導入、人材の育成

●コンビナート先進化の促進

石油化学産業が国際競争の激化や、CO2排出量削減等の地球環境問題、また国内の他企業、事業所間での競争に直面している中、その操業環境等について、本市での事業活動の優位性確保のため、四日市コンビナート先進化検討会を立ち上げ、企業の枠を超えて地域の知恵や革新的な技術の結集に向けた取組を進めている。

コンビナート企業においては、危険物を取り扱うことから、電子機器等の活用に制約のあるコンビナート内において、ドローン、非防爆の携帯型電子機器（市販タブレット、バイタルセンサー）が活用できるよう、市消防本部が、それぞれの使用に関するガイドラインを全国で初めて策定した。

ドローンについては、昨年引き続き市消防がドローンを実証的に飛行し、各社がその活用方法を検討するとともに、企業においても導入を進めている。また携帯型電子機器についても、各社がスマートグラス（※①）やバイタルセンサー（※②）の導入を進めており、導入事例を検討会内で情報共有し、さらにHPにおいて広く周知していく。

※①メガネ型のウェアラブル端末（身体に装着して利用する端末）のことをいう。実際に目で見て
いる光景に情報を重ねて表示するディスプレイを通じて、動画視聴や遠隔地との情報の送受信
といったさまざまな機能を使用することができる。

※②脈拍レベルや呼吸レベル・体動(動き)などのバイタルデータを測定し、可視化する機器。

●デジタルトランスフォーメーションに向けた支援

【デジタル技術導入・向上への支援】

雇用実態調査の結果にあるように、生産性向上や低コスト化、省力化、製品の高付加価値化等に繋げるためのIoT等を用いた設備投資に意欲はあるものの、ITを活用できる人材が不足している事業者や、自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、生産性向上等に資する要素として具体的なIoT等の導入に取り組む事業者に対して、その経費の一部を支援し、事業競争力の強化を図るため、中小企業IoT等活用促進事業補助金交付事業を平成30年度から実施している。

今般、中小企業IoT等活用促進事業補助金の対象範囲を拡充し、在宅勤務等を可能とするテレワークや非対面型ビジネスモデルの導入も加えることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続、非対面型ビジネスモデルへの対応等デジタルトランスフォーメーションに向けた、企業のビジネス環境の強化のさらなる支援を行っているところである。

【デジタル技術を扱う人材の育成】

市内企業におけるAI、IoT等の新技術の活用を促進するとともに、市内企業における人材不足の解消、テレワークなど多様な働き方の推進やデジタルトランスフォーメーションの実行を支える人材の育成に繋げるため、令和2年5月22日に株式会社FIXER（市の誘致により令和元年6月市内に移転）と「高度IT人材育成にかかる連携協定※①」を締結した。今年度は、高度IT人材育成のパイロット講座を開催していく。

また、石油化学コンビナートが世界的に厳しい競争にさらされる中で、四日市臨海部工業地帯を引き続き競争力を有する石油化学産業の集積地としていくために、今後プラントの運転・保安等で必要とされるIoT・AI、ビッグデータ等を活用できる人材を育成することを目的として、平成30年度からプラント運転・保安デジタル技術人材育成講座※②を三重県と共催で開催しているところである。



(※①)



(※②)

【デジタル技術を扱う企業の誘致】

製造業の集積する本市では、製造業のデジタル化を支援できる企業も誘致していきたいと考えており、ハードウェア、ソフトウェアのIT企業、産学官拠点などの立地を活かし、IT企業等の集積を目指す。今年度からIT企業等進出支援事業補助金交付事業を実施しており、本支援制度を活用してデジタル技術を扱う企業の誘致に取り組むとともに、デジタルトランスフォーメーションの推進に資する取組を引き続き検討していく。

【5Gの活用】

5Gの活用により進展が期待される製造業のIoT等導入について、今年度から、企業立地奨励金交付事業の補助対象にAI・IoT等を導入するスマート化事業を追加することで、企業の効率化支援を進めている。

並行して5Gに関する情報収集や調査も行っており、5Gの特徴、活用方法等に関する聞き取りを行うとともに、四日市商工会議所や三重大学、三重県産業支援センターなどの関係者間での勉強会において、情報の共有を図った。

また、地域の企業や自治体等の様々な主体が独自に基地局を設置して5Gシステムを構築・利用できる「ローカル5G」の導入について、市内の放送事業者、IT企業等とともに、本市での実証の可能性を検討したところ、5Gについてはインフラ整備が重要である一方で、現時点では、5Gを活用する事業者や具体的な取組が見当たらず、引き続き調査していくこととした。

さらに市内製造業へのヒアリングでは、新たな工場、製造設備導入に際しての通信環境として、ローカル5GでなくWi-Fiや有線LANの方がコスト面でまだまだ有利であるが、コストが下がれば今後5Gの導入の可能性もあるとの声であった。

本市としては、継続的に情報収集を行い、企業とも情報共有した上で、市内企業に適した支援を検討していく。

②企業・事業誘致、投資の促進

●サプライチェーンの再構築に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国においては、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、その円滑な供給を確保するため、令和2年度第1次補正予算で「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を創設し、国内で生産拠点等の整備を行う企業に対して支援を行うこととしている。

【企業立地奨励制度の改正】

本市においても、国内回帰にかかる投資に対しては、企業立地奨励金制度を活用して、市内への企業誘致・市内企業の設備投資を促進するとともに、今年度から新たに物流倉庫の集約化事業を重点分野にかかる事業に位置付け、国内の物流機能強化の流れを本市内において取り込むことができるよう図っている。

【工場立地法市準則条例の制定】

また、工場立地法について、今年度より企業がより投資しやすいよう、工場の利便を増進するための区域である工業地域・工業専用地域に限定して、一定規模の工場に設置すべき緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上に規定したところであり、これにより新たな企業誘致や、既に立地している企業の再投資を図っていく。

●新エネルギー・新技術の利活用に向けた取組

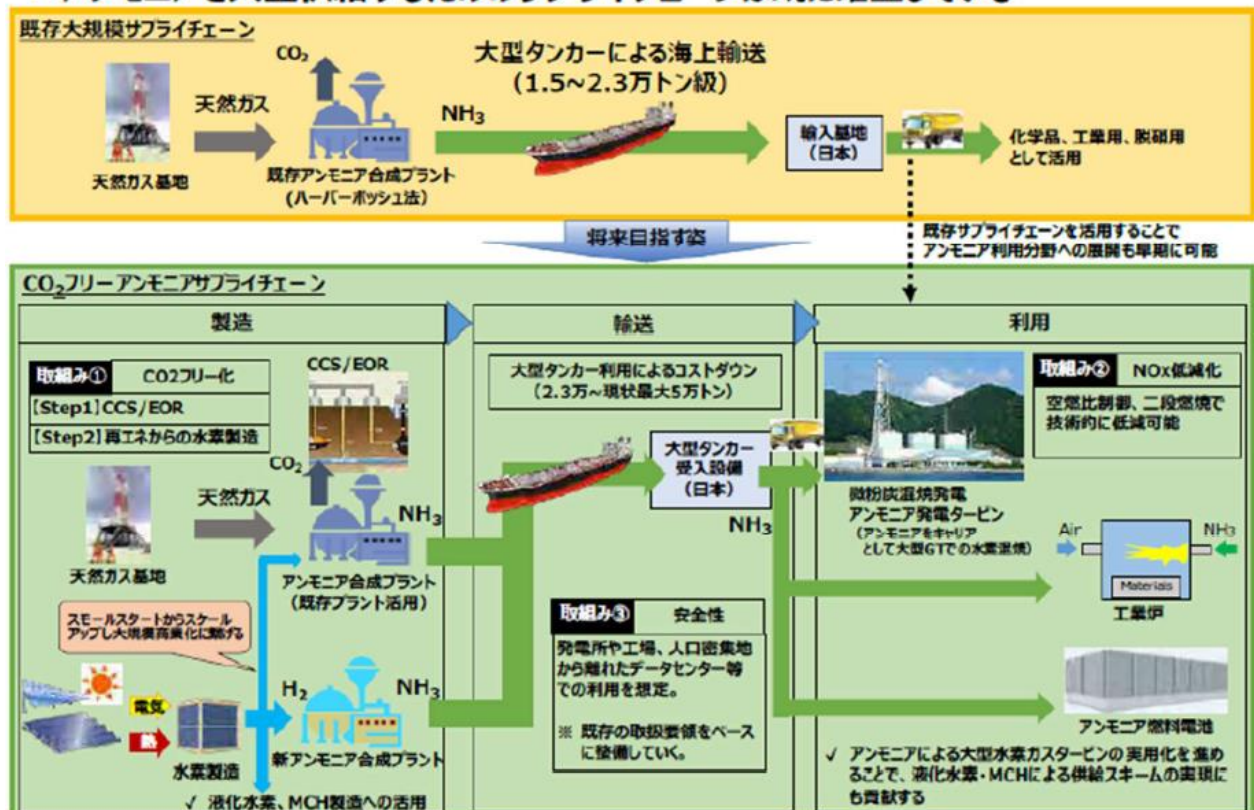
【水素等新エネルギーの活用】

世界的に地球環境問題に対する意識が高まり、企業に対しても、再生可能エネルギーの利用やCO2排出量削減が求められることとなる。地球環境負荷の軽減を目指し、水素等新エネルギーの利活用に向けた事業について、今年度から企業立地奨励金の重点分野に追加したところである。

また、水素のキャリアとして有力な候補の一つとしてアンモニアが挙げられており、一般社団法人グリーンアンモニアコンソーシアムが、燃料及び原材料として利用を中心としたバリューチェーンの構築に向けた取組を進めている。本市もこのコンソーシアムに参画し、収集した情報をコンビナート先進化検討会へ提供している。

さらに、トヨタ自動車を中心となって令和2年3月6日に立ち上げた「中部圏水素利用協議会」では、石油・ガス・電力などのエネルギー、石油化学、自動車、金融など様々な業界の企業が参画し、中部圏における水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーンの構築を目指している。市内に事業所等を有する企業も参画していることから、本市としても本協議会と連携し、水素の大規模利用の可能性を検討していく。

■アンモニアを大量供給するためのサプライチェーンは既に確立している



2018年5月25日 内閣府・記者向け勉強会資料「SIP(エネルギーキャリア)の取組み」から抜粋

6. 主な質疑・応答、意見

Q. 技術革新で省力化が図られた場合、雇用への影響も懸念されるが、考え方を確認したい。

A. コンビナート企業における技術革新は、安全性の向上が目的であるため、雇用への影響は少ないと考える。事務作業については、AI やロボットに置き換わることが予想されるが、同時に I Tスキルの需要は高まっていくと考えられるため、F I X E Rとの協定において、市民に高度な I Tスキルの取得を促す事業を検討しているところである。

Q. 本市の産業を維持、発展させていく上では、AIやロボットへの代替が難しい伝統技能や熟練技術を有する人材の育成に、より一層取り組むべきと考えるがどうか。

A. 地場産業である萬古焼に関しては、萬古陶磁器工業協同組合が実施する「やきものたまご創生塾」を支援しており、入塾生の多くが萬古焼業界に就職している状況である。他の業態に関しては、中小企業の従業員が公的資格を取得する際の費用の一部を補助する人材スキルアップ事業を通じて支援しているところである。

(意見) 伝統技能や熟練技術は「ニューノーマル」に対応する新たな産業を生み出す土壌にもなるため、伝統技能や熟練技術の維持や活用を目的とした支援を強化すべきである。

Q. 市におけるテレワーク導入の状況を確認したい。

A. 総務部が中心となって検討しているが、現在は個人情報保護やセキュリティの観点からほとんど行われていない状況にある。

Q. 民間企業におけるテレワークの導入も予想されるほど進まないと考えるがどうか。

A. テレワークの導入は、主に大企業の事務職種で進む一方で、製造業種や中小企業ではあまり進んでいない状況であると認識している。

(意見) テレワークが推奨される時代となっているが、産業都市である本市としては、職人の技を維持し、活かしていくための支援にも力を入れてほしい。

Q. 総合計画は、アフターコロナやウィズコロナに応じて見直すべきと考えるがどうか。

A. 総合計画は第4次産業革命の到来とともにS o c i e t y 5.0 の実現を目指す内容であり、コロナ禍を受けて、より一層取り組む必要はあるが、大きな方向性は変わらないと認識している。

(意見) 人やモノの往来に関しては、オンライン上のやり取りを含んだ概念に捉え直すべきと考える。現実には集まっていなくても、あらゆる方法によって人や知恵を集約し、町の活性化を図っていく必要がある。

Q. ビッグデータの利活用については、実際の企業活動に起用できるかが課題となるが、行政としてどのように推進していくのか。

A. 基礎データの集約と AI によるデータ分析が課題となるため、それらを専門的に取り扱う人材の育成支援や、最新情報の収集、共有などによって推進していきたい。

(意見) 行政データを民間企業と共有することも新たな魅力の一つになる可能性がある。オ

ンライン化やリモート化が進むほど、地の利はなくなり、知の集積に関するノウハウや積極性などが産業都市における重要な要素になっていくと考えるため、情報の感度を高めて取り組んでほしい。

Q. 地場産業を担う中小零細企業はコロナ禍を受けて特に疲弊しているが、宣伝する機会やノウハウはない状況にある。このような企業の活性化を支援する施策はあるのか。

A. 企業OB人材センターが企業訪問を通して支援を行っている。オンライン上で取引や商品PRを行う企業がある一方で、紙やファックスでの取引が中心の企業もあるため、それぞれのステージに応じて支援する必要があると考えている。

(意見) コロナ禍を受けて廃業を考える事業者もあると聞いているため、迅速丁寧な支援に取り組んでほしい。

(意見) 本市は石油化学コンビナート産業を基礎に発展してきたが、アジアへシフトしつつあるため、既存企業と情報共有を図りながら、次世代産業の掘り起こしに取り組んでほしい。

Q. 快適環境都市を謳う本市にとって、SDGsの視点は特に重要であり、企業にも理念や取り組みを広げていくべきと考えるが、商工農水部としてどのように考えているのか。

A. 産業振興部門としては、企業にSDGsの理念が必須となることの周知を図った上で、関連情報を共有、提供していく必要があると認識している。

(意見) 自治体が企業と連携を図る上でもSDGsの観点は重要になると考えるため、市を挙げてSDGsの推進に取り組む必要がある。

7. まとめ

今回の調査では、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化に対応するためには企業変革力が必要となることを確認し、本市は企業変革力の強化に向けて、デジタルトランスフォーメーション(DX)の支援に取り組んでいることなどを確認しました。第4次産業革命の到来とともにSociety 5.0の実現を目指すことを示した総合計画の内容は、コロナ禍を受けて、スピード感を持ってより一層推進していく必要があります。

Society 5.0の実現を見据えたデジタル化の推進は、さらに強化すべき方向性であり、私たちのあらゆる価値観や生活様式が変化する状況の中、特にオンライン化の進展などによって、人やモノが往来することの位置づけは大きく様変わりしました。そして、コロナ禍の収束後においても、従前とは違う新たな方向性を辿っていくことが予想され、柔軟な対応が求められます。

〔総括〕

当委員会では、約2年間をかけて産業の創出・活性化についての調査を行ってきました。令和元年12月には「新産業の創出と既存産業の活性化」を基本的政策とする新たな総合計画が策定されましたが、時を同じくして、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まり、私たちの日常は一変することとなりました。

デジタル化の推進は今後の産業の創出・活性化の柱であり、非対面、非接触が求められる新しい生活様式においても重要となることから、取り組みを加速させていく必要があります。その一方で、コロナ禍による需要の減少から、事業活動の継続が困難となる事業者が多数存在しているため、困窮する事業者への支援も行っていく必要があります。

コロナ禍は私たちの日常生活や経済活動に深刻な影響を与えた一方で、これまで普及が進まなかったデジタル化を一気に推進させ、新たなビジネスの創出や業務効率化に寄与した側面もありました。このような状況の変化を的確にとらえた施策をいち早く実施し、事業者の変革力の強化につながることを期待できます。公害を乗り越えた歴史を持つ本市が、新型コロナウイルス感染症による被害を最小限に留め、新たな時代に対応した産業の創出・活性化の取り組みを進めることを強く求め、調査報告とさせていただきます。

〔委員会の構成〕

(令和元年度)

委員長	三木隆
副委員長	太田紀子
委員	小川政人
委員	笹井絹予
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	樋口龍馬

(令和2年度)

委員長	三木隆
副委員長	笹井絹予
委員	太田紀子
委員	小川政人
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	樋口龍馬
委員	諸岡覚

○地方卸売市場について

[調査テーマについて]

本市が鈴鹿市、桑名市と共同設置する北勢地方卸売市場は、施設の老朽化が進行しており、早期に大規模な修繕が必要な状態となっています。しかし、北勢地方卸売市場の取扱高は減少傾向にあり、開設当時の市場機能との乖離が生じていることから、大規模修繕以外の施設整備についても検討する必要があります。北勢地方卸売市場の大規模な改修、修繕については、設置者である市場関係3市が協議して決定する取り決めとなっていますが、本市から提案することで協議を推進していくため、当委員会として、地方卸売市場の課題や先進事例について調査研究を行う所管事務調査を実施することとしました。

[実施経過]

(1) 令和元年8月8日

- ・北勢地方卸売市場について

1. はじめに

北勢地方卸売市場は市場関係3市が共同設置し、平成22年4月からは民間の市場会社が運営を行う公設民営を採用しています。北勢地方卸売市場の施設整備を検討する場合には、現在の体制や運営の状況を十分に踏まえる必要があるため、これらの調査を実施することとしました。

2. 概要

(1) 設立

昭和47年11月	三重県卸売市場整備計画にて北勢地域の集配拠点整備が位置づけられる
昭和50年3月	北勢3市(四日市市、桑名市、鈴鹿市)の各議会において、北勢公設地方卸売市場組合の組合規約を議決
昭和50年5月	北勢公設地方卸売市場組合設立認可
昭和54年3月	北勢公設地方卸売市場開設許可、市場開場式
昭和54年4月	市場業務開始

【設置目的】

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって住民等の生活の安定に資する。

(2) 民営化の経緯

平成17年3月	総務省地方公営企業アドバイザー派遣事業制度報告書「北勢公設地方卸売市場の課題と打開方向について」による公設公営制の見直しの提言
平成17年10月	北勢公設地方卸売市場運営協議会設置
平成18年3月	市場運営協議会より「北勢公設地方卸売市場の運営形態に関する報告書」を市場組合管理者に提出

「卸売市場を取り巻く環境変化、取引規制の緩和などにより行政の役割も減少したことから公設公営制を見直す。流通環境の変動に即応できる効率性、判断の柔軟性や迅速性、市場運営の専門性が発揮できる市場運営会社による民営へ移行する。」

平成18年3月	業界と市場組合との間で民営化推進のための「覚書」を締結
平成18年4月	市場組合議会における「民営化推進に関する議決」
平成18年12月	旧精算会社を母体とし、市場運営部門を加えた「北勢公設卸売市場株式会社」設立
平成19年2月	市場の施設指定管理者（北勢公設卸売市場(株)）決議
平成19年4月	指定管理者による市場管理運営業務開始
平成21年8月	北勢公設地方卸売市場施設管理運営評価委員会最終意見書にて、指定管理者である北勢公設卸売市場(株)に事業を譲渡することを「了」と評価
平成21年9月	市場組合・3市・北勢公設卸売市場(株)の間で「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」を締結
平成21年11月	市場組合議会において、事業の譲渡し等民営化・市場組合解散に関する議案の議決
平成21年12月	三重県が、北勢公設地方卸売市場組合から北勢公設卸売市場(株)への事業の譲渡を認可
平成22年4月	市場民営化実施

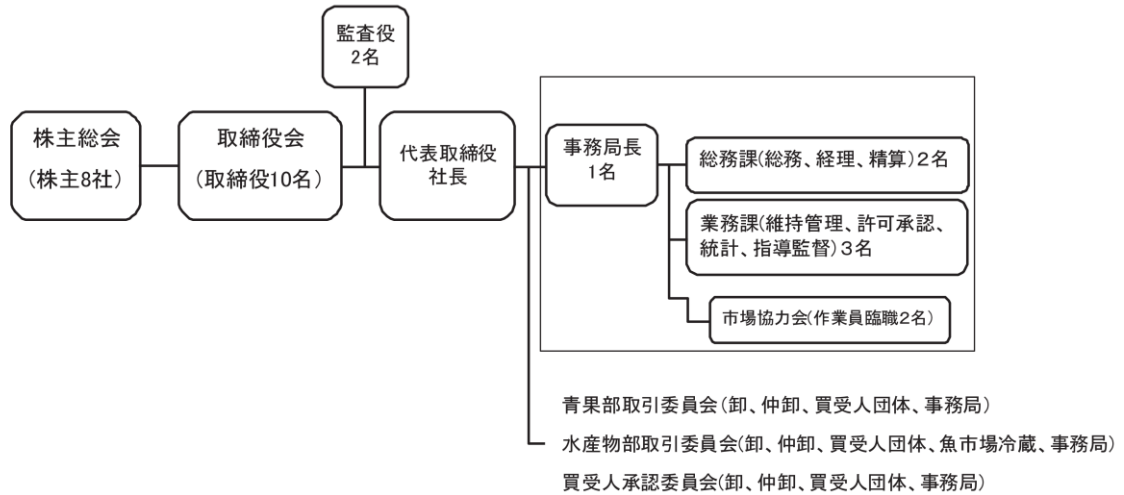
(令和2年3月31日 民営化から10年が経過し、財産の無償貸し付けの当初契約期間が満了する。)

(3) 概要

開設者：北勢公設卸売市場株式会社
 所在地：四日市市河原田町字伊倉712
 開場年月日：昭和54年4月17日
 敷地面積：116,269m²
 建設費：7,144,957千円（用地費＋施設費）
 供給対象地域：北勢地域4市5町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町）
 供給対象人口：約800,000人
 卸売会社：青果1社、水産1社
 仲卸会社：青果9社、水産11社

3. 運営体制

(1) 組織機構

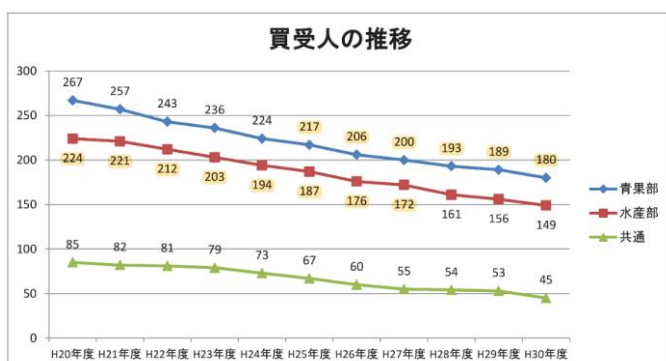
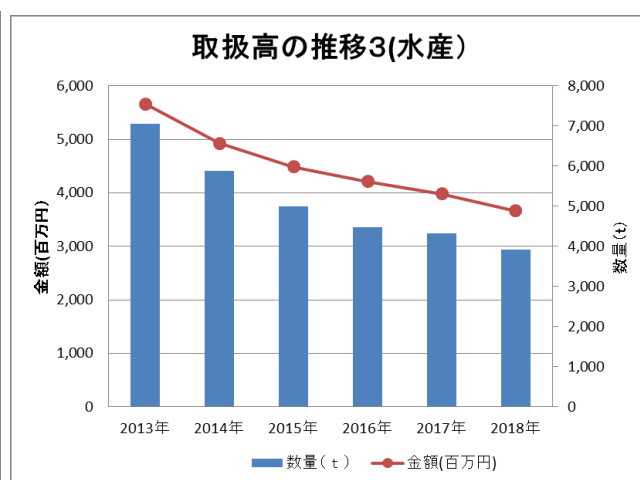
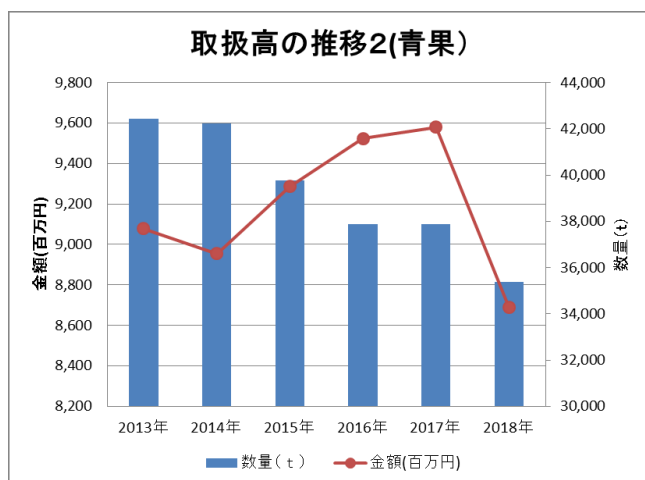
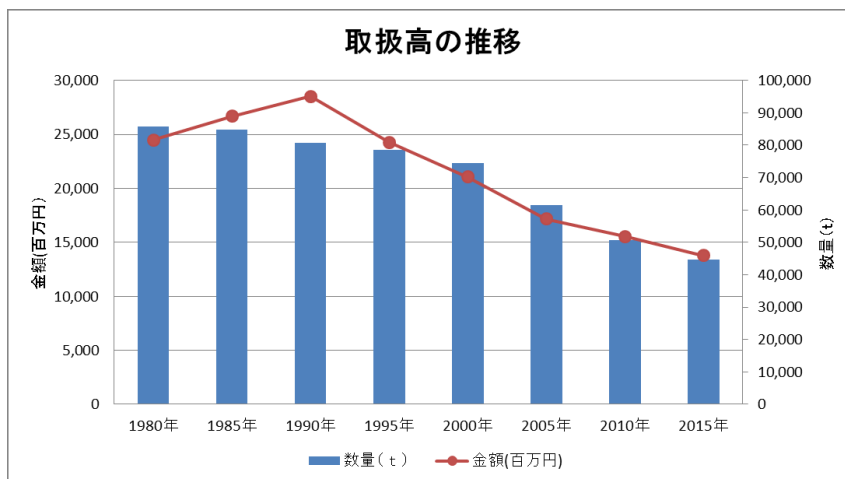


(2) 株主構成・株主総会

株 主	取 締 役
四日市合同青果(株)	左記の代表取締役他 1 名
四日市魚市場(株)	左記の代表取締役
青果物仲卸協同組合	左記の理事長
水産物仲卸協同組合	左記の理事長
(株)北勢青果商連合	左記の代表取締役他 1 名
北勢魚商業協同組合	左記の副理事長 2 名
(株)桑名青果連合	左記の代表取締役
北勢水産加工協同組合	

4. 運営状況

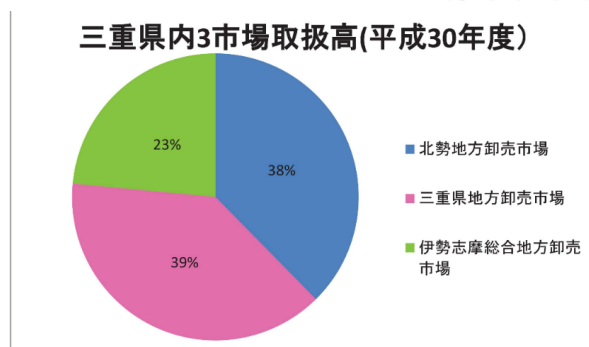
市場は当地域にとって、食の安全・安心の確保、安定供給といった役割を担っている。年間総取扱量は年々減少傾向であり、取扱金額も総売上高がわずかながら減少しているものの、青果の取扱比率は、数量、金額ともに上昇傾向にある。現在、三重県内には「北勢地方卸売市場」のほか、「三重県地方卸売市場」、「伊勢志摩総合地方卸売市場」の3つの比較的規模の大きな卸売市場があり、北勢地方卸売市場と三重県地方卸売市場の2市場の取扱高が拮抗している。



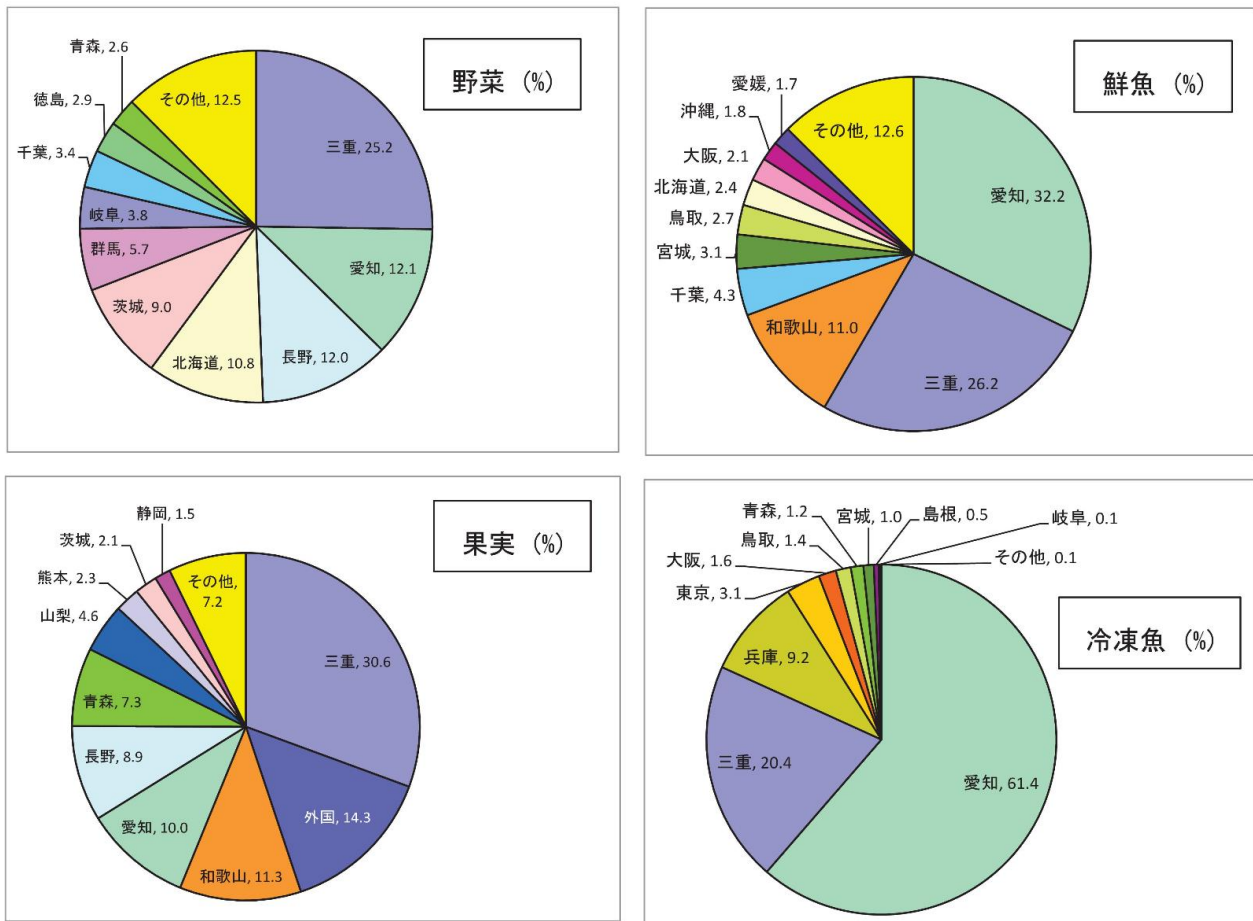
平成30年度三重県内三市場取扱高比較(平成30年4月～平成31年3月)

卸売市場名	青果		水産		合計	
	取扱金額 (千円)	前年比 (%)	取扱金額 (千円)	前年比 (%)	取扱金額 (千円)	前年比 (%)
北勢地方卸売市場	8,691,079 (9,579,500)	91	3,666,759 (3,978,573)	92	12,357,838 (13,558,073)	91
三重県地方卸売市場	8,502,982 (9,316,999)	91	4,259,903 (4,087,885)	104	12,762,885 (13,404,884)	95
伊勢志摩総合地方卸売市場	3,734,089 (3,924,796)	95	3,991,796 (4,295,605)	93	7,725,885 (8,220,401)	94
三市場合計	20,928,150 (22,821,295)	92	11,918,458 (12,362,063)	96	32,846,608 (35,183,358)	93

※取扱金額のうち () は前年度値



○北勢地方卸売市場における産地別取扱数量



5. 生鮮食品流通実態調査

地産地消や生産者支援、産地育成の基礎資料とするため、市内の生鮮食品の流通実態を調査した。

調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月

調査対象：北勢地方卸売市場（市場運営会社、卸売業者、仲卸業者）

三重北農協、四日市食肉市場、食品スーパー、定期市

調査方法：ヒアリングによる

結果：

（北勢地方卸売市場に対する意見・評価）

- ・農水産物の流通の面で公共的な役割を担っている。
- ・道路インフラ整備が進むに伴い、近接する市場との競争が激化する。
- ・社会構造の変化に対応していくため、卸・仲卸を含めて市場全体の連携が必要。
- ・産地育成をし、良質な品物を流すことが重要。
- ・消費者が求めている商品を集められる市場になること。産地育成支援も必要。

6. 北勢公設卸売市場(株)損益計算書の推移(単位：円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
売上高	11,765,284,975	10,946,903,257	10,729,096,178	10,600,854,231	10,277,123,999	9,363,491,303
売上原価	11,588,738,216	10,769,256,178	10,562,628,133	10,436,965,257	10,113,731,027	9,201,051,600
売上総利益	176,546,759	177,647,079	166,468,045	163,888,974	163,392,972	162,439,703
販売費一般管理費	161,920,093	181,301,772	163,843,219	169,738,627	169,321,494	168,933,964
営業利益	14,626,666	-3,654,693	2,624,826	-5,849,653	-5,928,522	-6,494,261
営業外収益	6,050,636	2,420,432	4,873,455	8,023,429	1,325,482	2,980,639
営業外費用	181,687	80,438	28,122	550	455,594	224
経常利益	20,495,615	-1,314,699	7,470,159	2,173,226	-5,058,634	-3,513,846
特別利益	-200,000	-190,000	0	0	0	0
税引前当期純利益	20,295,615	-1,504,699	7,470,159	2,173,226	-5,058,634	-3,513,846
法人税住民税事業税	7,166,094	185,000	976,296	704,942	185,000	185,000
当期純利益	13,129,521	-1,689,699	6,493,863	1,468,284	-5,243,634	-3,698,846

7. 施設の維持管理

市場開設からおよそ40年が経過することもあり、施設の老朽化対策が急務であることが市場会社から課題として挙げられている。

■過去3年間の施設修繕費

平成30年度 39,770千円 (青果棟屋上防水補修工事18,000千円 ほか27件)

平成29年度 37,141千円 (青果棟屋上防水改修工事22,500千円 ほか34件)

平成28年度 29,898千円 (青果冷蔵庫棟屋上防水改修及び

底部補修工事7,400千円 ほか35件)

平成27年度 19,650千円 (青果倉庫屋上防水塗装工事及び

樋補修工事6,900千円 ほか28件)

■今後必要となる主な改修工事(北勢地方卸売市場への支援に関する要望書より)

・建築工事 (屋上防水改修、屋上屋根ALC板スラブ補強、外壁改修等)

・電気設備工事 (電気受変電設備更新等)

・機械設備工事 (防災監視盤更新等)

主な改修・更新工事にかかる費用 1,277,706千円 (地方消費税8%で算出)

8. 施設改修に対する契約等

北勢公設卸売市場組合の民営化において、関係3市(四日市市、鈴鹿市、桑名市)と市場会社との間で財産の無償貸付に関する契約書が交わされており、土地及び建物等を10年間の無償貸付するものとされている。

令和2年で10年になるが、令和2年以降は申し出がない限り協定は1年ごとに延長される。

財産の無償貸付に関する契約書

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 貸付期間が満了する1年前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本契約は1年間同一条件で継続するものとし、その後も同様とする。

(甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市、丁：北勢公設卸売市場株式会社)

市場会社は借り受けた物件を地方卸売市場の開設者として運営管理し、維持管理費を含む運営事業費は徴収する使用料で賄うとされているが、施設の大規模な改修に関しては、「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」において、関係3市で協議するとされている。

北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書

(管理運営事業費等の負担)

第7条 卸売市場の民営化後の維持管理費を含む運営事業費については、徴収する使用料をもって戊がすべて負担することとする。

2 市場関係3市は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について更新、修繕、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて戊の負担とする。

(災害復旧及び大規模改修)

第8条 災害等により、貸付物件が著しくき損し、戊の能力では修復不能となったとき、また、市場関係3市が大規模な改修、修繕の必要性を認めたときは、その時点における戊の財政状況等を勘案し、復旧方法及び助成方法等について、誠意をもって別途協議する。

(戊：北勢公設卸売市場株式会社)

また、大規模な改修、修繕に要する経費は市場関係3市で負担するものとされている。

北勢公設地方卸売市場組合の解散に伴う事務承継に関する覚書

(改修等)

第3条 北勢公設卸売市場株式会社に貸し付けた帰属物件（以下「貸付物件」という。）が、災害等により著しくき損し、北勢公設卸売市場株式会社において修繕不能となったとき、貸付物件について大規模な改修又は修繕の必要があると認めたとき及び貸付物件について処分を行おうとするときは、その対応について市場関係3市が別途協議し決定するものとする。

(経費の分担)

第4条 政府債の償還に係る元金および利子(別表)、承継事務及び北勢卸売市場管理評価委員会に係る事務処理経費並びに前条の改修、修繕及び処分に要する経費については、次に定める割合で、市場関係3市が負担するものとする。

四日市市 100分の52

桑名市 100分の18

鈴鹿市 100分の30

(甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市)

9. 3市による協議

平成31年3月26日付で北勢公設卸売市場株式会社代表取締役社長他卸・仲卸業者7者より四日市市、桑名市、鈴鹿市の3市に対し支援に関する要望書が提出されたのを受け、3市が北勢公設卸売市場株式会社から事情を聴取する場を設けた。

ヒアリング実施日：令和元年7月12日(金)14時から16時

出席者：桑名市産業振興部農林水産課長、鈴鹿市産業振興部農林水産課長

四日市市商工農水部農水振興課長、北勢公設卸売市場株式会社代表取締役社長他

内容：市場会社より市場取引状況、平成30年度決算状況、卸売市場法改正への対応状況について説明があった。市場取引数量・金額とも前年度に比べ減少したが、中食・外食が増加していることから伸びる余地があること、今後の展望に向けて専門家のアドバイスを受けるなどして、市場としての方針を固めていくとの説明があった。


10. 卸売市場法の改正（平成30年6月22日公布、令和2年6月21日施行）

○法改正の背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

○主な改正点

改正前	改正後
中央卸売市場の開設 農林水産大臣による認可 開設者は地方公共団体	→ 農林水産大臣による認定 開設者は地方公共団体、法人
地方卸売市場の開設 都道府県知事の許可	→ 都道府県知事の認定
中央卸売市場の卸売業者・仲卸業者 農林水産大臣による許可・仲卸業者は開設者による許可	→ 手続き規定なし
地方卸売市場の卸売業者・仲卸業者 都道府県知事による許可・仲卸業者は開設者による許可	→ 手続き規定なし
売買取引ルール 禁止事項を明記	→ 遵守事項として業務規定に定めることができる


 市場の開設は、認可から認定へ
 中央卸売市場の開設者は、地方公共団体から法人へ
 取引ルールは開設者が市場関係者と協議して定める
★市場開設者の自主性が重んじられる

○中央卸売市場と地方卸売市場の相違点

	中央卸売市場	地方卸売市場		中央卸売市場	地方卸売市場
開設者が行うこと	①差別的取り扱いの禁止 ②卸売の数量、価格、予定数量の公表 ③指導・助言、報告・監査、是正の求め等 ④売買取引の方法の設定 ⑤決済の方法		施設規模	施設(卸売場、仲卸売場、倉庫・冷蔵庫)の規模が一定以上 青果、水産 各 10,000 m ² 食肉、花き、その他各 1,500 m ²	規模の条件は無し (北勢地方卸売市場は 青果 13,497 m ² 、 水産 9,037 m ²)
取引参加者の遵守事項(共通)	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法 ④売買取引条件の公表 ⑤受託拒否の禁止 ⑥決済の確保 ⑦卸売の数量、価格、予定数量、委託料等の状況等の公表	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法 ④売買取引条件の公表	開設者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格(取引方法ごとに高値・中値・安値) ・前日の主要な品目の卸売の数量・価格	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格
取引参加者の遵守事項(各市場毎)	第三者販売、直荷引き、商物分離、自己買付等について実態に応じて設定	第三者販売、直荷引き、商物分離、受託拒否の禁止、自己買付等について実態に応じて設定	卸売業者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量(主要な産地ごと) ・主要な品目の卸売の数量・価格(主要な産地ごと、取引方法・第三者販売・商物分離ごとに高値・中値・安値) ・前月の手数料の受領額等	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格 ・前月の手数料の受領額等

○国による支援

国は、認定を受けた食品流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内で補助できる。

○今後の予定

三重県では、三重県卸売市場条例の改正案を令和元年9月議会に上程の予定。
令和元年12月より地方卸売市場開設の認定手続きが開始される予定。
北勢地方卸売市場では、令和2年6月までに認定申請を行っていく。

★市場会社、3市で施設の整備も含めて市場のあり方を協議していく必要がある。

11. 主な質疑・応答、意見

Q. 北勢地方卸売市場が三重県に意向を伝える機会はあるのか。

A. 卸売市場法改正に伴う手続を行う際に伝える機会はある。

Q. 三重県は北勢地方卸売市場をどのように捉えているのか。

A. 三重県は北勢地方卸売市場を地域拠点市場として捉えているが、具体的な方向性までは考えていないようである。

Q. 北勢地域外の出荷流通を増やしていく考えはあるのか。

A. 新たな流通経路の開拓は、市場として生き残るために重要であるため、具体的な方策を研究したい。また、農業生産と連携した地域内循環の方策についても検討したい。

(意見) 新たな流通経路の開拓は市場会社が考えることであり、市は支援する立場にあるが、地元流通だけでは限界が生じる恐れがあるため、海外販路を含めた地域外流通の方策を検討すべきである。また、地域外流通に重点を置く場合には、中央卸売市場の方が有利と考えるため、この件についても調査研究を進めてほしい。

Q. 市は市場にどのような関与を考えているのか。

A. 運営元である市場会社が展開を図っていくべきと考えるが、本市としての意向も存在するため、市場会社と協議していきたい。

Q. 行政、有識者、市場関係者、生産者などからの意見を集約して市場機能を検討する必要があると考えるがどうか。

A. まずは市場会社が方向性を示す必要があると考えており、それを基にして市場機能を検討し協議していきたい。

Q. 鈴鹿市と桑名市の意向はどのように把握しているのか。

A. 両市とも市場機能の必要性は理解しており、市場会社の意向を踏まえた上で、3市で協議することを確認している。

Q. 現施設の耐用期間はどの程度を見込んでいるのか

A. 具体的な耐用期間は見込んでいないが、いずれかの時期に根本的な損壊が起こる可能性がある。

(意見) 現施設の老朽化は先送りできない問題であるため、早急に具体的な整備に向けた検討を行うべきである。負担を将来世代に先送りしないダウンサイジングを行いながら、市場の価値、競争力を高めていく方向性が望ましい。

Q. 民営化されている北勢地方卸売市場に対して市はどこまで関与できるのか。

A. 市が求める市場機能については、一定の支援ができると考える。

(意見) 市場会社が市の要望を受け入れる前提がなければ、事態の進展は難しいと考える。

(意見) 大手スーパーが多くのシェアを占める状況の中、それ以外の小売業者に商品を安定供給することは市場の責務である。

(意見) 市場関係者との協議する中で方向性を模索していくべきである。

Q. 市場会社は現在の売上状況をどのように分析しているのか。

A. 仲買人や取扱量は減少傾向にあるが、青果に関しては加工品関係の取扱いは増えており、今後増やしていく余地はあると考えているようである。

Q. 市場会社は戦略を立てるための現状分析は行っているのか。

A. 具体的な分析内容については確認していない。

(意見) 市場会社による分析が今後の方向性を検討する上での基礎となるため、市としても詳細を把握する必要がある。

12. まとめ

北勢地方卸売市場の施設の老朽化は深刻な状況となっており、早急に具体的な整備の検討行っていく必要がありますが、理事者からは、まず市場会社が整備の方向性を示すべきであり、それを基にして検討し協議していきたいとの答弁がありました。一方の市場会社は、現在の施設の大規模修繕を希望しており、平成31年3月には市場会社から市場関係3市に対し、大規模修繕への負担を求める要望書が提出されていますが、理事者からは、施設復旧のみを目的とした費用負担は行わない方針であり、新たな機能に関する提案があった場合には、前向きに検討していくとの答弁がありました。

現在の施設は昭和50年代開設当時の流通実態を反映した構造であり、現在のニーズに見合わない部分が散見されるため、施設復旧の費用負担には応じないことに一定の合理性は認められます。しかし、市場会社からの新たな提案を待つだけでは、いずれかの時期に致命的な損壊が発生し、最悪の場合、市場自体が機能停止に陥ってしまう恐れがあります。そのため、本市が市場機能の存続を希望する場合には、本市から具体的な整備の方向性について積極的に提案していくべきであると考えます。

〔総括〕

北勢地方卸売市場の開設から約40年が経過し、施設の老朽化対策が必要となる中で、当委員会では、地方卸売市場の課題や先進事例についての調査研究を行ってきました。また、令和2年1月には富山市公設地方卸売市場再整備事業を視察し、市場のコンパクト化や余剰地の活用方法について、事業者と対話しながら具体化していく取り組みを確認しました。

市場再整備のあり方検討については、運営者である市場会社が主体となって方向性を具体化させていく方針としています。当委員会としても、市場会社から先を見据えた方向性が提案され、市場関係3市が支援していくことを期待しますが、市場会社から方向性が十分に示されなかったり、関係者間で方向性に違いが生じたりする可能性もあります。そのため、既存の経営体制を含めた抜本的な見直しなどについても、検討する必要があると考えます。

北勢地方卸売市場は三重県内における拠点3市場の一つであり、北勢地域において、食の安全・安心の確保、食料品の安定供給といった、農水産物の流通の面で公共的な役割を担ってきました。市場関係3市と市場会社が一丸となって、将来の流通構造やニーズを見据えた次世代の北勢地方卸売市場の再整備に向けて取り組まれることを強く求め、調査報告とさせていただきます。

〔委員会の構成〕

(令和元年度)

委員長	三木隆
副委員長	太田紀子
委員	小川政人
委員	笹井絹予
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	樋口龍馬

(令和2年度)

委員長	三木隆
副委員長	笹井絹予
委員	太田紀子
委員	小川政人
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	樋口龍馬
委員	諸岡覚

北勢地方卸売市場関係事業費

1. 目的

北勢地方卸売市場は三重県内における拠点3市場の一つであり、当地域にとって、食の安全・安心の確保、食料品の安定供給といった、農水産物の流通の面で公共的な役割を担っているが、開設から40年が経過し、施設の老朽化対策が必要となってきた。そのため、関係3市（桑名市・四日市市・鈴鹿市）で協議を行い、令和2年度は本市場の役割、機能強化などの方向性、将来の需要・供給予測を踏まえた本市場の方針について検討するための基礎調査を実施しており、令和3年度は、基礎調査結果を受け、市場関係者等との市場のあり方検討会の開催等、施設の再整備に向けた考え方を整理していく。

一方、北勢地方卸売市場の経年劣化による施設・設備の老朽化は著しく、その維持・修繕が市場の経営を圧迫している状態が続いている。そのため、関係3市で協議を行い、施設修繕にかかる経費の一部を3市で助成する。

2. 内容

- ・北勢地方卸売市場再整備のあり方検討業務委託 8,000千円
- ・【新規】北勢地方卸売市場修繕費助成 10,000千円

3. 予算額	18,000千円	(財源内訳)	その他特財	8,640千円
(前年度	8,800千円)		(北勢地方卸売市場関係事業費負担金)	
			一般財源	9,360千円

○北勢公設地方卸売市場組合の解散に伴う事務継承に関する覚書 第4条(経費の分担)

政府債の償還に係る元金および利子(別表)、承継事務及び北勢卸売市場管理評価委員会に係る事務処理経費並びに前条の改修、修繕及び処分要する経費については、次に定める割合で、市場関係3市が負担するものとする。

四日市市 100分の52、桑名市 100分の18、鈴鹿市 100分の30

北勢地方卸売市場再整備のあり方検討業務委託について

1. 目的

北勢地方卸売市場は三重県内における拠点 3 市場の一つであり、当地域にとって、食の安全・安心の確保、食料品の安定供給といった、農水産物の流通の面で公共的な役割を担っているが、開設から 40 年が経過し、施設の老朽化対策が必要となってきた。そのため、関係 3 市（桑名市・四日市市・鈴鹿市）で協議を行い、令和 2 年度は本市場の役割、機能強化などの方向性、将来の需要・供給予測を踏まえた本市場の方針について検討するための基礎調査を実施しており、令和 3 年度は、基礎調査結果を受け、市場関係者等との市場のあり方検討会の開催等、施設の再整備に向けた考え方を整理していく。

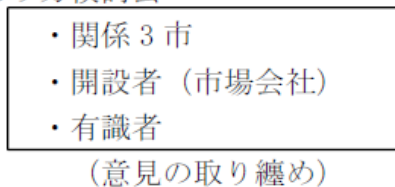
2. あり方検討の概要

○委託業務内容

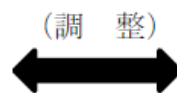
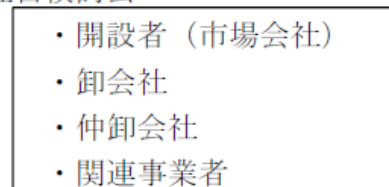
- ・関係 3 市、開設者（市場会社）、市場関係者との意見交換
- ・市場としての経営展望の確立に向けた検討
- ・施設整備の他事例の研究
- ・ビジネスモデルの実現に向けた具体策の検討

○検討体制

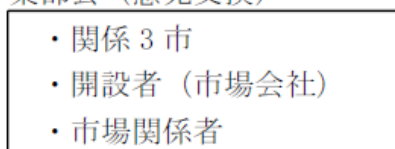
あり方検討会



経営検討会



作業部会（意見交換）



3. 予算額 8,000 千円
(前年度 8,800 千円)

(財源内訳) その他特財 3,840 千円
(北勢地方卸売市場関係事業費負担金)
一般財源 4,160 千円

<参考>令和2年度北勢地方卸売市場基礎調査業務の結果概要

調査実施者：(株)流通研究所

【主な調査項目】

1. 基礎調査・分析及び問題点の抽出(外部環境)

消費構造の変化：単身世帯の増加、加工品・外食の消費が増加

市場外取引の増加

農林水産業生産者の減少

県内3市場の状況：青果は北勢、三重県が拮抗、水産は3市場が拮抗

卸売市場法の改正

2. 市場機能の現状と関係事業者の経営状況把握(内部環境)

施設の利用状況：場所によるが50%程度のところが多い

関係事業者の経営状況：青果の44%、水産の55%が売り上げ減少

販売先：北勢地域内が約80%

県内他市場への転送：約10%

3. 経営展望(ビジネスモデル)の策定

取扱数量予測：10年後 青果74%、水産35%になる

適正規模推計：現在の約50%

川上へのヒアリング：物流センターや加工場、集荷拠点への期待

川下へのヒアリング：県内産商品の提案強化、コールドチェーンの確保

施設の再整備の手法の検討：民間資本活用のための可能性比較、事例研究

4. まとめ、今後の取り組み課題

今後の戦略をハード面、ソフト面に分け、その具体的な取り組みについて、市場関係者からの意見も踏まえて検討していく。

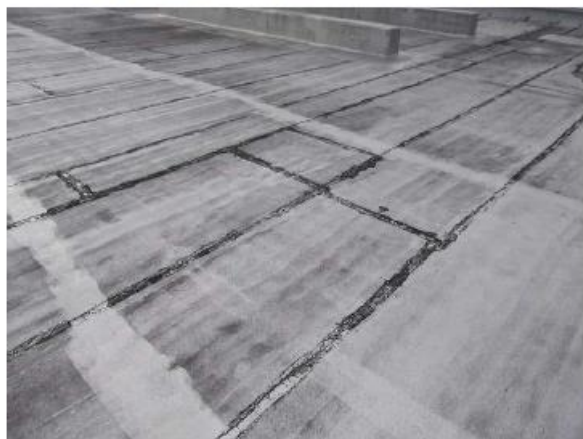
北勢地方卸売市場 屋上防水工事修繕計画一覧表

場所	内 容	屋根構造	数量	概算工事費	優先 順位
			m ²	千円(税込)	
青果棟	卸売場屋上防水工事	ALC造(軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ)	2,000	23,800	◎
	事業者事務所屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	2,500	29,700	◎
	仲卸店舗屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	3,100	36,900	
中央棟	管理事務所屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	600	7,200	○
	関連店舗屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	1,028	12,300	○
水産棟	卸売場屋上防水工事	ALC造(軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ)	4,000	47,600	△
	事業者事務所屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	2,100	25,000	△
	仲卸店舗屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	2,135	25,400	
北守衛所	屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	192	2,300	
旧水産倉庫棟	屋上防水工事	折板	473	5,700	
旧ﾊﾞｯｼﾞ加工棟	屋上防水工事	R C造+折板	418	5,000	
汚水処理場棟	屋上防水工事	R C造(ｺﾝｸﾘｰﾄ)	450	5,400	
		合 計		226,300	

1 青果棟卸売場 屋上防水現状写真



2 青果棟事業者事務所 屋上防水現状写真



○市立四日市病院 次期中期経営計画について

[調査テーマについて]

市立四日市病院は、平成29年度から令和2年度までを計画期間とする第三次中期経営計画を策定しており、高度・先進医療を提供し、高度急性期医療を担う医療機関としての確固たる地位を堅持していくための各戦略項目と目標指標を掲げ、その推進と達成に取り組んでいます。次期中期経営計画への更新時期が迫る中、当委員会として、現計画の取り組み状況や医療を取り巻く環境を調査研究し、次期中期経営計画の策定に向けた助言を行う所管事務調査を実施することとしました。

[実施経過]

(1) 令和元年8月9日

- ・第三次中期経営計画の進捗状況、医療事故等への対応について

(2) 令和2年12月15日

- ・市立四日市病院 次期中期経営計画について

第1回〔第三次中期経営計画の進捗状況、医療事故等への対応について〕令和元年8月9日

1. はじめに

次期中期経営計画については、現在進行中の第三次中期経営計画の取り組みの中で得られた反省を生かしながら策定する必要があります。また、医療安全の推進は現計画の重点項目ではありますが、医療事故等が発生した際の対応が重要になってくることから、第三次中期経営計画の進捗状況と医療事故等への対応について調査を実施することとしました。

2. 第三次中期経営計画の重点項目

重点項目	内容
①医療機関群Ⅱ群病院（現 DPC 特定病院群）の堅持	高い診療密度の維持、難易度の高い手術の実施、重症患者に対する診療を実施するなど高度医療、救急医療を充実し、医療機関群Ⅱ群病院機能の堅持を目指す。
②がん診療連携拠点病院の指定	地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供など質の高いがん医療を提供できるよう、がん診療連携拠点病院の指定を目指す。
③更なる医療安全の推進	医療安全を担当する部署の充実を図り、医療事故防止策や再発防止策等の検討を行い病院全体で医療安全を推進する。
④病棟や ICU 等へのコメディカル（薬剤師、理学療法士等）の配置	病棟、ICU等にコメディカルを配置することで、患者情報を把握し、その情報を医師、看護師などと共有し、よりの確で効率的な医療の推進と医療安全の向上を図る。
⑤医療従事者の安定確保とスキルアップ	必要な診療体制と人員及び人材の確保、看護体制の充実、学会や研修への積極的な派遣などにより医師をはじめとする医療専門職の技術向上を図る。
⑥患者満足度の向上	患者や家族が満足し、今後も当院を利用してもらえるよう、満足度の向上を図る。
⑦地域医療・介護の連携強化	地域包括ケア病棟や回復期リハビリ病棟を持つ病院やかかりつけ医、関係行政機関や在宅福祉サービス提供者などとの連携を図る。
⑧診療報酬改定への迅速な対応	診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会の動向についての情報の収集と院内への周知による共有を行い、診療報酬改定に迅速に対応できるよう努める。

①医療機関群Ⅱ群病院（現 DPC 特定病院群）の堅持

市立四日市病院は、平成 30 年 4 月から 2 年間、引き続き大学病院本院並みの診療機能を有する病院として DPC 特定病院群に指定された。

(1) 医療機関群病院の分類

分類	対象病院	三重県の状況
大学病院本院群	大学病院（82 病院）	三重大学附属病院（1 病院）
DPC 特定病院群	高診療密度を有する大学病院並の診療機能を有する病院（155 病院・うち市立病院は 16 病院・うち東海 3 県では、豊橋市民病院、小牧市民病院、岐阜市民病院、大垣市民病院、市立四日市病院の 5 病院）	市立四日市病院（1 病院）
DPC 標準病院群	上記以外の病院（1493 病院）	22 病院

(2) DPC 特定病院群の指定によるメリット

診療報酬上、DPC 特定病院群は DPC 標準病院群よりも基礎係数が高く設定されており、係数の差分の収入が増加する。

(3) DPC 特定病院群の指定要件と市立四日市病院の現状

要件	基準値 ①	当院の値②	基準値に対する当院の値の割合③/①
【実績要件 1】診療密度	2,413.38	2,439.22	1.0107
【実績要件 2】医師研修の実施	0.0180	0.0405	2.2500
【実績要件 3】医療技術の実施			
(3a):手術実施症例 1 件あたりの外保連手術指数 (*)(外科医師数及び手術時間補正後)	14.08	14.43	1.0249
(3b):DPC 算定病床当たりの同指数 (外科医師数及び手術時間補正後)	119.18	157.37	1.3204
(3c):手術実施症例件数	4,837	6,196	1.2810
(3A):症例割合	0.0095	0.0204	2.1474
(3B):DPC 算定病床当たりの症例件数	0.2020	0.4824	2.3881
(3C):対象症例件数	124	274	2.2097
【実績要件 4】補正複雑性指数 (DPC 補正後)	0.0954	0.2029	2.1268

*DPC 特定病院群（これまでのⅡ群）は以下の要件を満たした医療機関とする。

- ・実績要件 1～4 の全て（実績要件 3 は 6 つのうち 5 つ以上）を満たす。
- ・各要件の基準値は大学病院の最低値（外れ値は除く）とする。
- ・各病院の基準値は診療報酬改定に使用する実績（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月の診療内容、診断群分類）に基づき設定する。

*外保連手術指数は、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）が作成した外保連試案に記載された手術ごとに、平均的な人件費に手術時間数を加味した数値を合算、集計された値。

②がん診療連携拠点病院の指定

(1)がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供などを行う医療機関で、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、県の推薦をもとに国が指定するもの。市立四日市病院は、平成31年4月1日から4年間の指定を受けた。（平成31年4月1日時点の指定施設は、全国で392施設）

(2)県内のがん診療連携拠点病院

二次医療圏	病 院 名	備 考
中勢伊賀	三重大学医学部附属病院	都道府県がん診療連携拠点病院
北勢	市立四日市病院	地域がん診療連携拠点病院
	鈴鹿中央総合病院	
南勢志摩	松阪中央総合病院	
	伊勢赤十字病院	

(3)指定要件である各項目の実績

項 目	指定要件	実 績
①院内がん登録数（H29.1.1～12.31）	500件 以上	1,678件
②悪性腫瘍の手術件数（H29.1.1～12.31）	400件 以上	1,236件
③がんに係る薬物療法のべ患者数（H29.1.1～12.31）	1,000人以上	1,463人
④放射線治療のべ患者数（H29.1.1～12.31）	200人 以上	233人
⑤緩和ケアチームの新規介入患者数（H29.1.1～12.31）	50人 以上	115人

③更なる医療安全の推進

(1) 医療安全管理室の設置

医療事故・インシデントの分析および再発防止策の検討や提言、医療事故防止のための啓発・広報等、リスクマネジャー会議、感染症対策、その他医療安全に関することを所掌するため、平成30年4月から、院長直轄の組織として位置づけ、医療安全管理室を設置した。

(2) 医療安全管理室の職員体制

(平成31年4月現在)

区 分	人 数	備 考
医 師	1 人	兼務
看護師	2 人	専従
薬剤師	1 人	専従
診療放射線技師	2 人	兼務
事務職員	1 人	兼務
計	7 人	

④病棟やICU等へのコメディカル（薬剤師、理学療法士等）の配置

病棟、ICU等にコメディカルを配置することで、患者情報を把握し、その情報を医師、看護師などと共有し、よりの確で効率的な医療の推進と医療安全の向上を図る。

職種	病棟等における主な業務内容
薬 剤 師	各病棟、ICUにて毎日4時間以上、薬剤業務（副作用の有無の確認、持参薬の確認、病棟医薬品の在庫確認など）に従事している。
理学療法士	早期の回復を図るため、術後すぐに病棟での起き上がりや歩行といったリハビリを開始している。
作業療法士	病室の環境に合わせた作業療法を行うため、病棟でのリハビリを行っている。
言語聴覚士	早期の回復を図るため、術後すぐに病棟での嚥下機能や経口摂取のリハビリを開始している。
栄養管理士	栄養サポートチーム、褥瘡対策チームのメンバーとして定期的に病棟回診を行うとともに、医師や看護師等からの依頼に応じて、退院に向けた栄養指導を行っている。
歯科衛生士	摂食嚥下障害や術後感染の防止のため、口腔内の状態が悪い患者に対して、口腔ケアを実施している。
社会福祉士	スムーズな退院、転院を図るため、入院患者に対して退院支援（相談）を実施している。

⑤医療従事者の安定確保とスキルアップ

必要な診療体制と人員及び人材の確保、看護体制の充実、学会や研修への積極的な派遣などにより医師をはじめとする医療専門職の技術向上を図る。

(1)職員数計画と実績（4月1日時点）

区 分	28年度	29年度		30年度		31年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
職 員 数	779	797	797	829	827	850	854
うち医師	100	103	99	105	98	108	103
うち看護師	539	545	553	555	566	562	579
うち医療技術者	73	79	76	91	92	100	98

(2)医療従事者の積極的な学会等への派遣

	28年度	29年度	30年度
医師	708件	711件	723件
看護師	246件	220件	178件
医療技術者	147件	138件	163件

(3)看護師を対象とした教育プログラム（クリニカルラダー）の実施

クリニカルラダーとは、看護の質の向上と組織の理念達成を目的に、看護師個々の臨床看護実践能力や意欲に焦点を当て、その成長過程を支援していくシステム。

				ラダーⅣ	ラダーⅤ
	ラダーⅠ	ラダーⅡ	ラダーⅢ		
新人研修					
新人	2年目	3～4年目	5年目以上	主幹・副師長	管理職・師長、 スペシャリスト

経験を積みながら階段を一つ一つ登っていくラダー（はしご）のイメージ

プログラムの概要（主な研修）

①公務員倫理と地域貢献 公務員倫理研修、人権研修、防災研修

②看護の核となる実践能力

A. ニーズをとらえる力：看護診断研修、呼吸循環フィジカル研修

B. ケアする力：看護必要度研修、感染防止研修、認知症看護研修、I V（静脈注射）ナース育成研修、心電図研修

C. 協働する力：退院支援研修、医療と訪問看護の連携を考える交流会

D. 意思決定を支える力：倫理研修、患者や周囲の人々の意思決定プロセスの理解研修、患者の意思決定における権利擁護研修、患者の自己決定を支える他職種との協働・連携研修

③組織的役割遂行能力

PNSマインド（パートナーシップ・ナーシング・システム）研修、リーダーシップ研修、プリセプター研修、目標管理研修、新人教育担当者研修、管理者研修

④自己教育研究能力

学び続ける力、セルフコントロールする力（メンタルヘルス）、内省力

(4) 認定看護師等の状況（平成31年4月1日時点）

資格名	在籍人数	制度の概要	認定機関
認定看護管理者	3人	病院などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させられる能力を有すると認められた看護師。 5年以上の実践経験を持ち、協会が定める510時間以上の認定看護管理者教育を修めるか、大学院で看護管理に関する単位を取得して修士課程を修了した後に、認定審査に合格することで取得できる。	日本看護協会
専門看護師	1人	水準の高い看護を効率よく行うための技術と知識を深め、卓越した看護を実践できると認められた看護師。 5年以上の実践経験を持ち、看護系の大学院で修士課程を修了して必要な単位を取得した後に、認定審査に合格することで取得できる。専門看護分野は13分野。	日本看護協会
認定看護師	18人	高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた看護師。 5年以上の実践経験を持ち、協会が定める615時間以上の認定看護師教育を修め、認定審査に合格することで取得できる。認定看護分野は21分野。	
がん薬物療法認定薬剤師	1人	がん医療における薬物療法等についての十分な知識、技能、臨床経験を用いて、質の高い薬剤業務を実践する薬剤師。	日本病院薬剤師会
外来がん治療認定薬剤師	1人	外来がん治療を安全に施行するための知識・技能を習得し、地域がん医療において、患者とその家族をトータルサポートできる薬剤師。	日本臨床腫瘍学会
栄養サポートチーム専門療法士（薬剤師）	1人	多職種の医療スタッフが協力して、栄養管理を行い、治癒や合併症の予防を目指す栄養サポートチームの一員として、主として静脈栄養・経腸栄養を用いた臨床栄養学に関する優れた知識と技能を有している薬剤師。	日本静脈経腸栄養学会
認定実務実習指導薬剤師	2人	6年制薬学教育制度下の薬学生に対して、医療の現場における実務実習の際に指導に当たることができる薬剤師。	日本薬剤師研修センター

(5) 病院整備等に伴う医療従事者のスキルアップ

○高精度放射線治療棟の整備

診療放射線技師：日本放射線腫瘍学会、メーカー主催研修会に参加

○3テスラMRIの導入

診療放射線技師：MRI安全性講習会、MR医療安全セミナー、メーカー主催研修会に参加

○地域がん診療連携拠点病院の指定に関する資格取得

看護師：がん化学療法看護認定看護師

がん性疼痛看護認定看護師

乳がん看護認定看護師

薬剤師：がん薬物療法認定薬剤師

診療放射線技師：放射線治療品質管理士

放射線治療専門放射線技師

医学物理士

臨床検査技師：細胞検査士

認定病理検査技師

⑥患者満足度の向上

平成30年度に実施した患者満足度調査の結果については、次のとおりだった。

入院

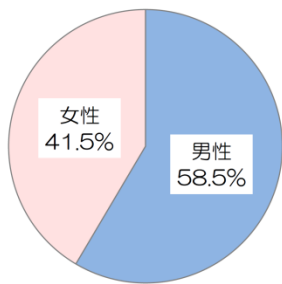
入院患者満足度調査の結果 -当院全体-

平成30年12月4日～平成31年1月18日実施、回答者数450人

*無回答、わからない・該当しないは除外して集計

■回答者の性別・年齢

有効回答者数： 436人



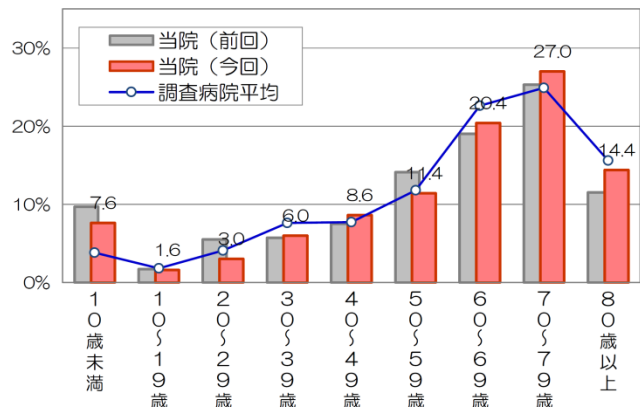
前回調査： 男性58.2%、女性41.8%
調査病院平均： 男性51.8%、女性48.2%

平均年齢： 58.6歳

前回調査との差： +2.7 歳

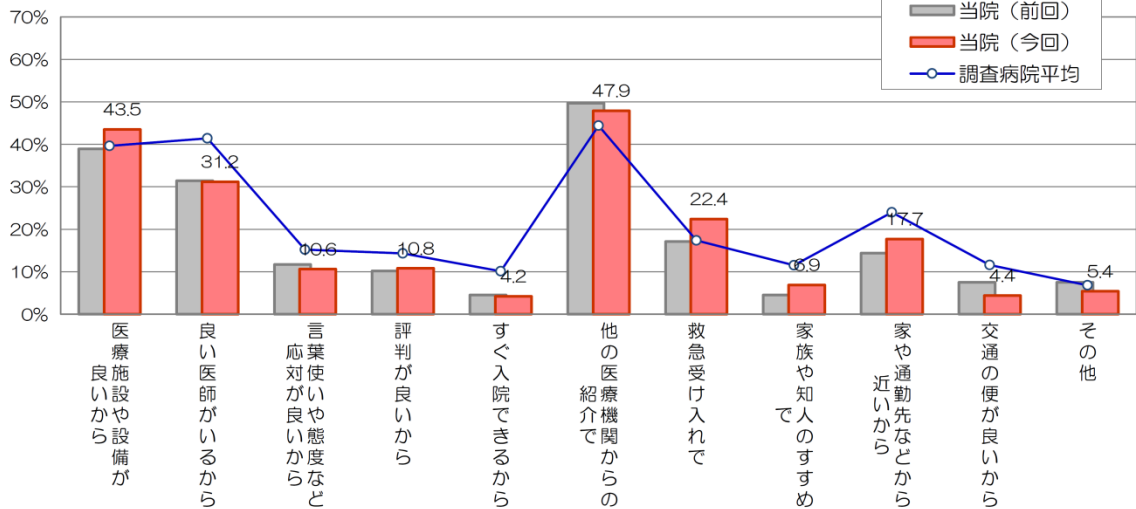
有効回答者数： 432人

調査病院平均との差： -1.8 歳



■当院の選択理由 (複数回答可)

有効回答者数： 407人

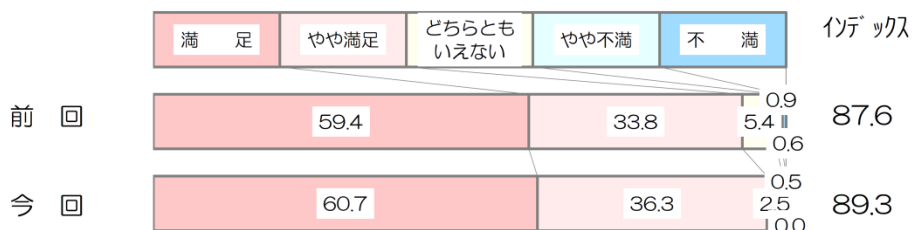


■総合的な満足度 (Q1設問)

有効回答者数： 433人

「当院について、総合的にはどう思われますか」

インデックスは、満足(100点)、やや満足(75点)、どちらともいえない(50点)、やや不満(25点)、不満(0点)の合計点



入院

概要版（入院 当院全体）

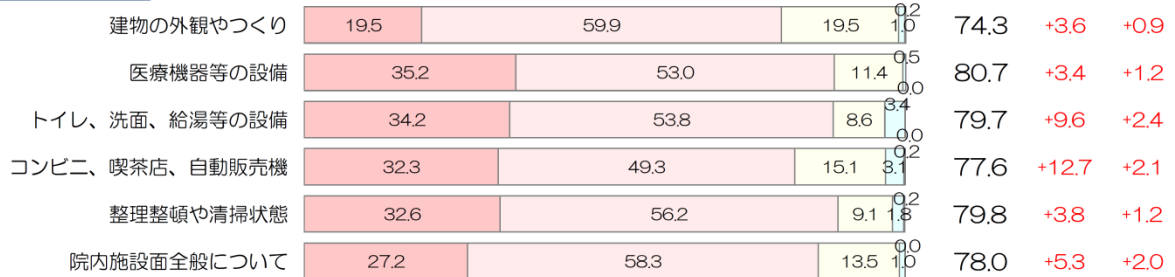
前回調査：平成29年12月5日～平成30年1月19日実施（回答者数：360人）
 調査病院平均：同内容の調査実施 81病院の平均値（平均病床数：417床）

***：調査病院平均値なし

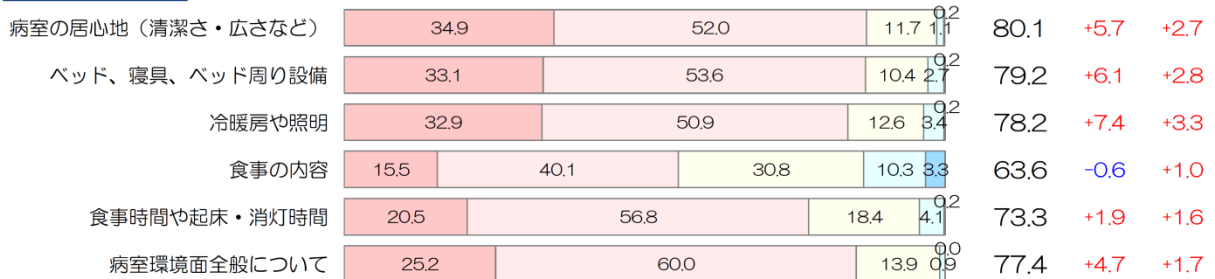
*インデックスは、「非常に満足」を100点、「満足」を75点、「どちらともいえない」を50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点とした平均評価点

■個別項目の満足度

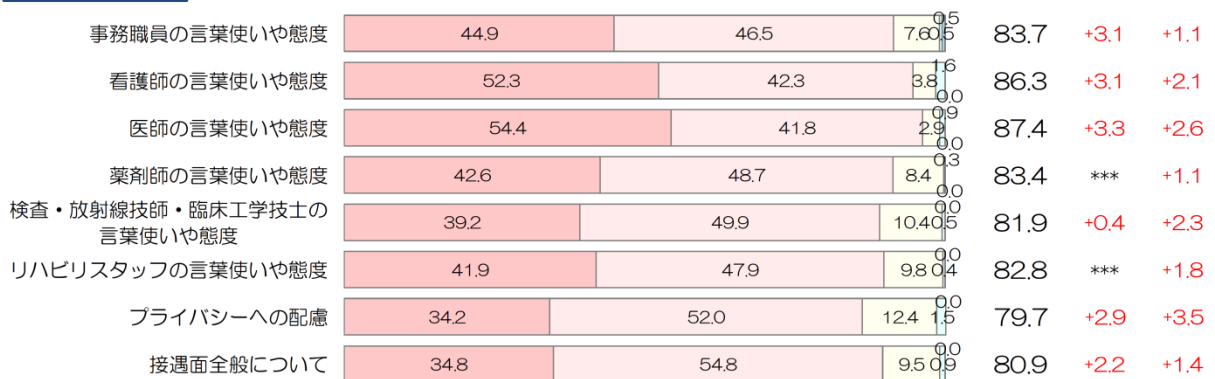
院内施設面



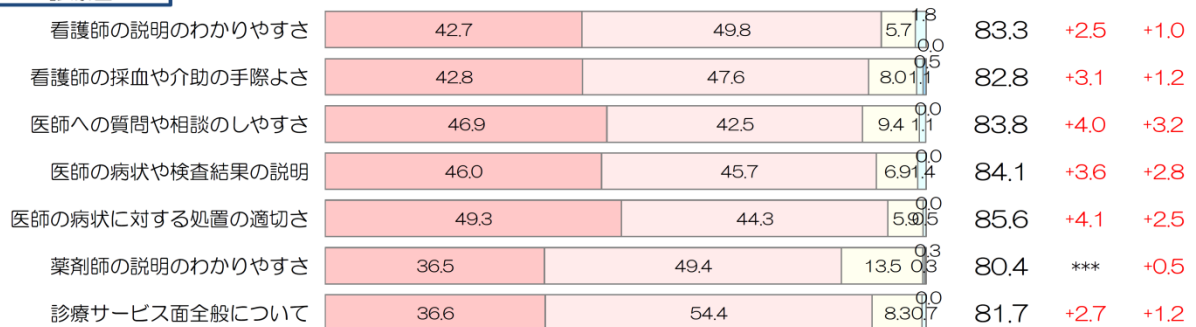
病室環境面



接遇面



診療面



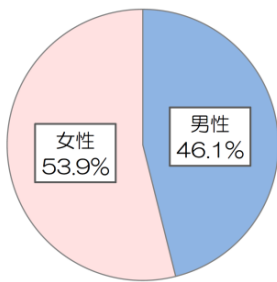
外来患者満足度調査の結果 -当院全体-

平成30年12月4日～平成31年1月18日実施、回答者数430人

*無回答、わからない・該当しないは除外して集計

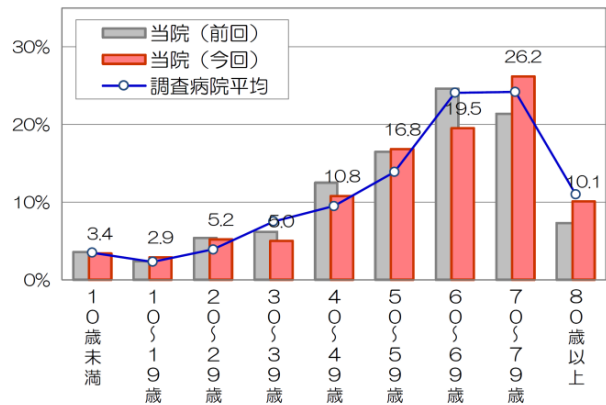
■回答者の性別・年齢

有効回答者数： 419人



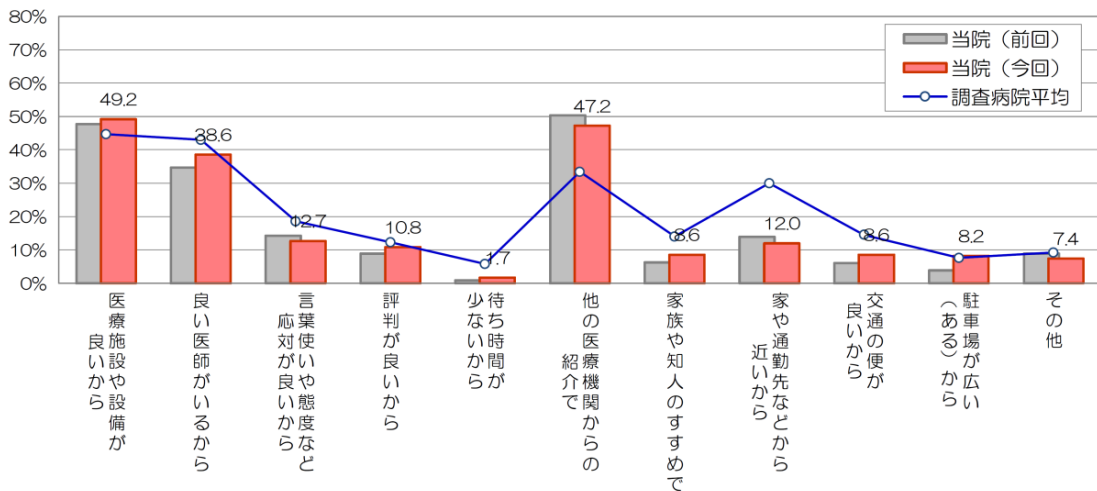
前回調査： 男性46.1%、女性53.9%
調査病院平均： 男性45.8%、女性54.2%

平均年齢： 58.0歳
有効回答者数： 416人
前回調査との差： +1.2 歳
調査病院平均との差： -0.8 歳



■当院の選択理由 (複数回答可)

有効回答者数： 417人



■診察待ち時間

有効回答者数： 388人

平均待ち時間： 40.0分
前回調査との差： +2.0 分
調査病院平均との差： -7.7 分

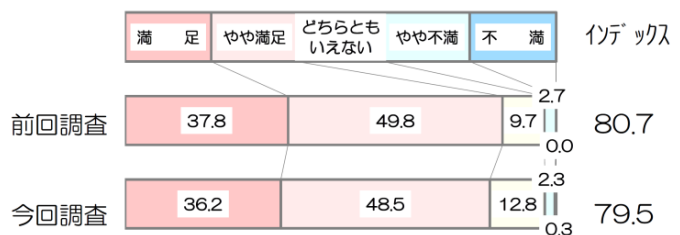
診察待ち時間	今回	前回差
10分以内	24.0%	+0.1%
11～20分	19.3%	-1.3%
21～30分	18.0%	-3.1%
31～60分	21.2%	+1.1%
61分以上	17.5%	+3.2%

■総合的な満足度 (QI設問)

有効回答者数： 398人

「当院について、総合的にはどう思われますか」

インデックスは、満足(100点)、やや満足(75点)、どちらともいえない(50点)、やや不満(25点)、不満(0点)の合計点



外 来

概要版（外来 当院全体）

前回調査：平成29年12月5日～平成30年1月19日実施（回答者数：481人）
 調査病院平均：同内容の調査実施 105病院の平均値（平均病床数：402床）

***：調査病院平均値なし

*インデックスは、「非常に満足」を100点、「満足」を75点、「どちらともいえない」を50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点とした平均評価点

■個別項目の満足度



⑦地域医療・介護の連携強化

地域の医療機関との連携及び機能分担を図り、地域医療支援病院として効率的な医療を提供する。

(1)紹介、逆紹介の推進

地域のかかりつけ医等から当院への紹介、当院からかかりつけ医等への逆紹介の件数は、増加傾向にあり、病病・病診の連携と医療分担を推進している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
紹介状件数	18,445	18,155	18,743
紹介率	72.4%	71.4%	73.2%
逆紹介状件数	24,905	25,785	25,523
逆紹介率	97.8%	101.4%	99.7%

(2)退院後の療養に向けた支援

退院患者数は横ばいだが、退院相談件数、地域連携・医療相談センターの職員が患者の退院に対する介入率は年々増加しており、平均在院日数の短縮につながっている。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
退院患者数 (人) …a	14,991	15,095	15,184
退院相談件数 (人) …b	1,748	2,081	2,128
地域連携・医療相談センター介入率(%)…b/a	11.3	13.8	14.0
平均在院日数 (日)	10.9	10.6	10.4

療養相談の件数は年々増加している。また、相談を受けた方の転帰先として、医療機関への転院が約半数、在宅へが約35%となっている。

療養相談を受けた方の転帰先内訳

単位：人

転帰先	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医療機関	1,040	1,207	1,159
施設	160	168	235
在宅	746	801	860
死亡	196	211	245
計	2,142	2,387	2,499

⑧診療報酬改定への迅速な対応

平成30年度診療報酬改定に対して、医療制度の動向に対する理解と病院職員間で情報共有を図るために外部講師を招き、医師を中心に関係職員を対象とした研修会を4回開催した。

このことにより施設基準を早期取得し、収入の確保につなげることができた。

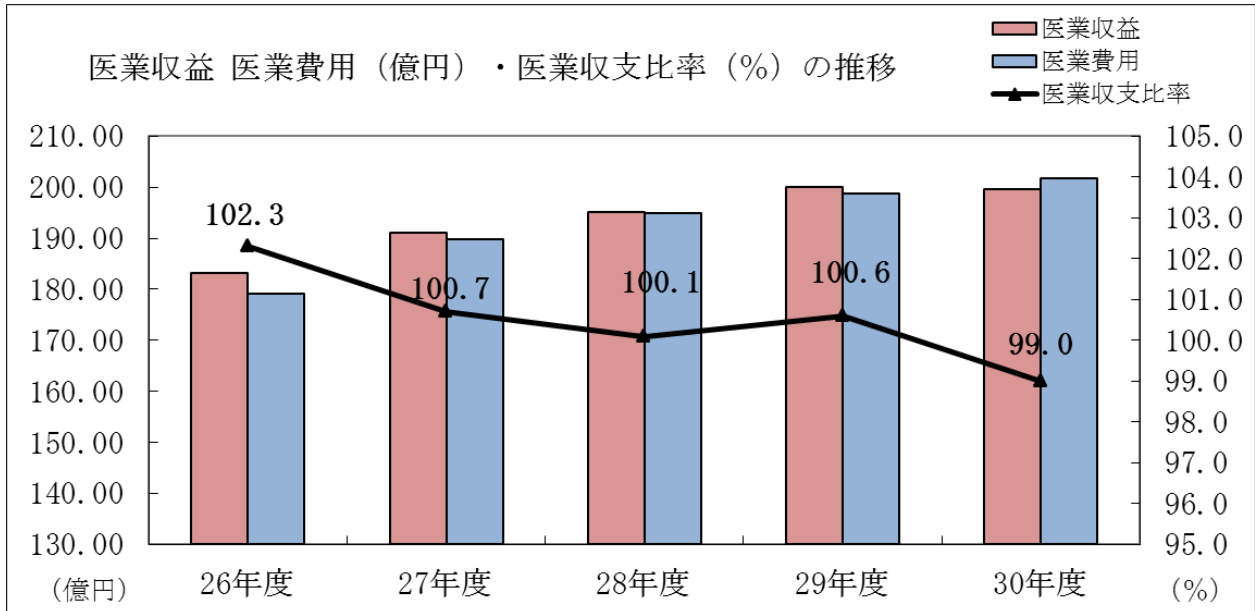
2. 病院経営指標と目標、実績

※各数値は四捨五入しているため計算結果に合わない場合がある。

(1) 【指標】 医業収支比率

【目標】 100%以上を維持する → 【平成 30 年度実績】 99.0%

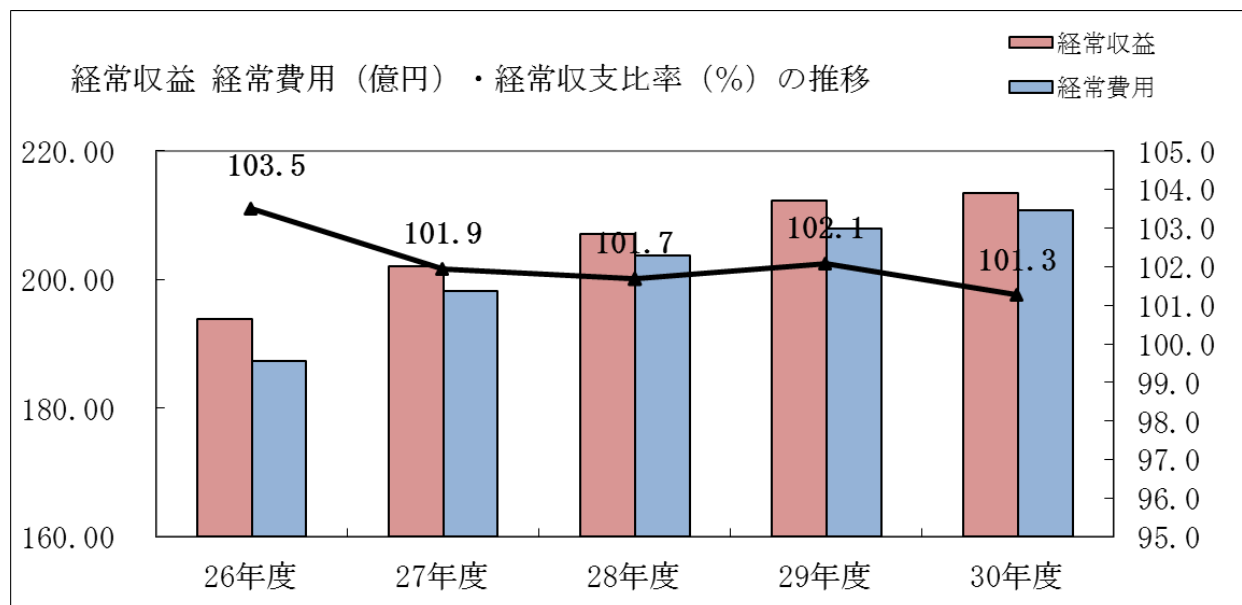
医業収益は 199.70 億円（前年度比 0.1%減）、医業費用は 201.68 億円（前年度比 1.4%増）となり、医業損益は 1.98 億円の損失を生じました。その結果、医業収支比率（医業収益／医業費用×100）は 99.0%となり、前年度に比べ 1.6 ポイント低下した。



(2) 【指標】 経常収支比率

【目標】 100%以上を維持する → 【平成 30 年度実績】 101.3%

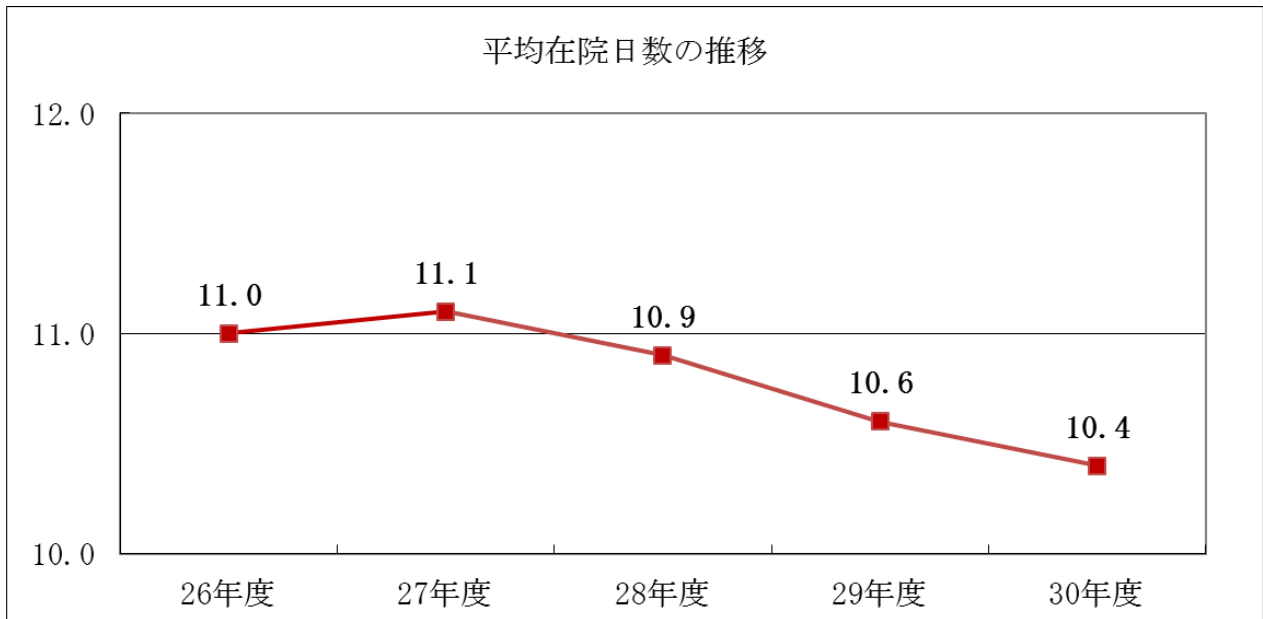
医業収益に医業外収益を加えた経常収益は 213.51 億円（前年度比 0.6%増）、医業費用に医業外費用を加えた経常費用は 210.84 億円（前年度比 1.4%増）となり、経常損益は 2.68 億円の利益を生じた。その結果、経常収支比率は 101.3%となり、前年度に比べ 0.8 ポイント低下した。



(3) 【指標】 平均在院日数

【目標】 10.0 日以下とする → 【平成 30 年度実績】 10.4 日

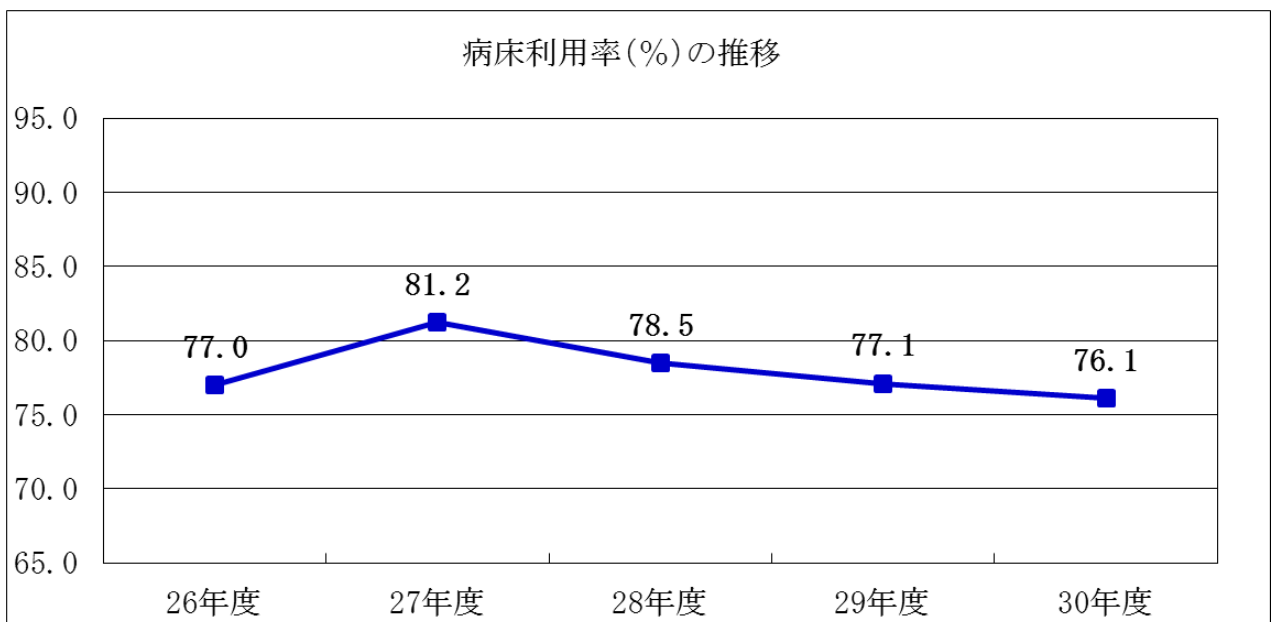
平均在院日数は、患者が平均して何日入院しているかを示す指標で、年延在院患者数／(年度中の新規入院患者数＋退院患者数) × 1 / 2 の式で算出する。患者の治療経過が良好で、より短い入院期間となればベッドの回転率が上がる。急性期病院の場合、入院初期ほど重症度が高く、診療単価も高くなるため、入院期間の短い方が望ましいとされている。平成 30 年度は 10.4 日となり、前年度に比べ 0.2 日短縮した。



(4) 【指標】 病床利用率

【目標】 82%の水準を維持する → 【平成 30 年度実績】 76.1%

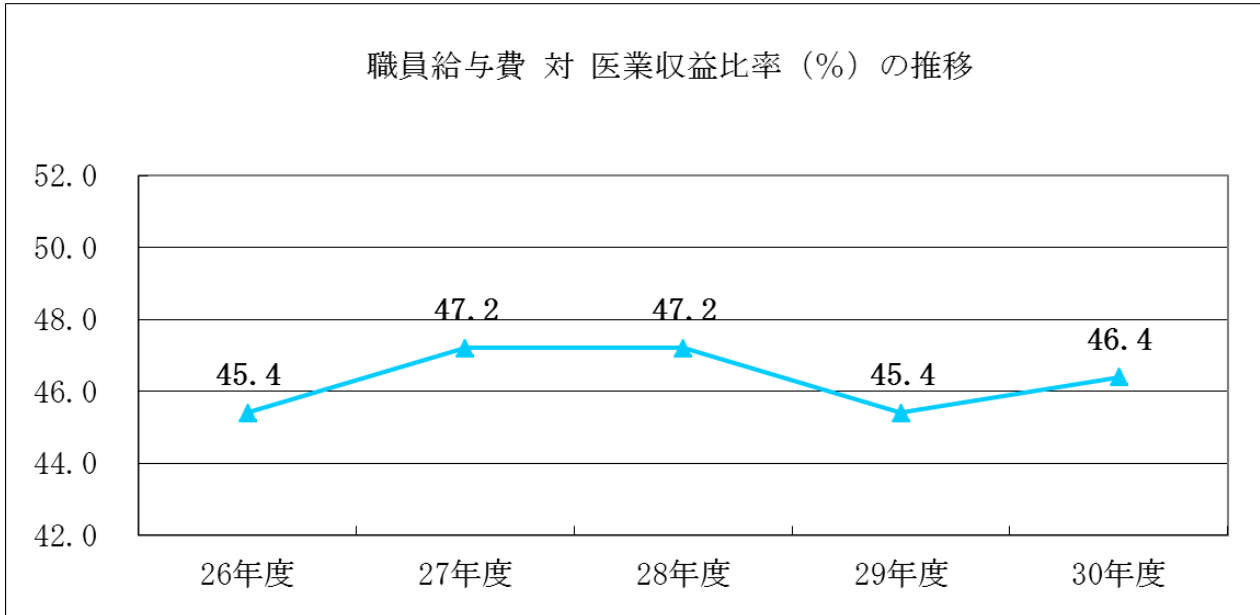
病床利用率は病院ベッドの稼働率のことで、どれだけ有効に活用されているかを示し、年延入院患者数／年延稼働病床数 × 100 の式で算出する。平成 30 年度は 76.1%となり、前年度に比べ 1.0 ポイント低下した。



(5) 【指標】 医業収益に対する職員給与費の割合

【目標】 50%以下を維持する ➡ 【平成 30 年度実績】 46.4%

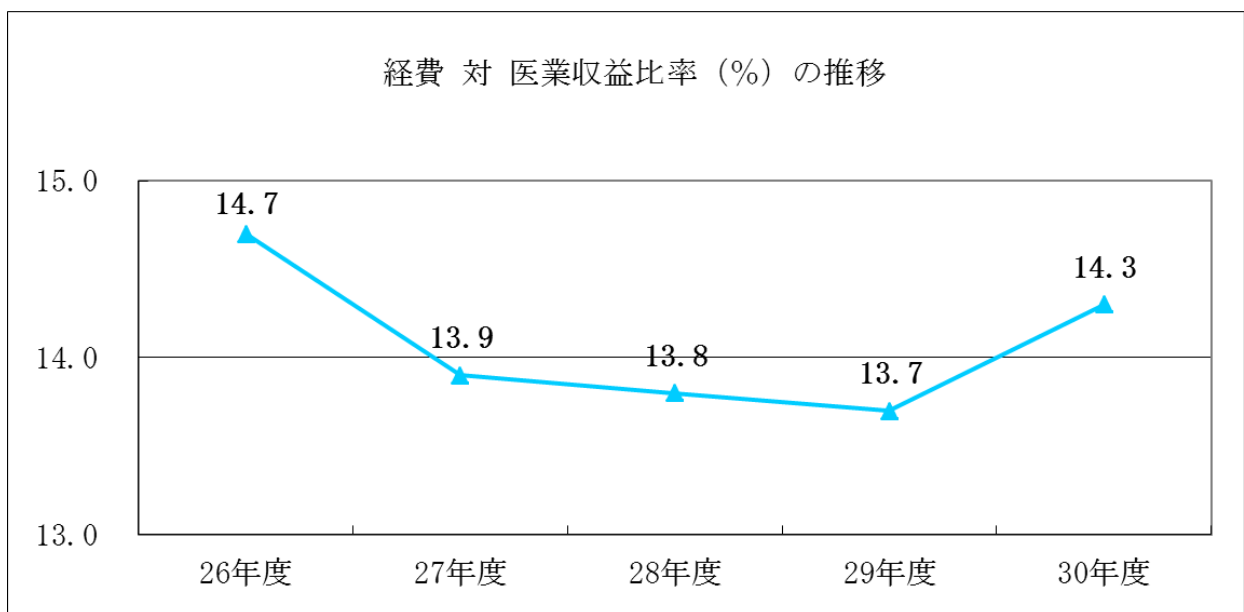
医業収益に対する職員給与費の割合は、職員給与費／医業収益×100 の式で算出する。平成 30 年度の医業収益に対する職員給与費の割合は 46.4%となり、前年度に比べ 1.0 ポイント上昇した。



(6) 【指標】 医業収益に対する経費の割合

【目標】 13.9%以下を維持する ➡ 【平成 30 年度実績】 14.3%

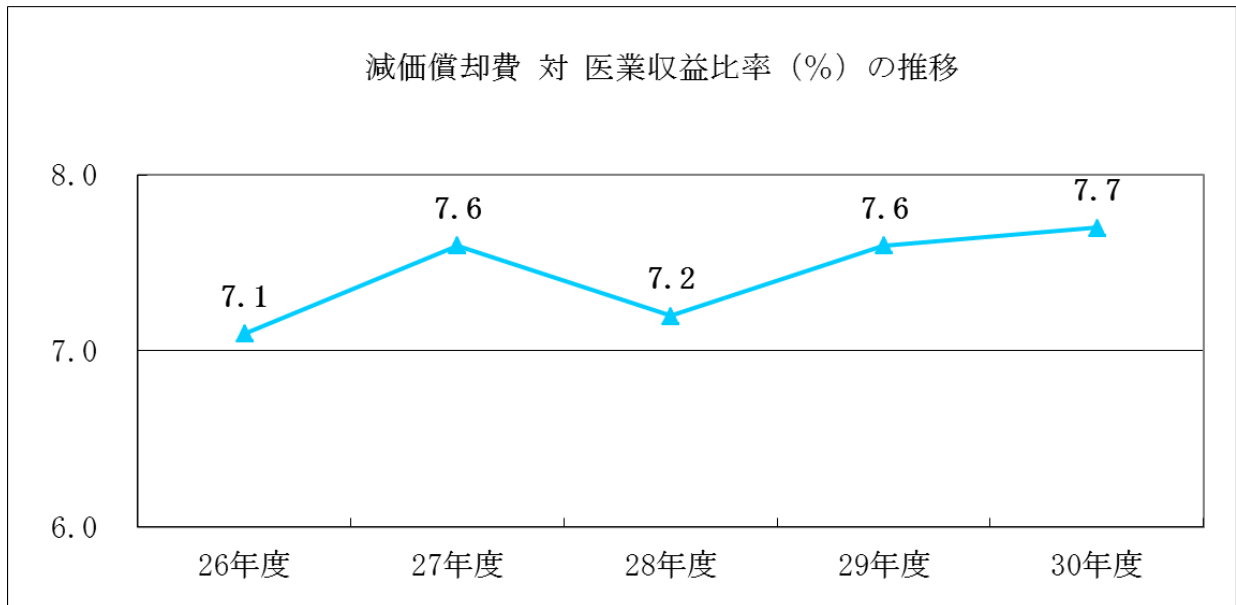
医業収益に対する経費の割合は、経費にどれだけの医業収益が充当されたかを示す指標で、経費／医業収益×100 の式で算出する。経費の低減は、病院経営にとって永続的な課題であると認識しており、平成 27 年度の実績値である 13.9%以下の維持を目標としている。平成 30 年度は 14.3%となり、前年度に比べ 0.6 ポイント低下した。



(7) 【指標】 医業収益に対する減価償却費の割合

【目標】 令和2年度に7.0%以下とする ➡ 【平成30年度実績】 7.7%

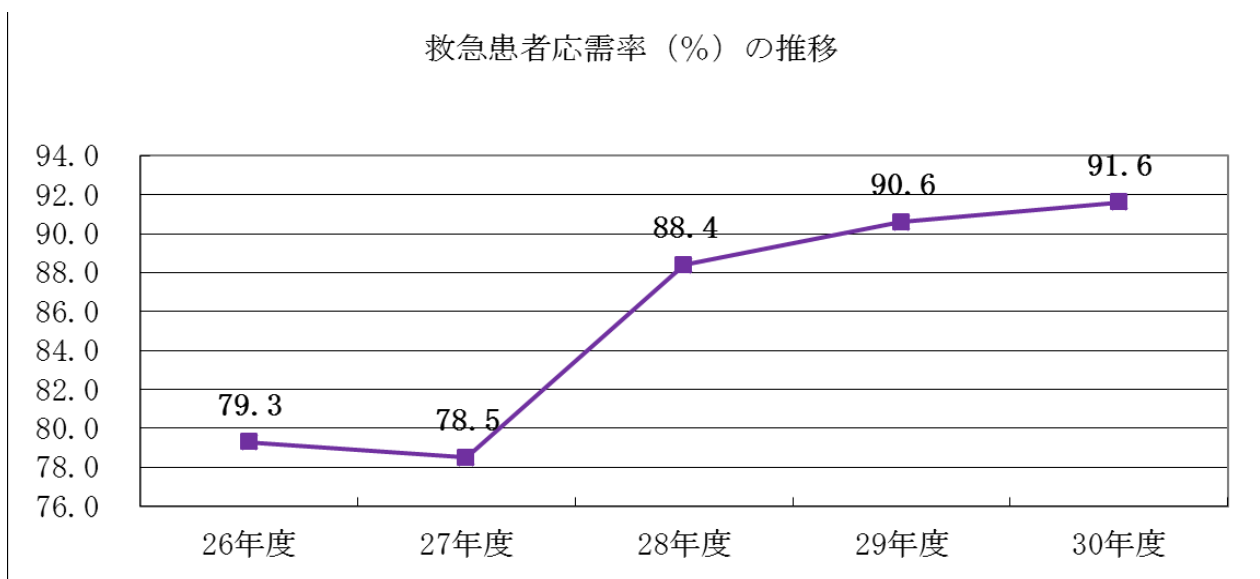
医業収益に対する減価償却費の割合は、減価償却費にどれだけの医業収益が充当されたかを示す指標で、減価償却費/医業収益×100の式で算出する。目標は令和2年度に、計画時点での過去3か年度平均（平成25～27年度）である7.2%を下回る7.0%以下としているが、平成30年度は7.7%となり、前年度に比べ0.1ポイント上昇した。



(8) 【指標】 救急患者応需率

【目標】 95.0%以上とする ➡ 【平成30年度実績】 91.6%

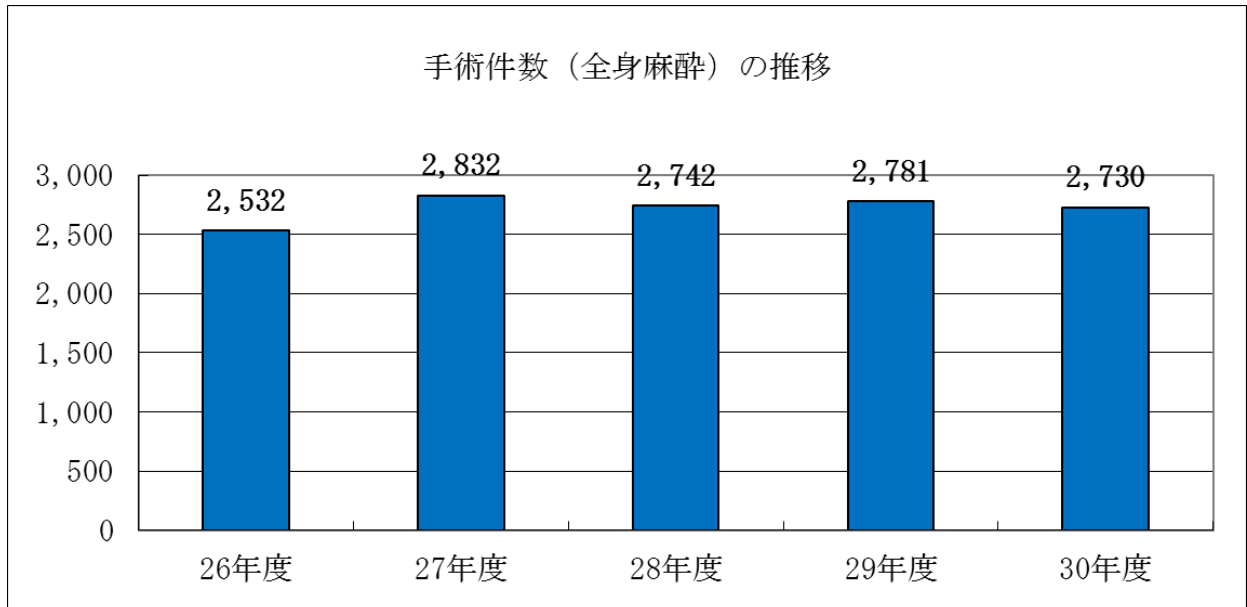
救急患者応需率は、当院の救命救急センターに救急搬送の受入依頼があった件数のうち、どれだけ受け入れたかを示す指標で、救急患者受入件数/救急患者搬送依頼件数で算出する。目標は指標数値の把握可能な平成21年度以降の最高値94.0%（平成24年度）を上回る95.0%以上としているが、平成30年度は91.6%となり、前年度に比べ1.0ポイント上昇した。



(9) 【指標】手術件数（全身麻酔）

【目標】3,200件以上とする → 【平成30年度実績】2,730件

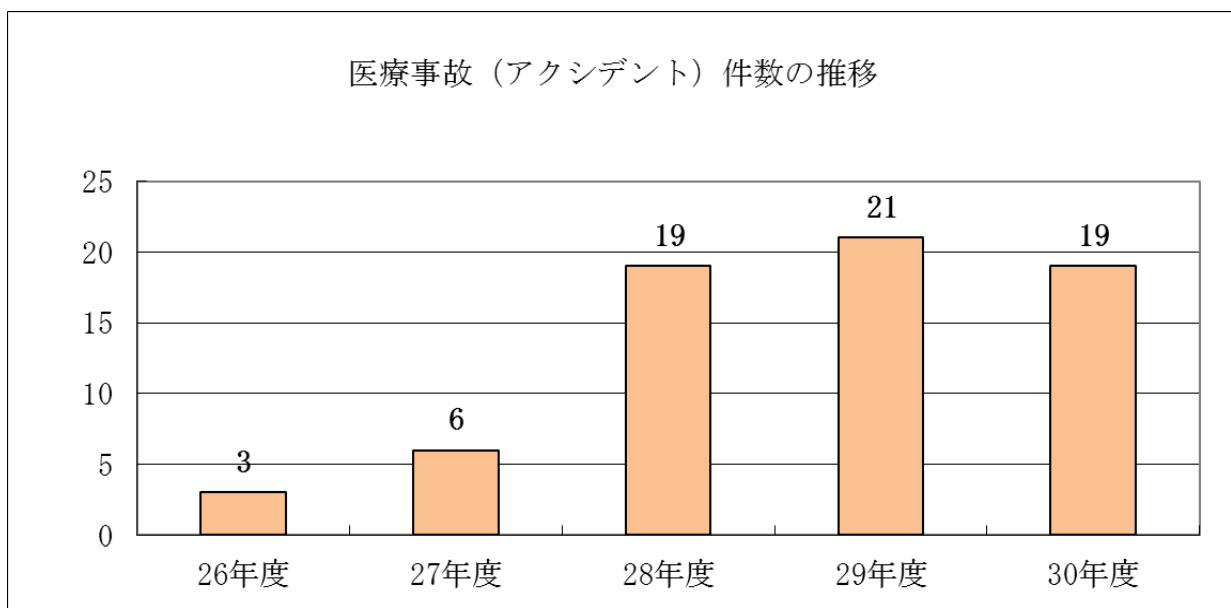
全身麻酔による手術件数は、地域の高度急性期及び急性期病院としてどれだけ高度な医療を提供しているかを示す指標の一つとしている。目標は過去（平成20年度、3,064件）の件数を上回る3,200件としているが、平成30年度は2,730件となり、前年度に比べ51件減少した。



(10) 【指標】医療事故（アクシデント）件数

【目標】0件とする → 【平成30年度実績】19件

医療事故件数（アクシデント）件数は、医療にかかわる場所で、医療の全過程において発生する人身事故を示す指標で、患者だけでなく医療従事者が被害者となる場合を含む。平成30年度は19件となり、前年度に比べ2件減少した。



3. 医療事故等への対応について

①医療安全管理委員会について

市立四日市病院では、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供を確立するために、「医療安全管理委員会」を設置している。

(1) 医療安全管理委員会の所掌事項

医療安全管理委員会では、医療事故防止対策の検討や研究に関することをはじめとして、次の事項を所掌している。

- (1) 医療事故防止策の検討及び研究に関すること。
- (2) 医療事故、過失の判定に関すること。
- (3) 医療事故及びインシデント報告の精査に関すること。
- (4) 医療事故及びインシデントレベルの決定に関すること。
- (5) 医療事故及びインシデントの再発防止策の検討に関すること。
- (6) 医療事故発生防止のための啓発、教育及び広報に関すること。
- (7) 医療事故調査の実施の要否に関すること。
- (8) 医療事故の公表に関すること。
- (9) 委員会の所管にかかる情報公開に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために必要な事項に関すること。

(2) 医療安全管理委員会の委員の選任

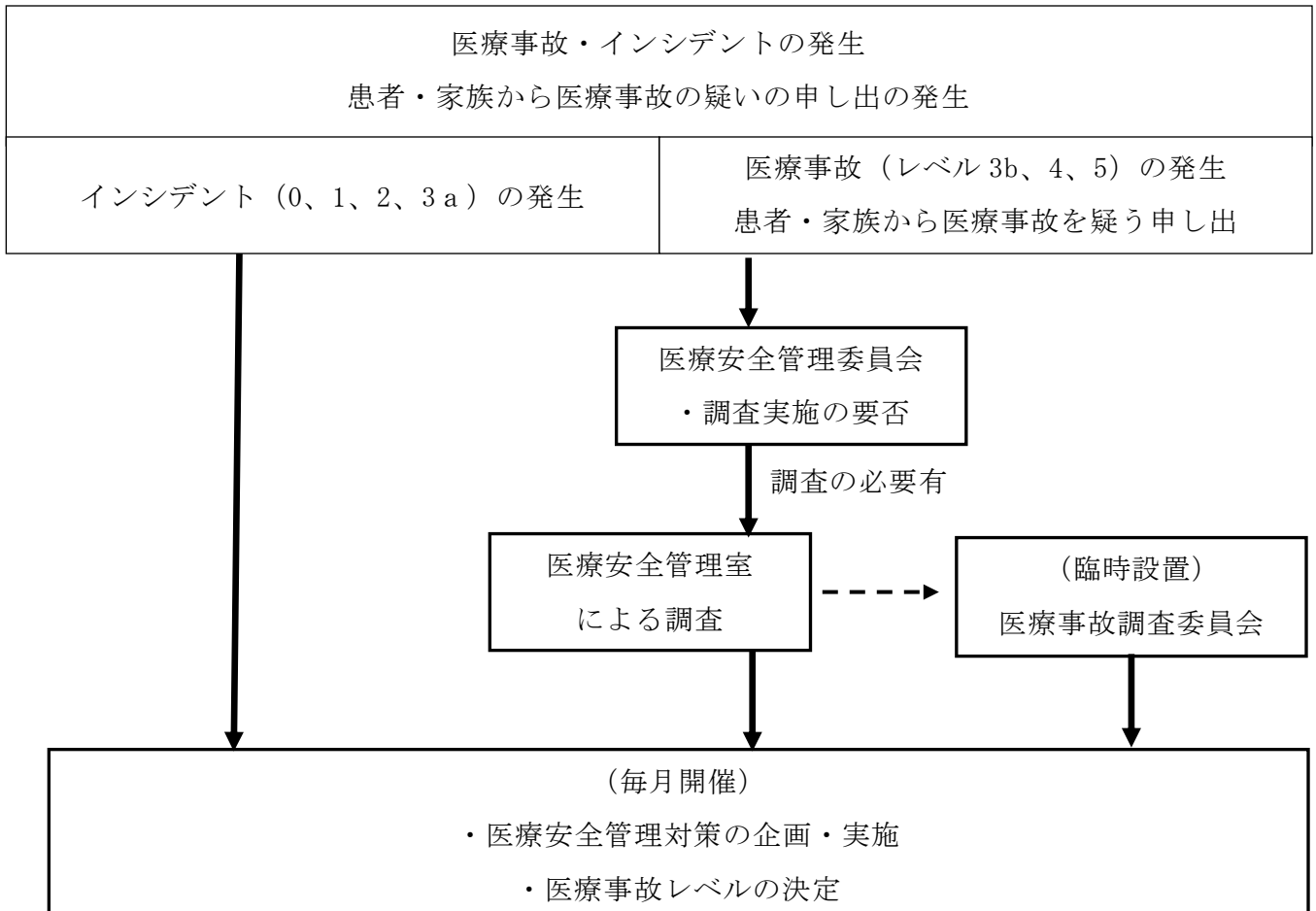
医療安全管理委員会の委員は、院長が委員長と協議して選任する。

なお、医療事故・インシデント報告の最終レベルの決定などにおいて、公平性、中立性を確保する観点から、外部委員2人を委員に加えている。

平成31年4月1日現在

区分	職名	氏名	備考	
1	委員長	医療安全管理室長	金城 昌明	医師
2	副委員長	診療部長	蜂須賀 丈博	医師
3	委員	院長	一宮 惠	医師
4	委員	事務長	加藤 正義	事務職員
5	委員	感染予防対策委員長	池田 拓也	医師
6	委員	診療情報管理委員長	牛嶋 克実	医師
7	委員	看護部長	川島 好子	看護師
8	委員	薬局長	加藤 浩	薬剤師
9	委員	医療技術部副参事	丹羽 正厳	診療放射線技師
10	委員	医療安全管理室参与	中垣 茂男	臨床検査技師
11	委員	医療安全管理室参与	市川 照文	薬剤師
12	委員	医療安全管理室副室長	森永 理恵	看護師
13	委員	外部委員	白石 泰三	桑名市総合医療センター副理事長
14	委員	外部委員	古庄 憲之	三重いのちの電話協会副理事長兼事務局長
15	事務局	事務局次長、総務課長	太田 義幸	
16	事務局	医事課長	西山 恵慈	
17	事務局	施設課長	今村 稔	
18	事務局	看護師長	矢田 恵巳	
19	事務局	医療安全管理室員	藤井 良宏	
20	事務局	医療安全管理室副参事	田中 康資	

<委員会開催フロー（イメージ）>



<医療事故・インシデント分類>

インシデント		医療事故	
レベル 0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合 (仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予想された)	レベル 3b	行った医療又は管理により、本来必要でなかった治療や処置が必要となった場合
レベル 1	誤った行為を患者に実施したが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかった場合	レベル 4	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合
レベル 2	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの影響を与えた可能性のある場合	レベル 5	行った医療又は管理が死因となった場合
レベル 3a	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置（消毒、湿布、鎮痛剤投与などの軽微なもの）が必要となった場合		

(独立行政法人 国立病院機構における医療安全管理のための指針から)

②医療事故調査委員会について

医療事故調査委員会は、医療法に定める医療事故調査制度にのっとり調査を行い、その調査結果を医療事故調査・支援センター（※）に報告するほか、レベル4及び5が疑われる事案が発生し、医療安全管理委員会が必要と認めた場合に、その事実確認及び原因の究明並びに再発防止を図るため調査を行う。

医療事故調査制度により報告を受けた医療事故調査・支援センターは、収集した情報の整理及び分析を行い、再発防止に関する普及啓発等に活用することとなる。

（※）厚生労働大臣から指定を受けた中立的な第三者機関

（1）医療事故調査委員会の所掌事項

医療事故調査委員会では、医療事故の事実確認及び原因究明に関することをはじめとして、次の事項を所掌している。

- （1）医療事故の事実確認及び原因究明に関すること。
- （2）医療事故の再発防止に関すること。
- （3）医療事故報告書の作成に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、レベル4及び5が疑われる事案が発生し、医療安全管理委員会が必要と認めた場合に、その事実確認及び原因の究明並びに再発防止を図るために必要な事項に関すること。

（2）医療事故調査制度による外部委員選任の考え方

下記の厚生労働省のホームページからのQ&Aの抜粋にもあるように医療機関が院内調査を行う際は、公平性、中立性を確保する観点から、専門家の派遣等の医療事故調査等支援団体の支援を求めることとされている。

このような厚生労働省の考えに基づき、当院においても、医療事故調査委員会を専門的な知識を有する外部の者（以下「派遣専門家」という。）のみで構成するため、厚生労働大臣が定める団体である「一般社団法人三重県医師会」に、派遣専門家の支援を要請することとしている。その場合、派遣専門家の要請に基づいて院内の医師や看護師などの専門家等を委員に加える場合がある。

なお、市立四日市病院では、医療事故調査制度に基づかない医療事故調査委員会についても、必要に応じて制度に基づく医療事故調査と同様に、調査の際には派遣専門家を加えることとしている。

○医療事故調査制度に関するQ&A（厚生労働省のホームページから抜粋）

Q17. 院内調査を行うに当たり、自院で十分調査が行える場合であっても外部からの委員は必ず入れるのですか？

A17. 本制度では、医療機関が院内調査を行う際は、公平性、中立性を確保する観点から、専門家の派遣等の医療事故調査等支援団体の支援を求めることとされています。

医療機関の管理者においては、法の趣旨を踏まえ、医療事故調査に当たり、外部からの委員を参画させ、公平、中立な調査に努めていただくようお願いします。

4. 主な質疑・応答、意見

Q. 病床利用率が計画目標を大きく下回った原因は把握しているのか。

A. 高度な医療を提供する急性期病院として、平均在院日数を中期経営計画に掲げる目標値である 10 日以下に短縮する取り組みを行った。その結果、相反関係にある病床利用率は計画目標を下回ることとなった。

Q. 全身麻酔の手術件数を指標としているが、重篤な患者の増加を目標としているような誤解を生むのではないか。

A. 現在、高度医療の提供度を測る指標として全身麻酔の手術件数としているが、重篤な患者が増えることを望んでいるということではないので、次期中期経営計画の指標とすることの妥当性を議論しているところである。

Q. 退院等の説明は患者の状況に応じて適切に行っているのか。

A. 当院では、地域連携・医療相談センター（サルビア）が中心となり退院等の説明を行っている。患者や患者家族との情報共有が早期に可能となる仕組みを研究したい。

（意見）患者に転院をお願いする場合には、患者や患者家族に対して早期に説明を行い、十分な理解を得る体制とすることを強く要望する。

Q. 次期中期経営計画はどのような方向性で考えているのか。

A. 高度医療、救急医療などの急性期医療を担うという当院の役割は変わらないものと認識しており、現在の機能を維持、強化していく方向で考えている。

Q. DPC 係数の向上によって収入を増やすことができる見込みはあるのか。

A. DPC 係数のさらなる向上は、全体レベルの底上げを図らないと難しい。

（意見）全体レベルを底上げするための財政的な負担や投資を試算し、適切な経営判断の参考とするとともに、そのデータを市民や議会にも開示してほしい。

Q. 認定看護師をどのように活用しているのか。

A. 認定看護師を講師とした院内での講習会や研修などを通じて、病院全体のスキルの底上げを図っている。

（意見）全ての病院職員や患者、病院経営にもメリットがある認定看護師の活用方法を次期中期経営計画に盛り込んでほしい。

Q. 認定看護師の資格取得に向けてどのような支援を行っているのか。

A. 資格取得のための研修費用を当院が負担している。

（意見）質の高い医療サービスを提供するためには、質の高い医療従事者を集める必要がある。医療従事者から選ばれる病院となるよう、医療従事者にとっての満足度を向上させる方策を考えてほしい。

Q. 外来患者満足度調査において不十分な項目も見られた接遇面については、重点的に取り組む必要がある。詳細な分析を行った上で、次期中期経営計画にも盛り込んでほしい。

A. 患者満足度の向上は次期中期経営計画においても重点項目としたい。

(意見) 医療事故防止策の検討や医療事故・インシデント報告の最終レベルの決定などを担う医療安全管理委員会の委員の選任に当たっては、法律上の公平性・中立性も担保していく必要があるため、法律の専門家を委員に含めることも検討してほしい。

(意見) 高度医療、救急医療が充実したDPC特定病院群であることは、市立四日市病院の存在価値となっているため、今後も機能の維持を目指してほしい。

(意見) 言葉の掛け方によって患者の信頼を得ることは医療技術と並ぶ患者満足度を高める要素でもあるため、接遇面の強化に取り組んでほしい。

5. まとめ

今回の調査では、市立四日市病院第三次中期経営計画における重点項目や取り組み状況を確認し、次期中期経営計画に向けた改善について議論を行いました。市立四日市病院からは、地域において急性期医療を担う役割は変わらないため、次期中期経営計画については、機能を維持、強化する方向で考えたいとの見解が示されました。また、医療事故等への対応としては、医療事故等の発生時の対応フローについて確認しました。

重点項目「患者満足度の向上」については、接遇面に課題を残す調査結果を受けて、患者に安心感を与える親切な言葉遣いや態度は、医療技術と並ぶ要素であることを認識し、接遇面の改善に取り組んでほしいとの意見がありました。また、重点項目「更なる医療安全の推進」を担う医療安全管理委員会の委員については、法律上の公平性・中立性を担保できる専門家を含めることを検討してほしいとの意見がありました。

第三次中期経営計画の実施期限は令和2年度末であり、計画の更新までには一定の猶予がありますが、次期中期経営計画を策定する際には、当委員会の意見を参考とすることを求めます。

1. はじめに

産業生活常任委員会協議会において第四次市立四日市病院中期経営計画（案）が示されたことを受けて、次期中期経営計画について調査を実施することとしました。

2. 第四次中期経営計画の概要

当院の目指す姿と目標

当院は、住民の生命と健康を守り、福祉の増進を図るべく、救急医療、高度医療など急性期医療を提供し、三重県の北勢地域において中核的な役割を果たしています。

現在、当院は大学病院本院群に準ずる診療機能を有する病院としてDPC特定病院群に指定されています。三重県内でDPC特定病院群に指定されているのは当院と伊勢赤十字病院の2病院であり、また市立の病院の指定は全国で18病院のみとなっています。このことは、当院は診療密度が高く、重症患者に対する診療とともに、難易度が高い手術を行うなど高度な医療技術を実施している病院であると評価されたものと認識しております。

今後も、このような高度で密度の高い診療を患者に提供し続けることが当院の重要な役割であり、DPC特定病院群の堅持とともに経営の健全化を図ることが必要です。

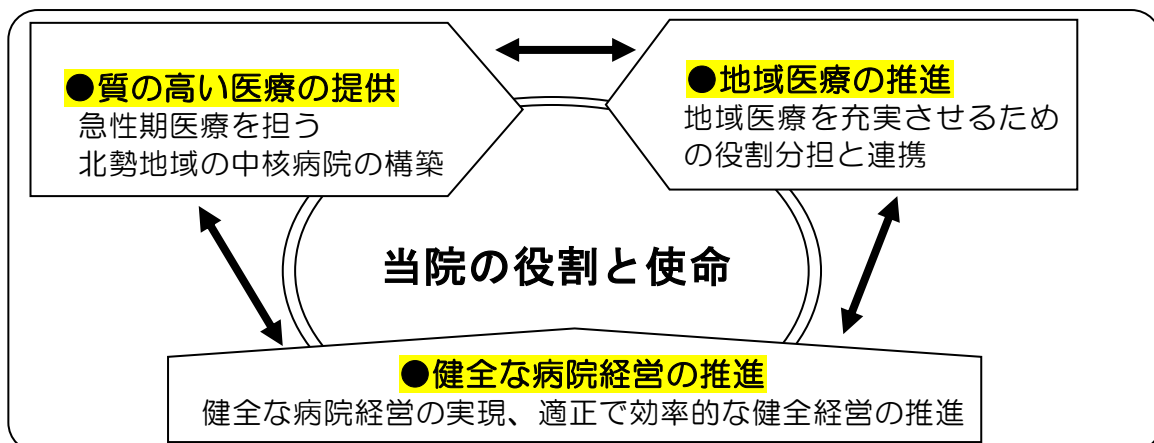
そのためには、高度な医療を必要とする患者の入院比率を高めて収支改善を図るほか、最新の医療機器の導入、施設の整備や地域医療連携などが重要であり、今後もあらゆる医療資源の充実、強化を図ることで急性期医療を担う北勢地域の中核病院として、安全、安心で良質、高度な医療の提供に努め、より信頼される病院を目指していきます。

住民、患者に信頼される病院であるためには病院の基本的な機能である診療の質の確保が重要であり、また、そのための投資を継続していくためには、健全な経営を維持していくことが必要です。そのため、第四次中期経営計画において引き続き次の2点を目標とします。

- 診療機能の充実強化
- 安定的な経営体制の確立

役割と使命

当院は、目標達成のために次の3つの役割と使命を踏まえ、これを基本に病院経営に取り組むものとします。これらを果たすため、中期的かつ全体的な改革と戦略の計画として本計画を策定し、その取り組みを推進します。



当院の目指す姿

重点項目	内容
①D P C 特定病院群の指定の堅持	高い診療密度の維持、難易度の高い手術の実施、重症患者に対する診療を実施するなど救急医療、高度医療、がん医療を充実させ、D P C 特定病院群および地域がん診療連携拠点病院の指定の堅持を目指す。
②救急医療の充実	外部からの招聘や院内での育成による救急専従医の確保に引き続き取り組むとともに、各診療科専門医との連携を一層強化して、救命救急センター（E R）の体制の充実を図る。
③医療安全の推進	院長直轄の医療安全管理室が中心となって医療事故防止策や再発防止策等の検討を行い、病院全体で医療安全を推進する。
④感染症への対応	新たな感染症に対し、感染症患者の受け入れ体制を確保するとともに、院内感染の防止に努める。
⑤患者満足度の向上	患者やその家族が満足し、気持ちよく当院を利用してもらえよう、満足度の向上を図る。
⑥医療従事者の安定確保とスキルアップ	必要な診療体制と人員及び人材の確保のため医師の負担軽減に向けた働き方改革に取り組むとともに、学会や研修への積極的な派遣などにより医療従事者の技術向上を図る。
⑦老朽化した病院施設への対応	老朽化した配管・配線類をはじめとする機械・電気設備のインフラの改修に併せて、薬局、中央検査室、中央放射線室の3部門の改修等を行い、医療環境および労働環境の改善を図る。
⑧入退院支援部門の設置	入院の手続きから退院後における地域での生活まで見据えた切れ目のない支援のため、入退院支援部門を設置する。
⑨経営の健全化	病床規模の適正化を図りつつ、良質な医療を提供しながら効率的な病院経営に努める。
⑩病院経営に係る事務局機能の強化	安定的な病院経営を継続していくため、病院経営に係る情報を集約して分析・活用する担当職員を配置する。

戦略の推進

○戦略1 急性期医療を担う北勢地域の中核病院の構築

- ①質の高い医療の安定提供 ②救急医療の充実 ③医療安全の推進 ④チーム医療の推進
 ⑤災害時医療への対応 ⑥感染症への対応 ⑦高齢患者への対応 ⑧患者満足度の向上
 ⑨医療従事者の安定確保とスキルアップ ⑩医療環境の改善 ⑪デジタル化推進への対応

○戦略2 地域医療を充実させるための役割分担と連携

- ①入退院支援の充実 ②病病、病診連携の推進 ③地域医療を担う人材育成への支援

○戦略3 健全な病院経営の実現、適正で効率的な健全経営の推進

- ①業務の効率化の推進、運営コストの節減への取り組み
 ②病床規模の適正化 ③病院経営に係る事務局機能の強化

職員数に関する考え方

現在の職員数を維持することを基本としつつ、充実・強化が必要な診療科や部門に適切に人員を配置していきます。

①高度医療の機能強化

I C U ・ H C U : 看護師

②救急医療の充実

救急医療：救急専従医

③がん診療の充実

放射線治療：放射線治療医、放射線診断医

化学療法：腫瘍内科医

緩和ケア：精神科医、麻酔科医

④入退院支援部門の設置

入退院支援：看護師

⑤事務局の機能強化

経営企画担当

施設改修担当

○過去の職員数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分	H24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	2年度
職員数	703	722	745	775	779	797	827	853	945
うち医師	89	97	96	95	100	99	98	103	※① 177
うち看護師	479	492	513	541	539	553	566	578	581
うち医療技術員※②	88	89	93	96	97	101	117	125	135
その他の職員 ※③	47	44	43	43	43	44	46	47	52

○職員数計画

(単位：人)

区分	R3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
職員数	965	980	987	989	989
うち医師	178	180	182	184	184
うち看護師	596	602	607	607	607
うち医療技術員※②	137	141	141	141	141
その他の職員 ※③	54	57	57	57	57

上記の2表とも、事業管理者（院長）および再任用フルタイムの職員を含む

※①公務員制度の改正を受けて研修医の雇用形態を嘱託職員から任期付き職員に位置付けたため、医師の職員数が増加しています（任期付き職員は177人中67人）。

※②医療技術員：薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士

※③その他の職員：医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、手話通訳士、管理栄養士、診療情報管理士、事務局職員

病院経営指標と目標

(1) 経営財務に係る指標と目標

指 標		目 標	令和元年度実績
1	医業収支比率	100%以上を維持する	96.9%
2	経常収支比率	100%以上を維持する	98.6%
3	平均在院日数	10.0日以下とする	10.5日
4	病床利用率	75.0%の水準を維持する	73.1%
5	医業収益に対する職員給与費の割合	50%以下を維持する	47.5%
6	医業収益に対する経費の割合	13.7%以下を維持する	14.6%

(2) 医療機能の確保に係る指標と目標

指 標		目 標	令和元年度実績
1	救急患者応需率	95.0%以上とする	93.2%
2	紹介率および逆紹介率	紹介率 75%以上	76.6%
		逆紹介率 100%以上	103.7%
3	医療事故（アクシデント）件数	0件とする	23件

中期経営収支計画

①収益的収支（税抜）

(単位：百万円、%)

区分		年度	R2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取 入	1. 医 業 収 益		19,941	20,933	21,537	21,632	21,850	21,875
	(1) 入 院 収 益		12,944	13,572	13,751	13,804	13,979	13,994
	(2) 外 来 収 益		6,648	7,008	7,430	7,471	7,512	7,521
	(3) そ の 他		349	353	356	357	359	360
	2. 医 業 外 収 益		2,043	1,319	1,253	1,421	1,412	1,392
	(1) 他会計負担金・補助金		726	743	719	715	713	711
	(2) 国（県）補助金		748	38	38	38	38	38
	(3) そ の 他		569	538	496	668	661	643
	3. 特 別 利 益		46	58	60	109	112	105
	計		22,030	22,310	22,850	23,162	23,374	23,372
支 出	1. 医 業 費 用		21,187	21,672	22,006	22,080	22,109	22,104
	(1) 職 員 給 与 費		9,842	10,329	10,332	10,343	10,348	10,352
	(2) 材 料 費		6,773	6,780	6,820	6,846	6,877	6,878
	(3) 経 費		3,007	3,008	3,027	3,046	3,065	3,085
	(4) 減 価 償 却 費		1,456	1,478	1,748	1,666	1,638	1,608
	(5) そ の 他		109	77	79	179	181	181
	2. 医 業 外 費 用		1,187	1,188	1,171	1,165	1,168	1,172
	3. 特 別 損 失		20	30	30	30	30	30
	計		22,394	22,890	23,207	23,275	23,307	23,306
	純 損 益		△ 364	△ 580	△ 357	△ 113	67	66
累 積 欠 損 金		△ 1,605	△ 2,186	△ 2,543	△ 2,657	△ 2,591	△ 2,525	
病 床 利 用 率		71.0	73.0	74.0	74.0	75.0	75.0	

②資本的収支（税込）

(単位：百万円)

区分		年度	R2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取 入	1. 企 業 債		1,030	2,221	644	1,390	1,240	1,790
	2. 他 会 計 負 担 金		479	525	460	680	663	650
	計		1,562	2,746	1,104	2,070	1,903	2,440
支 出	1. 建 設 改 良 費		1,484	2,515	987	1,732	1,709	2,442
	2. 企 業 債 償 還 金		952	1,045	914	1,354	1,320	1,293
	3. そ の 他		12	12	12	12	12	12
計		2,448	3,572	1,913	3,098	3,041	3,747	
差 引 不 足 額		886	826	809	1,028	1,138	1,307	

③一般会計等からの繰入金の見通し

(単位：百万円)

区分	年度	R2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
収 益 的 収 支		726	743	719	715	713	711
資 本 的 収 支		479	525	460	680	663	650
合 計		1,205	1,268	1,179	1,395	1,376	1,361

3. 主な質疑・応答、意見

Q. 地域連携・医療相談センター（サルビア）から入退院支援部門が分離することによる不都合はないのか。

A. 入退院支援部門は地域連携・医療相談センター（サルビア）の近隣に設置することを想定しているが、令和6年度に分離設置する予定であるため、具体的な組織体制についてはまだ決まっていない。

（意見）退院後を想定した円滑な支援の実施に向けた体制整備を図ってほしい。

Q. どのように救命救急センター（ER）の体制の充実を図っていくのか。

A. 日勤帯（午前8時30分～午後5時15分）と準夜帯（午後4時30分から午前1時15分）に救急専従医を1人以上配置する体制を目指しているが、そのために必要な救急専従医の確保には至っていない状態である。

Q. 医療の質の担保が難しい救急医療においては、専門医との連携やICT技術を活用した診断支援が重要になると考えるがどうか。

A. 現在も当直の各診療科の専門医が必要に応じて対応する体制としている。準夜帯の救急専従医の配置を始めとして救急医療の体制強化に取り組んでいきたい。

Q. 病棟へのWi-Fi環境の整備を求める声は多いと考えるが検討しているのか。

A. 現在はコロナ禍による面会禁止などの行動制限を設けており、不便や不自由を感じる入院患者は多いと認識している。Wi-Fi環境を整備することで、オンラインでの面会等がしやすくなると考えるため、各病棟の面会コーナーにWi-Fi環境を整備していきたいと考えている。

Q. 移動制限がある入院患者に1階支払い窓口への健康保険証の提出を求める対応は患者満足度の向上のために改善すべきと考えるがどうか。

A. 健康保険証はマイナンバーカードの共通化に伴う制度変更が予定されている。この問題についても解決に向けて取り組んでいきたい。

（意見）現在の対応は患者家族に負担を強いるとともに、支払いの遅滞を招く原因になっていると考えるため、調査した上で改善を図ってほしい。

4. まとめ

今回の調査では、第四次中期経営計画案の中から、重点項目や新規追加事項を中心として、協議を行いました。本計画案は、DPC特定病院群の指定堅持とともに経営の健全化を図るため、高度な医療を必要とする患者の入院比率の向上、最新の医療機器の導入、施設の整備、地域医療連携などに取り組み、診療機能の充実強化と安定的な経営体制の確立という目標を達成する内容としています。また、計画中の重点項目には、コロナ禍を受けて「感染症への対応」が新たに設定されています。

救命救急センター（ER）の体制の充実については、日勤帯、準夜帯における救急専従医の配置を目指していく方針が示されており、当委員会としましても、救急専従医の早期の増員に期待しますが、ICT技術を活用した診断支援などについても積極的に検討を進めるべきであると考えます。

〔総括〕

当委員会では令和元年8月に次期中期経営計画についての調査研究を開始し、第三次中期経営計画の重点項目である「医療安全の推進」や「患者満足度の向上」などの観点から指摘を行いました。令和元年9月の決算常任委員会では、救命救急センター（ER）の体制の充実に向けて、救急専従医の増員を求める提言が行われました。救急専従医は全国で慢性的に不足する状況であるため、増員こそ未だに達成できていませんが、各診療科専門医との連携強化によって救命救急センター（ER）の体制の充実が図られたことは評価に値すると思います。

そして、令和2年初頭からは、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、市立四日市病院は第二種感染症指定医療機関として、感染症治療の最前線を担っています。こうした新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、第四次中期経営計画の重点項目には、感染症患者の受け入れ体制を確保し、院内感染の防止に努める「感染症への対応」が新たに追加されました。新型コロナウイルス感染症の収束は早くても数年程度を要する見込みであるため、本計画への記載は妥当と考えますが、コロナ禍は様々な環境変化をもたらしています。その中でも、過度な受診抑制は病気の早期発見を阻む深刻な問題であり、感染防止対策の徹底だけでなく、国、県、市長部局と連携しながら、受診しやすい環境整備にも努める必要があると考えます。また、感染防止対策の中には、継続的に実施すべき取り組みが含まれているため、アフターコロナを見据えた取り組みの整理を行う必要があると考えます。

第四次中期経営計画は、ウィズコロナからアフターコロナにかけての著しい状況変化が想定される中で、開始を迎えることとなりました。北勢地域の中核病院として、安心安全で高度な医療の提供する使命を前提としながら、状況変化に柔軟に対応した病院経営が行われることを強く求め、当委員会の調査報告とさせていただきます。

〔委員会の構成〕

（令和元年度）

委員長	三木隆
副委員長	太田紀子
委員	小川政人
委員	笹井絹予
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	樋口龍馬

（令和2年度）

委員長	三木隆
副委員長	笹井絹予
委員	太田紀子
委員	小川政人
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	樋口龍馬
委員	諸岡覚

所管事務調査（中長期テーマ）の主な経過

○客引き行為等の防止について

令和元年 9月 **第1回開催（客引き行為等の防止に関する条例について）**

令和元年10月 「地域指定を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについて」の請願が採択される。請願の採択を受けて、本市議会議長が三重県知事に向けて同趣旨の意見書を提出する。

第2回開催（名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例について）

令和2年12月 客引き行為等の防止に関する条例の一部改正議案が可決される。

令和3年1月 **第3回開催（客引き行為等の防止に向けた今後の体制について）**

令和3年4月 客引き行為等の防止に関する条例の一部改正条例が施行される。

○産業の創出・活性化について

令和元年 8月 **第1回開催（本市の産業動向について）**

令和元年12月 新総合計画が議決される。計画中の基本的施策に「新産業の創出と既存産業の活性化」が設定される。

令和2年 1月 **第2回開催（新産業の創出と既存産業の活性化について）**

令和2年 3月 四日市市工場立地法市準則条例が可決される。

令和2年 5月 本市と株式会社 FIXER の間で「高度 IT 人材育成にかかる連携協定」が締結される。

令和2年 7月 **第3回開催（ニュー・ノーマル時代（新しい常態）における製造業の目指すべき方向性について）**

関連事業予算	令和2年度	令和3年度
企業立地奨励金交付事業費	520,000 千円	325,000 千円
民間研究所立地奨励金交付事業費	60,000 千円	100,000 千円
IT 企業等進出支援事業費	2,720 千円	2,720 千円
ものづくりエキスパート育成事業費	10,000 千円	10,000 千円
四日市コンビナート等先進化推進事業費	1,000 千円	1,500 千円

○地方卸売市場について

令和元年 8月 **第1回開催（北勢地方卸売市場について）**

令和元年12月 新総合計画が議決される。計画中の基本的施策に「新産業の創出と既存産業の活性化」が設定される。

令和2年 4月 北勢地方卸売市場の施設整備方針を検討するための基礎調査の実施。

令和2年12月 「北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについて」の請願が採択される。

令和3年 4月 基礎調査の結果を受けて、市場関係者等との市場のあり方検討会の開催等を通じて、施設の再整備に向けた考え方を整理していく。

関連事業予算	令和2年度	令和3年度
北勢地方卸売市場関係事業費	8,800千円	19,022千円

○市立四日市病院 次期中期経営計画について

令和元年 8月 **第1回開催（第三次中期経営計画の進捗状況、医療事故等への対応について）**

令和元年 9月 市議会として「救急救命センター（ER）の体制充実について」の政策提言を取りまとめる。

令和2年 9月 市議会として「コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策の実施について」の政策提言を取りまとめる。

令和2年12月 **第2回開催（市立四日市病院 次期中期経営計画について）**

令和3年 1月 市立四日市病院中期経営計画を策定される。計画中の重点項目に「救急医療の充実」「感染症への対応」が設定される。

関連事業予算	令和2年度	令和3年度
救急講習会参加費用	1,000千円	1,000千円
認定看護師資格取得費用	1,200千円	1,200千円
外部研修受講料	350千円	350千円
院内研修費用	150千円	150千円
新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の 特殊勤務手当		9,200千円
新型コロナウイルス感染症対策従事者用宿泊施設 賃借料		4,256千円
新型コロナウイルス入院患者担当看護師に対する メンタルヘルスカウンセリング費用		240千円

5. 議会報告会の概要

令和2年度 議会報告会の開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和2年7月8日（水）18時30分から20時まで
場 所：総合会館7階 第1研修室
参加者数：18人
備 考：4常任委員会合同で実施した。

2. 8月定例会議会 議会報告会

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、議会運営委員会（8月21日開催）において中止することを確認した。

3. 12月定例会議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信
配信期間：令和3年1月6日（水）午後から
備 考：4常任委員会合同で実施した。
各常任委員長から11月緊急議会・12月定例会議会の報告を行った。



4. 2月定例月議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和3年4月6日（火）午後から

備考：4 常任委員会毎に収録した。



○防犯街灯新設維持費補助金について

- ①電灯料の補助率が上がることは、自治会にとってランニングコストの軽減になり非常にありがたい。
- ②防犯街灯の設置等に対する補助について、現在四日市市の防犯街灯のLED灯の比率はどの程度か？

⇒議員 ①自治会の皆様には防犯外灯の管理を含め、色々な場面でご活躍いただいている。本市議会としても、自治会の財政負担軽減を支援していきたい。

②防犯外灯総数が31516灯、LED灯数が28681灯と把握しているため、推定のLED化率は約91.0%となっている。

○地域ぐるみ型農業推進事業費補助金について

- ①地域とは、地区か町ですか？
- ②営農や農地の維持管理を行う際の、機械や設備は、個人所有も含まれるのか。また、組織の所有物だけなのか？
- ③機械や設備の整備とは、修理費・更新(新規購入含む)も含まれるのか？
- ④多面的機能支払交付金事業との区別は？

⇒議員 ①本事業における「地域」は、農業の維持継続に向けて将来の農業の計画づくりの話し合いを進めていく単位の意味であるため、地区や町といった制限はない。

②本補助金の交付対象は、効率的かつ安定的な農業経営の構築に向けて農家が組織する団体の所有物だけであり、個人所有のものは交付対象外となっている。

③本補助金は、営農や農地の維持管理を行う際の機械や施設の整備にかかる経費を補助対象としており、更新費(新規購入含む)は補助対象となるが、修理費は補助対象とならない。

④多面的機能支払交付金事業は、農地の維持管理活動を支援するための交付金であり、地域ぐるみ型農業推進事業費補助金は、営農や農地を維持管理するための機械や施設の整備に対する補助金である。事業として重なる部分はあるが、一つの事業に対して二つの交付金や補助金を併用することはできない。

5. 高校生議会意見書

協議テーマに係る意見書の提出について（地域活性化委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年2月4日提出

地域活性化委員会

委員長 富山敬大

安澤和樹

石井綾人

伊藤すみれ

伊藤悠真

後藤謙太

竹中仁志

西川柚希

前田莉菜

宮田莉奈

矢田いずみ

意見書（地域活性化委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢化を抑制するため、市内企業の情報発信や積極的な企業誘致を行い、若者の雇用や所得を確保することで市内への定住を促すとともに、市税収入の増加を図ること。

また、高齢者が自家用車に頼らずに暮らせるよう高齢者を対象としたバスの無料化などのサービス導入やコンパクトなまちづくりの推進、廃校を活用して高齢者が楽しく集うことができる「高齢者の学校」の設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、「高齢者の学校」を若者との交流の場としても活用し、世代を超えて理解を深め、若者にとっても暮らしやすいまちづくりに取り組むこと。

2. 商店街を活性化し行きたくなるまちとなるよう、中央通りのライトアップを時間によって色を変化させる、シーズン毎にデザインを変える、市役所にも装飾をして注目を集めるなど、観光名所となるように工夫することや、空き店舗の短期貸し出しにより人気店の出店を促すなどして、「映える」イメージアップを図るとともに、食べ歩きができたり、お持ち帰りや宅配サービスのあるお店の出店を促進すること。

また、格安で飲み物が飲めるような「商店街で使える共通コップ」のシステムを作り上げたり、消費者に直接的に訴えることのできる「商店街で利用できるクーポン券」の発行に関する取り組みを行うこと。

さらに、「共通コップ」については、「映える」ように人気店とコラボし、おしゃれで四日市を連想できるようなオリジナルデザインにすることで「映える街」として、また、コップの使用により、ごみやフードロス削減につなげることで、「SDGsに取り組む街」としてアピールすること。

3. 夜景が見える場所の周辺に若者が楽しめるスポットやコミュニティバスなどで市内を回れるモデルコースを募集するなど、若者のアイデアを取り入れるとともに、旧東海道を生かした集客など、四日市だけでなく周辺の都市も視野に入れ、三重県全体を巻き込んだ観光施策を行っていくこと。

4. お気に入りの風景、お店をInstagramやTwitterなどで応募してもらうフォトコンテストを開催するなど、SNSを活用して四日市の魅力の発信に努めること。フォトコンテストは、市民だけでなく店舗側からも募集し、美しい写真が撮れるスポットやご当地グルメなど、さまざまな情報発信のツールとして広く活用するよう努めること。

また、市のパンフレットやロードマップ等についても、フォトコンテストに応募された写真を活用するなど、写真をメインにしたレイアウトに一新すること。

さらに、SNSだけでなく、さまざまな世代の方に四日市の温かい雰囲気を感じてもらえるよう、ポスターやチラシなどの紙媒体も併せて活用すること。

以上、意見書を提出します。

令和3年2月4日

四日市市議会 高校生議会

四日市市議会宛

【まちづくり】

○四日市市の所得を上げることによってもっと若者を増やす。

理由 現在、三重県四日市市の高齢化率は、約25%で「4人に1人が65歳以上」である。この高齢化を抑えるためには、若者の就業、所得という面で考えるべきと思ったからである。その問題の解決案として、「企業誘致」を徹底して行うべきである。企業誘致の利点としては、税収を増やすことができ、その地域の雇用を増やすことができる。さらに、企業誘致の補助金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金）を受けとることができるので、若者を増やすという点で優れており、大企業などの工場にもよいシステムであるといえる。

→四日市には、すでに大きな企業がある。そこで、四日市にある企業をSNSで発信することによって、若者に市内への定着を促すことができるのではないかと。

○人口減少、少子高齢化という問題にあたって、コンパクトシティの形成。

理由 今の時代、働き口がないため都会へ出た若者たちの多くは地元に戻ってくることはほとんどなく、お年寄りの姿が一定の地域に偏ってしまう。実際、四日市市でも2020年の高齢化率は約26%という結果がでており、約4人に1人が高齢者であることが分かる。今後はもっと高齢化率は上がっていき、1人の若者が背負う老人の数は増えると予測される。そのため、将来のために老人がくらしやすいまちづくりを行うことを提案する。公共交通機関の充実や医療、介護、バリアフリーに力を入れるだけでなく、コンパクトシティ化の形成を提案する。コンパクトシティは、郊外に居住地域が広がることを抑えるとともに、生活に必要な諸機能（例えば、病院やスーパーなど）が近接した街のことである。メリットとして福祉・商業等の生活に徒歩や公共交通機関で容易にアクセスできること、またそれがお年寄りにとっては外出が促進されるため健康につながり、さらに自動車への依存が抑制され二酸化炭素排出量の削減など多岐にわたる利点があるとされている。そして、お年寄りの住みやすい街となれば福祉などの雇用が増え、若者の増加にもつながるのではないかと考えられる。また、税収が安定して、子育て施策や公共施設を充実することもできると考える。

→「高齢者が自家用車に頼らない」ことを目的とする例の一つとして、高齢者のために無料でバスに乗れるというようなサービスを導入した方がよいと思う。

→高齢者向けに、コンパクトなまちを宣伝するなら、ポスター、チラシといったような、温かみのある「紙」の方が、温かい四日市の雰囲気を感じてもらいやすくなるのではないか。

→範囲がせまく比較的簡単に利用しやすい、あすなろう線の付近や近鉄四日市周辺のお店を知ってもらえるように範囲をしぼった積極的な情報発信を行う。（コンパクトなまちづくりのために）

○少子化によって廃校になった学校を高齢者の学校として使うこと。

理由 C O V I D -19の影響でたくさんの方々が失業している。また、日本は少子高齢化が進んでいる。そこで、「高齢者が住みたい町ランキング1位」に四日市がなればよいと思う。自分が最期を楽しく迎えるのに最適な町にするために高齢者に「高齢者向けの小学校」に通ってもらい、楽しく集団生活を送ってもらう。さらに孤独死を減少させることができると思う。「高齢者向けの小学校」には、廃校となった小中学校の校舎を再利用したらよいのではないかと考える。

→「高齢者の学校」の設置という意見の追加で、高齢者だけの学校ではなく、高齢者と若者が楽しく集うことができる学校を設置すると思います。例えば、平日は、高齢者同士が集まって若者との交流方法を考える。そして土日に実際交流する、というような。そうすることで世代を超えた他者理解が深まり、高齢者だけでなく若者も暮らしやすい町になると思うからです。

【中心市街地の活性化】

○四日市駅周辺の娯楽施設及び万人向け施設のエリアの拡大 e x。商店街の空き店舗を市が所有し、1カ月、1年など期間を設け不動産会社を経由せず割安で貸し出す。（割安にする分、売り上げのいくらかを市に納めるなどの対策があっても良い。）クイズや有名人を呼んだイベントの実施。（市の風景や建築物でクイズを出すと、運動にもなりよい）

理由 現在の四日市市の問題点として、人が集まりやすい場所と集まらない場所の差が激しいことや、最終目的地になるような施設が少ないということが挙げられる。現在、アピタ周辺には人がたくさんいても商店街付近には人がいないなどの光景はよく見る。その改善策として、娯楽施設及

び万人向け施設エリアの拡大を挙げる。例として出したが、流行している店などを「流行期だけ出店する」のような選択肢を作っておくことにより、人気店が出店しやすくなり、人気店が出店すれば必然的に人が集まってくることに繋がると思ったからだ。桑名では、最近、近くのイオンにアスレチックが楽しめる施設ができ、結構人気がある。なので、再開発などで作ってみるのはどうかなどもある。また、クイズや有名人が来るといったイベントは、人が集まりやすいと思ったので、例に挙げた。これらのことは、個人的に「こんなことがあれば行くのに」と思うものを挙げてみたので、同年代の人は集まると思う。

→行列のできるような店ではなく、食べ歩きのできる商店街を目指すと思う。商店街の奥まで行きたくなるような工夫が必要だと思う。あと、夏祭りの時のようにごみが多く出るので、ゴミ箱を多く設置することでゴミ問題も解決できると思う。

→コロナの影響で、まだ積極的に外に出れないため、宅配サービスや持ち帰りのできるお店の出店を促進。

○商店街を発展させるため、四日市市商店街で使える共通コップの作製、導入。

理由①環境問題への取り組み。使い回せるコップを使うことによって、四日市市がSDGsに取り組んでいることをアピールすることができる。

②非日常を日常でも使えること。友達等と遊んだ時に買ったコップを日常の中で常に思い出に触れられる。

③四日市に人を集め収益を上げることができる。コップを使えば、格安で目玉商品を飲めるようにする。しかしそのためには、人気店への誘致やコップ導入加盟店への優遇などのシステム作りが必要である。しかし、格安で飲み物が飲めれば、ケーキ等のサイドメニューで利益を上げることが出来る。そして市がコップ販売を行うことで市に利益が入る。つまり、ドリンクは人を集めるための道具であり、コップやサイドメニューで利益を上げる。

→共通コップ、コロナ禍の現在においてはなかなか賛否を呼ぶ意見かもしれないが、フードロス削減やゴミの削減などに期待できるかもしれない。

→商店街で使える共通コップを「映える」ものの対象となるように、オシャレで四日市を連想できるようなデザインにしてはどうか。人気店の出

店に共通コップを、人気店のロゴと四日市を連想できるデザインをコラボさせたものにすれば、より共通コップの存在を知ってもらうことができ、使ってもらえるようになるのではないか。

○市民など消費者向けに商店街の店舗で利用可能な商品券、割引券といったクーポン券を発行し、より多くの人が商店街で買い物をしたいと感じられるようにする。

理由これまでの取り組みをみると、商店に対する支援や、イベント事業に対する補助などが多く見られるが、消費者に対するものはあまり見られない。そこで消費者に対する取り組みも必要であると考えた。商店街に人が来なければ店の経営も厳しいため、商店街で利用できるクーポン券を発行することで、それまで利用した事のなかった人にも訪れる機会が生まれ、リピーターとして何度も訪れるようになるかもしれないと考える。リピーターによる経済的好影響は大きいと考えられており、新しい商店街に人が集まることによって新たな事業者も参入する可能性もでてくるのではと考える。

○商店街の充実と中央通り、市役所も入れて”明るくする”。

理由商店街について、店の単位でみると商店街の店のいくつかはSNSによる発信を行っている。その規模や範囲までは定かではないが、そういった少しずつの認知がやがて大きな存在になるのだと思う。大須や日本橋、大阪の心齋橋、東京、秋葉原、アメ横、竹下通りなどはその典型であるといえる。駅前には特に居酒屋など飲食関連の店が多いが、お土産や特産品を取り扱う店があっても良いと思う。中央通りについて、冬は駅前だけライトアップされているので、せっかくならアピタの前の公園くらいまでライトアップし、市役所にひと役買ってもらうのはどうか。せっかくなら高い建物なのだから、イルミネーションで装飾すればインパクトは大きいと思う。立地としてもJRと近鉄の間なので目立つと思う。

→中央通りのライトアップのデザインをシーズン毎に変えていくべきだと思う。その季節に合ったライトアップを見ることができ、四日市がインスタなどで「映える街」として一つの良い原因を与えることができる。

→普通のライトアップじゃつまらないから。ライトアップに工夫をこらすべきだと思います。例えば、ライトアップの色をある時間になったら変えるなど、そのライトアップが観光名所になるような努力をするべきだと思う。

○バスの本数を夜に多くする。

理由四日市は（商店街を含む）夜に活気があるところがあって、大人の人はお酒も飲むので車を運転できないため、夜だけでもバスの本数を多くしたら、商店街を利用しやすくなるから。

【シティプロモーション】

○市内の数少ない観光スポットを直接むすぶ乗り合いタクシー的なものの導入。

理由都市部の行通システムは便利だが、パンフレットがすすめてくる観光地とやらは車社会がベースにされているので、いい場所だと思っても抵抗がある。乗り合いタクシーやコミュニティーバスで小規模の観光ツアーを定期的に運行してはどうか。電車やバスの”1日フリーパス”的な制度を入れると気軽さが増すと思う。また、これは市内向きでもあると思う。

○全国の人に届くようなインパクトのある宣伝をする。せっかく綺麗な夜景があるから、友達や恋人と楽しめるスポットを近くにつくる。（あすなろうの車内ライトアップはとても人気だった）高校生たちでおすすめのルートを作る→「1日をコーディネートする」意見へのつけ足し。デザイン、取材、配布から自分たちでやれば良い社会経験にもなり、友人などを通じて見てくれる人も増える。

理由TwitterやYouTubeを見てみると、四日市を知ることができる。ゲームや色々な場所から夜景を見ることができる動画があがっているのに、周りの人とそんな話をしたことがないから。特にゲームはなじみのある地域がでてくるので市民としては見ていて楽しく、周りの人に知られていないのは残念。実際に存在する人をモデルにすると「会いたい！」となるかもしれないと思った。何年前に愛知県豊根村の「チョウザメが村の人口を超えましたので、食べに来てください。」という広告がネットで話題になっていた。見ている人が思わず他の人に教えたくなるくらいの宣伝ができると「四日市市」の名前も広がると思う。

→電車の1日フリーパス、周辺の食事券、体験券、入場券をまとめて1日で回れるモデルコースのセットとして割引して販売する。

○旧東海道を含めた、”名古屋－伊勢” or 大阪、和歌山－伊勢、鈴鹿－名古屋でのルートで、観光、ビジネス客の呼び込み

理由「四日市」だけに集中して見るだけでなく、上記のようなルート、県や地方を見て考えるべきだと思う。例えば、お正月、伊勢神宮へ初詣した後、伊勢周辺の宿は混み合うので、四日市や鈴鹿に呼び込むと経済効果が期待できるのではないかと。（お正月プライス）そのためにも商店街、駅前の充実は大切だと思う。

→四日市だけに焦点を当てるのではなく、周辺の桑名市や鈴鹿市、菰野町、東員町さらには三重県全体を巻き込んで考えるのは重要なことだと思う。

→亀山市にある関の宿場町は、旧東海道の宿場町の中でも、江戸当時の町並みが美しく保存されていて、有名である。そこで、最も美しい町並みが撮れる場所を発信してはどうか。また、四日市では、三ツ谷の一里塚の桜の木が並んでいるところでも美しい写真が撮れることを発信してはどうか。

○商店街を活気づける。情報発信の強化（SNS）。ホームページから外へ（意見を参加させる）夏のイメージは強いけど、春と秋と冬のイメージが弱い。

理由四日市中心の方に住んでいる人にしか伝わっていない情報もあるため。四日市のイベント＝夏祭り・花火大会のイメージが強いが、他の四日市のイベントを知らないから。

○SNSなどの情報発信媒体（HP以外）の運用・活用。

理由コロナ禍でもやはり強いのはオンライン。SNS（Instagram、Twitter、TikTokなど）の媒体を市も商店街も各店ももっと使うべきである。営業情報や位置情報、店舗イメージはもちろん、従来の紙ベースの媒体では多く残る問題をスマートフォンなどで解決する。

○周辺地図、ロードマップ、パンフレット、ポスターのイメージチェンジ！

理由ロードマップ、パンフレットに関しては、もっと写真をメインに印象をはでやかにすれば見ごたえがあり、手にしやすくなると思う。オンラインパンフレット（QRコードを読み取ってもらう）も導入したらよいと思う。

○四日市の魅力を多くの人に知ってもらうためにパンフレットやポスターを市民から、特に若い人たちから写真を募集して自分たちの手でパンフレットやポスターを作っていくことを提案する。そして、写真の募集をかけるときはグラ

ンプリにしたり、SNSに発信したりして、より楽しく多くの人に四日市を知ってもらうための工夫をしたらいいと思う。

理由 四日市の魅力を知ってもらうためには、情報発信がまず大切だと思う。

しかし、パンフレットやポスターは普段あまり目につかないため、四日市市民がパンフレットやポスターの制作に関わることで、より市民目線のものになると思う。美しい写真、おいしい食べ物、かわいい物が映っているパンフレットやポスターは目につくため、特に写真は重要である。そして、写真の募集をかけるときグランプリにしたらよいと思う理由は、グランプリにすることでより多くの人々が写真を投稿したくなり盛り上がると思うからである。その時、写真はSNSで発信すると、四日市市民以外の人でも四日市の魅力が伝わり、四日市に興味を持ってもらえると思う。

○「私の自慢の四日市」フォトコンテストの開催。対象は年代を問わず四日市に住んでいたたり、通勤通学で四日市を利用したり四日市の魅力を伝えたいと思っている人。TwitterやInstagramの投稿に自分が紹介したいお店やきれいな場所など、四日市にある自慢したい所や物の写真を載せ、共通のハッシュタグをつけて応募してもらう。

理由 課題となることはやはり情報発信、どれだけ素敵なパンフレットを作っ

てもそれを手に取って見る人が少なかったらせっかくたくさんある四日市の魅力が伝わらないので住んでいる人、利用する人に市などから伝えるのではなく、その人たち自身が発信していけばその人の友達、SNSでつながりのあるたくさんの人に情報が届くし、他の人の投稿を見ることでその人も四日市の魅力を再発見できると思う。また、最近人気の旅行スポットなどはSNSでたくさん取り上げられたりハッシュタグをつけてたくさん投稿されています。（例：#大須商店街9.9万件

(Instagram)) 投稿が増えると人の目につく機会が多くなり、四日市のことを知ってくれる人や訪れてくれる人が増えると思う。その人に四日市って何があるの?と聞かれた時にたくさんの物や場所をスマホ1台で簡単にいつでも紹介できることが利点だと思う。

→ SNSに発信する内容として風景やお店だけではなく、「とんてき」や「なが餅」などのご当地グルメの発信にも努めるといいと思います。そしてフォトコンテストの内容も市民だけでなく、ご当地グルメの紹介としてお店側からも参加してもらえるような工夫をすることも推奨しま

す。

→フォトコンテストの入賞者に、商店街だけ使えるクーポンを贈呈し、使ってもらい、それをInstagramやTwitterで発信してもらってはどうか。

→開催の告知をSNSだけでなく、学校など、日常的に人が集まる場所で行うとよいと思う。